

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>消防水利の基準(消防庁告示第7号)においては、消火栓の給水能力は毎分1,000ℓとして、同一配管にある消火栓を同時に数個(2～5個)開栓した場合にも、その給水能力を確保すると同時に、一般への給水量も相当量見込むことから、直径150mm以上の管に取り付けることとしている(管網の場合を除く。)</p> <p>人口減少による水需要の減少などを背景に、水道施設の新設・更新にあたっては、水道配水管のダウンサイジングの動きがあり、これまでも、人口減少に伴う水道管口径の適正化において消火栓敷設水道管の口径基準については、学識経験者や水道技術の専門家、総務省消防庁、厚生労働省医薬・生活衛生局で継続的に検討・協議等を実施している。そこでの議論も踏まえつつ、今回の提案にあるように、近年の消火活動の動向について調査、検証したうえで、地域実情に応じて消火栓の設置要件に係る水道配管の口径を緩和できるよう、検討していく。</p>	<p>「消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会報告書(平成31年3月)」では、「地域の状況に応じて必要な水量を確保していく方策等を検討していくことが適当である。」と記載があるが、前回の検討会から3年が経過してもその後の検討状況について、消防庁から各消防本部へ情報提供がなく、進捗状況が不明確である。御検討いただけるとのことだが、水道配管の管径の緩和、水利の基準改正について具体的なスケジュールを回答いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、見直しにあたっては地域実情に応じて対応が可能となるよう配慮していただきたい。</p>
<p>「求める措置の具体的内容」に記載の「水道事業者の負担の軽減」という観点については、水道法上の水源等の整理や責任の所在を明確にした上で、水道法第24条の3に規定する水道事業者等への第三者委託制度を活用することなどにより、変更認可を伴わず、対応することが可能である。</p> <p>なお、給水区域の重複の排除は、水道事業の地域的独占経営を認めて二重投資を避け、事業の計画的経営を可能にする趣旨で規定しているため、給水区域の重複を可能とすることは困難である。</p>	<p>本案件は、市境、行政境、給水区域境における小規模の給水需要への迅速な対応を検討している案件であり、各事業者において給水需要箇所近辺の水源が異なること(自己水(地下水)、泉水受水等)も想定される。第三者委託制度を活用する際、同一水源でない場合は認可変更を伴い、相当な期間を要することから給水需要者に負担(転居が遅れることにより発生する費用や精神的苦痛等)を掛けてしまい、需要に対応できない。</p> <p>従って、給水需要者に対して迅速に給水できるよう、給水区域の重複を可能とされたい。少なくとも、給水区域変更時の事務負担軽減について検討されたい。</p> <p>また、本案件は、市境、行政境、給水区域境において、水道施設の重複を避けることを目的としている。道路を境にしてA事業者、B事業者と給水区域が分かれている状況において、A事業者のみ水道管路・施設が既存である中、B事業者の給水区域に小規模の給水需要が発生した場合に、費用対効果等の観点からB事業者において水道施設を新設することが容易に出来ないことが想定されるため、給水区域を変更することなくA事業者からの給水を可能とすることにより、給水区域境における水道施設の重複(非効率な投資)を避けつつ、給水需要に対して迅速な対応が可能となり、また、将来の更新ストック削減にも貢献できる。加えて、給水需要者に対して、一定の管理下のもとフレキシブルに給水提供することは、改正水道法で基盤強化の方策として掲げられている「広域連携の推進」を見据えた対応であり、中小規模の水道事業者の健全経営や水道サービスの継続にも繋がると考える。</p> <p>上記の理由から、給水区域の重複を可能とされたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
159	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、豊岡市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	私立認定こども園等における障害児受入支援に係る制度見直し	私立認定こども園等における障害児の受入支援については、国庫補助制度を一本化する等、関係省庁の縦割りを廃し、利用者目線での施策充実を推進すること。 障害児を受入れる私立認定こども園等を一層支援するため、国庫補助制度において受入れ障害児が1人であっても補助対象とすること。	【現状】 障害児保育事業(現在は一般財源化)の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受入れる場合に、私学助成及び子ども・子育て支援交付金により、職員に加配に必要な費用を補助している。 【支障】 幼稚園型認定こども園においては、1・2号認定が文部科学省補助(私学助成:特別支援教育推進事業)、3号認定が内閣府補助(子ども・子育て支援交付金:多様な事業者の参入促進・能力活用事業)となっており、同じ園で、2つの申請手続が必要なケースがある。 受け入れる障害児が1人である場合は補助対象とならず、障害児の受入や保育士等の処遇改善が進まない。 [文部科学省私学助成(特別支援教育推進事業)の補助要件、補助額(年額)、負担割合] 受入障害児2人以上 784千円/人 国庫1/2・都道府県1/2 [内閣府子ども・子育て支援交付金(多様な事業者の参入促進・能力活用事業)の補助要件、補助額(年額)、負担割合] 受入障害児2人以上 約784千円/人(月額65,300円/人) 国庫1/3・都道府県1/3・市町村1/3	障害児の受入促進や保育士等の処遇改善、補助金・交付金の交付申請に伴う施設及び地方公共団体の事務負担軽減が図られる。	内閣府、文部科学省	岩手県、宮城県、茨城県、前橋市、千葉市、川崎市、浜松市、大阪府、島根県、広島市、山口県、香川県、福岡県、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県	○当市でも、子ども・子育て支援交付金を活用し幼保連携型認定こども園に対し同様の補助を行っているが、受け入れる障害児が1人である場合は交付金の対象とならず、市単独補助を実施している。
160	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、西宮市、洲本市	新型コロナウイルス感染症患者の感染症法第19条の規定による入院勧告等の実施主体に関する見直し	新型コロナウイルスは患者数が多く、療養終了まで入院、宿泊、自宅等の療養場所の変更があり得、最低でも7～10日の療養期間における健康観察の必要性等から、最初の入院調整から療養終了まで一貫して患者の居住地を管轄する保健所が対応することが望ましいため、患者の現在地を管轄する都道府県知事等が行う入院の勧告又は措置を、結核患者と同様に患者の居住地を管轄する保健所が行うようにすることを求める。 その際、患者の現在地が居住地から遠く離れている場合等に、双方の保健所で調整することは妨げないこととしていただきたい。	【現状】 医師は、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)患者を診断したときは、最寄りの保健所長を経由して知事または保健所設置市等の長に届け出る。 この届出を受理した保健所は、患者の居住地が管轄外の場合は、居住地を管轄する保健所へ届出の内容を通報する。 平成11年3月19日付け健医発第454号厚生省保健医療局長通知(以下、「厚労省通知」という。)において、新型コロナを含む結核患者以外の患者に係る入院勧告等は、患者の現在地を管轄する知事、保健所設置市等の長が行うこととされている。 患者の居住地と現在地を管轄する保健所が異なる場合は、双方の保健所で移管協議の上、対応することは運用上差し支えないとされているが、患者対応には大きな負担が伴い、保健所業務が逼迫する場面も多い中、各保健所はこの移管協議を進めることに相当な労力を費やしている。 【支障】 厚労省通知において、新型コロナ患者の現在地を管轄する保健所が疫学調査や入院・療養調整を行うこととされており、例として、以下のような場合は患者の現在地を管轄する保健所が対応を行っている。 【例①】居住地を管轄する保健所の管轄外で新型コロナ陽性が判明したが、公共交通機関を使用せずに帰宅できない場合 【例②】濃厚接触者が自宅等での待機期間中に急変し、救急搬送で居住地外の医療機関に搬送され、新型コロナ陽性が判明し、そのまま入院となった場合 ①についてはいずれは帰宅することが想定され、②もいずれは居住地の病院への転院や自宅療養等が想定されるが、現状では患者の現在地を所管する保健所が対応する必要があり、業務が逼迫している中、患者対応の移管協議には多大な負担が発生するため、実態として患者の検査診療を行う医療機関が多く所在する都市部を管轄する保健所に業務が集中している。 なお、当県下の保健所の実績として、患者の居住地と現在地が異なる保健所の所管であって、患者の現在地を所管する保健所が当該患者の対応を行っているケースは全体の約1.4%となっており、その大部分は、隣接する保健所間であり、現在地で対応できないほど遠方であるのは少数である。	患者の検査診療を行う医療機関が多く所在するエリアを管轄する保健所業務の逼迫が改善されるとともに、入院調整から療養終了まで一貫して居住地を管轄する保健所が対応することが可能となる。	厚生労働省	さいたま市、川崎市、名古屋、沖縄県	○当市においても同様の支障事例は生じている。市内に医療機関が多く存することから市外居住者の措置等の負担が大きい。 加えて、当市を含む県下においては、現状においても、左記「求める措置の具体的な内容」と同様の運用がなされており、患者の居住地が県内なのか県外なのかによって取扱いが異なっていることから、制度改正による統一の必要性が大きい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」(令和元年12月10日子ども・子育て会議)において、『既に一般財源化した保育認定子どもに係る部分については、国と地方の税財源配分の在り方に関わる課題であり直ちに変更を行うことは困難であることなどから、現時点で認定子ども園に係る障害児等支援事業を一元化することは困難であるが、各園への支援レベルが低下することのないようにしつつ少しでも事務の簡素化を図る観点から、法律上私学助成を交付することが可能な学校法人立認定子ども園の3～5歳については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」ではなく一律私学助成の補助対象とすべきである。</p> <p>一方、施設類型や設置主体により障害児等に対する必要な支援は異なるものではないため、更なる支援の一元化については、国地方の税財源配分の在り方等に関する大局的な議論の機会をとらえるなどして、引き続き検討すべきである。』とされているとおり、私学助成と、多様な事業者の参入促進・能力活用事業の補助対象については、令和3年度より現在の補助体系に整理されたところ。今後の国庫補助の在り方については、引き続き、検討を行うことが必要である。</p> <p>なお、<求める措置の具体的内容>の後段にある事業の対象要件の見直しについては、地方分権改革室において財務省と協議の上で回答を要する事項の対象外と整理された。</p>	<p>近年、発達障害児をはじめとした障害児を受入れる認定子ども園等が増加していることから、受入支援を強化していく必要がある。回答のような一般財源化部分に係る提案ではなく、幼稚園型認定子ども園に係る提案であることをまずご理解いただきたい。</p> <p>現状、国庫補助制度については、一部見直しはなされたものの、幼稚園型認定子ども園においては、1・2号認定が文部科学省補助(私学助成:特別支援教育推進事業)、3号認定が内閣府補助(子ども・子育て支援交付金:多様な事業者の参入促進・能力活用事業)と、同じ園で、2つの申請手続が必要なケースが残ったままである。対象児童の保育認定の状況によって、活用する補助制度が異なるわけがかりにくい体系であり、関係者からも煩雑で管理も大変であるとの声がある。こども家庭庁の創設を機会として、関係省庁の縦割りを廃し、認定子ども園を対象とする国庫補助制度は、全て内閣府(こども家庭庁)に一元化するなど、真摯に利用者目線での制度見直しを検討されたい。</p> <p>なお、今回は回答を要する事項の対象外と整理されたが、補助対象要件の見直しについては、各幼稚園等からの要望も多い。障害児の受入に際しては人数を問わず一人ひとりにきめ細やかな対応を求められているほか、同一園に2名の障害児を受入れていても、前述の保育認定の状況によっては2名のうち1名のみが補助対象(うち1名は補助対象外)となる場合もあることから、元より受入障害児が1人であっても補助対象となるよう一元化と併せて前向きに検討されたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第19条及び第20条において規定する入院勧告・措置については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者に医療を提供し、当該者を重症化させないこと等により、病状を早期に回復させるとともに、病状の回復により感染力を早期に減弱・消失させるものであり、 ・感染力及び罹患した場合の病態の重篤度から判断した危険性が高い疾患に罹患した者を入院させることそのものが感染の拡大防止に資するという側面も有するものである。 <p>こうした趣旨を踏まえて、感染症患者に迅速に対応し、感染のまん延防止を図ることができるよう、入院の勧告又は措置を行う者は、勧告又は措置を行う際に入院の対象者が現にいる場所を管轄する都道府県知事等としている(ただし、結核患者に係る入院については、通院医療や服薬指導によって、長期にわたって保健所による患者管理を要するという特性があるため、例外的に入院の対象者の居住地を管轄する都道府県知事等が入院の勧告又は措置を行うこととしている)。</p> <p>新型コロナウイルス感染症においても、法第26条において準用する第19条及び第20条の規定により、当該感染症の患者に迅速に対応し、感染のまん延防止を図ることができるよう、原則として、入院の対象者が現にいる場所を管轄する都道府県知事等が入院の勧告又は措置を行うことが適当である。ただし、地域の感染状況や各保健所の業務状況等を踏まえ、やむを得ない場合については、入院の対象者が現にいる場所を管轄する保健所と当該対象者の居住地を管轄する保健所との間で、入院対象者への迅速な対応に支障がないよう連携・調整できる場合に限り、入院勧告又は措置を行う保健所の取扱いについて、柔軟に対応して差し支えない。</p>	<p>感染症病床数を大きく上回る感染症患者が発生し、保健所業務が逼迫する中で、届出を受けた患者の現在地を管轄する保健所が、患者の居住地を管轄する保健所との調整に労力を割くこと自体が困難である。この負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症に関しては、平成11年3月19日付け健医発第454号厚生省保健医療局長通知による「入院の対象者が現にいる場所を管轄する都道府県知事等」が入院の勧告又は措置を行うという取扱いを通知等により見直していただきたい。</p> <p>感染症患者に医療を提供し、当該患者を重症化させないことは重要であるが、新型コロナウイルス感染症では無症状・軽症患者が大半を占め、自宅療養も認めていることや、同居人(濃厚接触者)への対応が必要になること、一定の健康観察が必要であること等を考慮すると、患者の現在地の保健所での対応を原則とすることは適当とは言えない。</p> <p>さらに、抗原検査キットやPCR検査機器等の普及・発達に伴い、即時に検査結果が出るが多くなってきた中で、居住地外の医療機関等で新型コロナ陽性が判明したが、公共交通機関を使用せずに帰宅できない場合や、救急搬送で居住地外の医療機関に搬送され、そのまま入院となった場合は、届出を受理した保健所が対応しているが、患者はいずれ居住地の医療機関への転院となることや、自宅療養に移行することを考慮すれば、最初の入院調整から療養終了まで一貫して居住地を管轄する保健所が対応することを原則とするほうが合理的である。</p>	-	<p>【全国知事会】 全国の都道府県や市町村の実情を踏まえ、提案の是非も含めよりよい制度に向けた検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 現行制度の継続を望む自治体と現行制度にならざるを得ないと考える自治体があり、慎重に検討されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
161	兵庫県	自動車NOx・PM法の規定による特定事業者の要件緩和	自動車NOx・PM法第33条及び同法施行令第8条第2項に規定されている「特定事業者」の要件(一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有する対象自動車の使用台数)を、現行の30台から大規模事業者(200台以上)のみを対象とするよう緩和すること。	【現状】 自動車NOx・PM法では、一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有する対象自動車を30台以上使用する事業者を「特定事業者」と位置づけ、「自動車使用管理計画書」(法第33条)及び「自動車使用管理実績報告書」(法第34条)の作成、知事への提出を義務付けている(令和3年3月末現在166事業者)。 令和2年度から令和4年度にかけて国が自動車NOx・PM法の見直しを検討した結果、中央環境審議会の答申では、総量削減基本方針の目標はほぼ達成されていると評価されている。また、特定事業者の自動車使用管理計画についても、環境性能の高い車両への代替等の取組の結果、排出量が削減され、「関係者の事務負担軽減の観点から計画項目や対象車種の見直し等、計画策定事務の合理化を検討することが望ましい」とされている。 【支障】 計画(報告)作成に必要な各種データの把握・管理等に係る事業者の事務負担が大きいため、事業者からの苦情・問い合わせ対応や計画未策定の事業者に対する助言、提出された計画(報告)の統計処理等に係る県の負担も大きい。	計画(報告)作成に伴う事業者の負担軽減及びそれらの統計処理等を行う地方公共団体の事務負担軽減が図られる。 当県の場合、対象を大規模事業者(200台以上)とした場合の台数捕捉率は現行の1.18%から0.60%に低下するが、対象事業者数の減(166社から19社に減少)に比べると影響は軽微である。	環境省	—	○当市に権限は委譲されていないが、関係者の事務負担軽減については、自動車NOx・PM法の趣旨を鑑み、台数を緩和するのではなく、乗用車に比べて環境への負荷が大きいトラック・バス重量車を適切に管理できるよう、乗用車を報告対象外へ見直す等の方向性が望ましいと考える。
165	兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、関西広域連合 【重点38】	地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止	交付決定を受けた直近の実施計画における、当該年度事業費の2割以内の減額、要素事業間の2割以内の流用等、軽微変更としての報告が求められている全てについて、報告を不要とすること。	【現状】 地方創生推進交付金交付要綱第7条に定める「交付金対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更」であって、以下のいずれかに該当するものは、軽微変更として報告することとされている。 ①交付決定を受けた直近の実施計画における、当該年度事業費の2割以内の減額 ②交付決定を受けた直近の実施計画に実施計画における、当該年度経費内訳の要素事業間の2割以内の流用 ③企業版ふるさと納税の併用に関する変更(事業期間の延長を伴わないものに限る) ④文言その他記載内容等の変更 【支障】 留意事項では「2割以内の減額の場合報告は必ずしも必要でない」とあり、また、「文言その他記載内容等の変更」の場合は報告が必要となっているなど基準が曖昧なため、変更報告の要否をその都度確認する必要が生じる。市町によって対応も異なり、軽微変更でも逐一報告・相談される場合もあり、報告にあたっては変更後の実施計画に加えて新旧対照表の作成が必要であるなど事務が煩雑である。 事業の目的等に影響がないにもかかわらず、変更報告後でなければ事業実施が認められない。また、資料一式の事前確認を受けた後に正式報告することになっており、報告資料作成のほか、内部決裁や県経由による調整など手続に時間を要するため、事業の推進に支障が生じる可能性がある。 [例:令和3年度中の軽微変更] 2割以内の減額:3件(3市町) 企業版ふるさと納税の併用:3件(3市) 文言変更:3件(1市) その他、地方創生拠点整備交付金に係る軽微変更:1件(県)	軽微な計画の変更手続に伴う地方公共団体の負担軽減が図られる。	内閣府	北海道、宮城県、富谷市、川崎市、相模原市、新潟県、新発田市、稲沢市、京都市、城陽市、高松市、今治市、長崎県、大村市、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市	○地方創生推進交付金の交付要綱ならびに関連事務連絡や通知、様式は多数にわたりかつ複雑で、また事業計画書の記入項目も多く、全体を把握するのが非常に難しく時間がかかる。そのため簡素な修正だけでも事務負担が大きく、利用しづらい制度となっている。制度を整理したうえで手続きを簡素化し、軽微な変更は報告不要として、使いやすい制度としていただきたい。 ○当市でも、軽微変更に係る事務(報告資料の作成等)で時間を要したことがあり、特に「④文言その他記載内容等の変更」については、事業目的に沿う内容の軽微な変更であれば報告不要としていただきたい。 ○当市における令和3年度の企業版ふるさと納税の併用実績は4件である。支障事例として、都道府県を介して事前に報告が必要であり、事案(寄附)が生じた際は早急な対応を求められることから、事務負担が多い。添付書類及び様式の簡素化が必要である。 ○軽微な計画の変更手続に伴う地方公共団体の負担軽減が図られる。 ○地方創生推進交付金の実施計画の軽微な変更については、交付金対象事業の目的等に影響を与えるものではないのにも関わらず、変更手続に伴う事務に時間を要しており、事業の推進に支障が生じる可能性があることから、変更手続きは不要と考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>令和4年4月に中央環境審議会が取りまとめた「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(答申)」においては、環境基準値を超過する可能性が十分に低い濃度レベルには至らなかった測定点の一部であったことから、引き続き現行の自動車NOx・PM法に基づく各種施策を継続することが必要であるとしているが、自動車使用管理計画については、「制度の効果を担保しつつ、関係者の事務負担軽減の観点から計画項目や対象車種の見直し等、計画策定事務の合理化を検討することが望ましい。」としており、これを踏まえ、自動車使用管理計画の制度を維持しつつ、地方公共団体及び事業者の事務負担の軽減を図ることとする。具体的には、特に事務負担の大きい排出量算定に係る計画・報告の項目を削除する関係省令等の改正、大気汚染物質を排出しない車両(EV等)を計画・報告の対象から外れるように運用を改善するための通知の発出を、年内目途に行うこととする。</p> <p>なお、特定事業者制度の合理化にあたっては、同答申において、施策の効果を担保することが条件となっていることなどから、「特定事業者」における台数要件を一律に緩和することは施策の効果を低減させることになるため、適当ではないと考えている。</p>	<p>令和4年4月に中央環境審議会がとりまとめた答申では、「制度の効果を担保しつつ、関係者の事務負担軽減の観点から計画項目や対象車種の見直し等、計画策定事務の合理化を検討することが望ましい。」とされているところであるが、「特定事業者」における台数要件の緩和により「制度の効果」が低減する根拠が不明である。</p> <p>答申後の見直し案では、自動車使用管理計画制度の最も基本的な項目である「窒素酸化物・粒子状物質の排出量及び目標」を削除する方針が示されている。法第1条に記載されている「事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出の抑制のための所要の措置を講ずる」上で、特定事業者による排出量の把握や目標設定が不要となった場合でも「制度の効果」が担保されるのであれば、特定事業者の要件緩和による影響についても軽微であると考えられるとともに、事務負担軽減の効果も高いことから、再考いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 自動車NOx・PM法の規定による特定事業者の要件緩和については、都道府県の裁量が増えるような検討を求める。</p>
<p>提案のご趣旨を踏まえ、地方公共団体の負担軽減を図る観点から、軽微変更報告においてどのような内容の見直しが可能であるか検討を行い、結論を得る。なお、軽微変更報告そのものを廃止することについては、適切でないため困難である。</p> <p>軽微変更報告については、地方創生推進交付金交付要綱第7条に定める「交付金対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更(以下、「細部の変更」という。)」であるか否かを国として判断しているが、以下に掲げる理由のとおり、各地方公共団体における不利益の防止や効率的な事業執行などを図るために実施しているものであり、廃止することは困難である。</p> <p>＜不利益の防止＞ 軽微変更報告を廃止した場合の不利益事例として、実績報告時に細部の変更とは認められない(変更交付申請が必要であった)内容があった場合、これに係る経費について交付金の交付を受けることができず、財政負担が増加することや、都道府県において実績報告の審査を行う際、経費の増減や流用、記載内容変更など全てを確認することとなり、かえって都道府県・市区町村ともに事務負担が増加することなどが考えられる。</p> <p>＜効率的な事業執行＞ 軽微変更報告により、各変更時点における最新の実施計画の適切な管理を行うことで、適切な事業執行や実績報告における効率的な業務遂行が可能となり、また、国と地方公共団体における適時適切な情報共有も可能とするものである。</p>	<p>事業の目的・効果に与える影響が皆無(又は極めて軽微)であるにも関わらず、報告対象の確認や手続が煩雑で、変更手続が「軽微変更報告」と「変更(軽微以外)の申請」の2種類あり、報告要否を判断するための基準も曖昧であるため、軽微変更報告の手続が効率的な業務遂行上の支障となっている。</p> <p>この変更手続が2種類あることが事務の混乱を招く原因で、軽微変更報告が実績報告時に細部の変更とは認められない内容の発生を防止するとは考えにくく、事業内容の追加・増額や要素事業間の2割以上の流用など地方自治体の財政負担に影響するような重大な変更は変更申請の際に精査されることから、軽微変更報告を廃止することで指摘のような不利益事例が発生することは想定されない。</p> <p>さらに、軽微変更報告を提出することにより、実績報告時の確認業務を省略できるものではなく、実績報告時には、軽微変更報告の手続に関わらず、経費の増減や流用、記載内容変更など全てを確認しており、かえって事務負担が増加するということはない。</p> <p>事業執行面においては、実務上、軽微変更報告後でなければ変更に着手できず、正式報告前に事前確認の必要があるなど手続に時間を要することから、事業の進捗に支障が生じる。加えて、軽微変更報告の必要性が乏しく、同じような内容の変更であっても、報告するか否かの対応が市町によって異なっており、現状においても、県としては手続を行っても県内市町の全ての状況を把握できないため、県全体としては適時適切な情報共有にはなり得ていない状況であり、軽微変更報告が廃止されても問題ないものと考えている。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 地方創生推進交付金事業実施計画の変更に係る手続については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
166	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点19】	過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体的策定	都道府県方針に必要な記載を盛り込めば都道府県計画の策定を不要とすること、もしくは都道府県計画の記載事項を簡素化すること。	【現状】 都道府県は、過疎地域の持続的発展を図るため「過疎地域持続的発展方針」を定めることができ、市町村は都道府県方針に基づき「過疎地域持続的発展市町村計画」を定めることができる(任意)。市町村計画の策定は、過疎対策事業債の発行等の支援措置の要件となっている。 都道府県は都道府県方針に基づき「過疎地域持続的発展都道府県計画」を定めることができる(任意)。 【支障】 都道府県方針で基本的事項や実施すべき施策などを記載しているにもかかわらず、都道府県計画でも概ね同様の記載が求められており、同様の内容について、関係部局等、庁内での意見調整が複数回必要である等、事務の負担となっている。 都道府県計画の策定は都道府県が市町村の基幹道路等の代行整備事業を行うための要件となっているが、代行事業を実施していない都道府県も相当数存在しており、都道府県方針と別に都道府県計画を策定する意義が低下している。	類似の方針と計画を統合することにより計画等の策定に伴う負担軽減が図られる。	総務省	宮城県、栃木県、新潟県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県	—
167	兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、三田市、たつの市、新温泉町、和歌山県、徳島県、関西広域連合 【重点33】	酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下、要領)で規定されている様式を廃止し、内容を地方公共団体の裁量に任せること。 策定に当たって、都道府県知事の農林水産大臣(市町村長は都道府県知事)との協議事項を報告事項に変更すること。	【現状】 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(以下、法律)に基づき、概ね5年ごとに農林水産大臣が「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(以下、基本方針)を策定し、都道府県は基本方針に調和することを条件に「酪農肉用牛生産近代化都道府県計画」を策定することができる(任意)。 都道府県計画及び市町村計画の内容については、法律で記載すべき事項が規定されているほか、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領で詳細な様式が定められている。 【支障】 法律では「作成することができる。」とされているが、実質的には補助事業等の要件になっており作成が余儀なくされている。 要領で規定されている様式(様式1)は、項目が表で細かく全国画一的に設定されており、特に「近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標」等は目標を策定するため、酪農、肉用牛、飼料の項目に分かれ担当毎に技術センターとも連携を取りながら現状分析を踏まえ作成している。また、作成した計画を検討委員会で審議するなど、当該年度を通じてこの計画を策定するため多大な労力と時間を要している。 計画を策定するに当たり、都道府県知事は農林水産大臣、市町村長は都道府県知事との協議が必須となっている。 都道府県においては国の基本方針や、特に市町村計画との調和や内容の精査について、市町村担当者や県の出先機関である県民局職員(農林振興事務所、農業改良普及センター)を対象とした説明会の開催や内容の調整等を行っており、県庁職員だけでなく関係する県民局農林事務所職員も含め、多くの担当者の多大な労力と時間を要している。	記載内容の簡素化及び農林水産大臣との協議を省略することで計画策定に伴う負担軽減が図られる。	農林水産省	宮城県、白鷹町、長野県、鳥取県、山口県、熊本市、沖縄県	○当県においては、10年おきに策定する「沖縄21世紀ビジョン」により家畜頭数や飼料生産の目標値を設定しているため、業務内容が重複している。 ○当県でも、類似した県計画等を策定し、酪農及び肉用牛の振興について目標設定及び進捗管理を実施しているところであり、画一的な計画書の作成は必要ないと考えられる。 また、作成義務のある計画でなく、類似した県計画は関係者等で協議して策定しているものであることから、策定時に必要な協議を国への報告とすることで負担軽減にも繋がる。	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>以下の理由により都道府県計画の策定を不要とすることは困難。 ・過疎方針に基づき、都道府県と市町村がそれぞれどのように過疎対策を行うかを定めるものとして、都道府県・市町村計画の策定が必要であること。 ・過疎市町村の人的・技術的・財政的な資源の制約から、特に過疎対策において都道府県による支援の重要性が高まっており、令和3年3月に制定された現行過疎法において、都道府県の責務に係る規定(第6条)が新たに追加されたところであり、市町村と協力して効果的な過疎対策を講じる観点から、都道府県計画策定の必要性はより高まっていること。 また、過疎対策は、様々な観点から総合的に実施するものであり、過疎計画の記載事項もこれに対応したものであることから、簡素化は困難である。 なお、過疎方針に都道府県計画の内容を盛り込んだ場合、方針期間中の事業の追加等に応じて逐次国への協議・国の同意等が必要になり、かえって事務が煩雑になる可能性がある。</p>	<p>過疎方針と都道府県計画が併存する現状では、関係者への意見聴取や庁内協議等の策定プロセスが二度手間になり、地方の負担となっている。過疎地域の持続的発展を図るという点で両者の目的に違いはなく、法第7条第2項第2号(過疎方針:実施すべき施策)と法第9条第2項(都道府県計画:市町村に協力して講じようとする措置)においても同様の事項を記載するものとされており、性格を異にするどころか、内容が極めて類似している。 過疎対策における都道府県の責務は理解するが、過疎方針と別に単独で都道府県計画を策定する必要性が低下していることは提案のとおりである。過疎対策を総合的な観点から実施する上で都道府県計画の簡素化が困難な場合でも、過疎方針と都道府県計画を一体的に策定すれば、市町村との協力による効果的な過疎対策の実施及び市町村計画の策定に支障は生じない。 また、過疎方針策定時の大臣協議及び同意は、過疎方針・都道府県計画・市町村計画のいずれも策定が任意とされていることや、管内の過疎地域における総合的かつ計画的な対策の実施は都道府県の責務(法第6条)であることから、第一義的には廃止することが地方の負担軽減と分権推進に資するものと考ええる。また、大臣協議・同意を継続させる場合でも、過疎方針に統合した都道府県計画の部分についてまで逐次大臣協議・同意の対象とする必要はなく、協議対象項目を限定すれば効率的に実施できると考える。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 過疎対策分野において内容の重複が見られる計画等については、統廃合などの見直しを行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に定める都道府県計画等の策定は、酪農及び肉用牛生産の健全な発達等を図り、牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資することを目的としている。このため、都道府県計画等の策定に際しては、これまで同様、国が定める基本方針の内容との調和を図りつつ、法第2条の3第2項に規定する項目(管理番号136参照)等を記載することが必要となる。一方、上記の記載項目を満たすものであれば必ずしも画一的な様式に沿った計画を求めるものではないことから、次期の都道府県計画等の策定にあわせて、その様式等を定めている「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」について、協議に係る項目を除き、現在の様式を参考様式例と位置づけ、記載項目を満たしていれば地域の実情に合わせた様式での作成を可能とすることについて見直しを検討する。 農林水産大臣への協議については、地域の自主性及び自立性を高めるために、平成23年の法律改正において、協議事項を計画全般から全国的な需給の安定に関わる「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」のみに限定したところ。「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」が全国的な需給に関わることについては、現時点でも状況が変わっておらず、報告という事後的な措置では、畜産物の供給の総量的な管理が行えず需給関係が大きく崩れる恐れがあることから、協議という手続きを存続することとしたい。</p>	<p>都道府県計画の記載事項の一つである近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標(法第2条の3第2項第2号)について、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下、「要領」という。)により、「飼養形態や飼料生産体系等に係る様々な具体的な取組を経営類型ごとに特定した上で、それらの取組の結果実現し得る姿としての収益性の向上を示すものとして設定する」とこととされているなど、都道府県計画は要領によって記載事項が極めて細かく規定されている。また、経営類型については、要領に定める様式において、酪農経営は単一経営、肉用牛経営は肉専用種繁殖経営、肉用牛(飼育・一貫)経営に分類して記載が求められているが、これは理論的・理想的なモデルであり、生産数量や飼育頭数の算定には、野菜栽培等との複合経営などモデルに当てはまらない経営体も考慮する必要があり、モデルごとの積み上げは現実的ではないと感じている。したがって、計画の根幹部分との関連性が薄い記載事項の廃止等の簡素化に努めるとともに、類似計画による代替を可とすることも含め、算定や記載方法を地方公共団体の裁量に任せる検討を是非お願いしたい。 農林水産大臣への協議については協議事項を限定したとのことであるが、要領に定められている協議説明書では農家戸数や耕種農業の生産状況等を記載する必要がある上に協議項目以外の飼料生産に係る目標等の考え方を求められるなど、実質的には限定されていないと受け止めている。また、策定が任意とされている計画により供給の総量的な管理を行おうとする意図に無理があり、協議を必要とする理由とはならないと考える。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 酪農・肉用牛生産近代化計画の事前協議等の策定手続きに係る義務付けについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
168	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、明石市、洲本市、豊岡市、川西市、三田市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	社会福祉施設に関する調査の手法、内容及び頻度等の見直し	以下のとおり社会福祉施設に関する調査の簡素化を求める。 ①内容に重複が見られる調査の整理・統合(施設数・定員・従事者数等) ②調査頻度の削減及び調査時期の統一(年度報告調査の統一等) ③オンライン化の推進と基本情報入力の簡素化(インターネット回答の拡大、法人・事業所番号による基本情報の自動入力、前回回答の表示等)	【現状】 社会福祉施設に関する調査は、統計法に基づく一般統計調査として、都道府県・指定都市・中核市を対象に、社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的として実施されており、国から都道府県・指定都市・中核市に調査が行われるものと、国から民間事業者を通じて直接施設等に対して調査が行われるものがある。 [主な調査] 社会福祉施設等調査(毎年度)、介護サービス施設・事業所等調査(毎年度)、福祉行政報告例(毎年度)、福祉行政報告例第54、54の2(毎月)、地域児童福祉事業等調査(対象毎に3年周期で実施)等 【支障】 人員体制の限られた社会福祉施設等にとって、本来業務の傍ら、多数の調査内容を都度理解し、数値を集計、回答票を作成・報告することは、休憩時間にも作業が必要となるなど、大きな負担となっている。また、対象施設・事業所の精査や報告のとりまとめを行う地方公共団体の負担も大きい。「福祉行政報告例」では年度報が48項目(県の場合)と多数にのぼり、期限が4月末であるため、調査経路となる市・県福祉事務所や本庁関係課は業務繁忙期に集計を行っている。 [負担の具体例] 「社会福祉施設等調査」及び「介護サービス施設・事業所等調査」(毎年10月1日調査)では、法人名、施設名、施設所在地等の施設の基本情報をその都度記入している。また、定員(又は在所者数)や従事者数等、内容に重複項目がある。 「福祉行政報告例」においては、老人ホーム、児童福祉施設、保育所、幼保連携型認定こども園の定員、入所者数、退所者数、措置人員等を調査しているが(翌年度4月末報告)、調査時期が異なる「社会福祉施設等調査」にも同様の調査項目がある。 「福祉行政報告例」において、保育所及び幼保連携型認定こども園の在所者数は、老人ホーム、児童福祉施設等の他の施設と異なり、毎月報告が必要である(第54・54の2)。インターネットによる調査回答は、「社会福祉施設等調査」では児童福祉施設等と幼保連携型認定こども園のみ、「介護サービス施設・事業所等調査」では居宅サービス事業所(医療関係)と介護医療院のみが可能となっている。	調査への回答に伴う施設・事業所及び地方公共団体の負担軽減が図られる。	厚生労働省	札幌市、宮城県、仙台市、茨城県、水戸市、高崎市、埼玉県、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、諏訪市、浜松市、名古屋市、豊田市、滋賀県、大阪府、大阪市、高槻市、笠岡市、広島市、高知県、熊本市、延岡市	○当県における障害福祉サービス施設・事業所は運営法人単位でも約3,000か所にもものぼり、事業所数ではそれ以上である。また当県の事業所の特徴として中小規模の事業所が多く、人員体制の限られた障害福祉サービス施設・事業所等にとって、本来業務の傍ら、多岐にわたる多数の調査内容を都度理解し、個人情報流失に注意しながら、数値を集計、回答票を作成・報告することは、残業を行ったり休憩時間にも作業が必要となるなど、大きな負担となっており、重複している調査については苦情もある。また対象施設・事業所の精査や報告のとりまとめを行う県職員の負担も大きい。「福祉行政報告例」では年度報が48項目(県の場合)と多数にのぼり、期限が4月末であるが、当該時期は事業所の報酬にかかわる体制届の提出締め切りが4月15日、登録作業が4月30日と業務繁忙期でもあり、そのような状況で調査集計も行っており、担当職員は連日深夜まで残業を毎年行っている状況である。 ○当県の福祉行政報告例の対象施設数は1,322施設に上り、とりまとめ等における業務の負担が大きい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>○統情の統計調査について 「社会福祉施設等調査」及び「介護サービス施設・事業所調査」では、基本票(都道府県等に配付する調査票)により施設の基本情報を得ているところ、基本票の配付時点では、両調査の対象となるかは不明であるため、法人名、所在地等の施設の基本情報に重複項目があるが、仮に両調査の対象となった場合でも都度記入の必要がないよう、前回調査結果を記載した上で配付している。</p> <p>また、「社会福祉施設等調査」の調査対象となる施設・事業所が介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく指定を受けている場合(例えば、障害福祉サービスの居宅介護サービス)には、当該施設・事業所に「社会福祉施設等調査」及び「介護サービス施設・事業所調査」の調査票が送付されることとなるが、それぞれの調査で調査対象とする事業ごとの「サービスの提供状況」等を把握するため、同じ項目でも把握内容の重複はない。</p> <p>「福祉行政報告例」及び「社会福祉施設等調査」の重複については、「福祉行政報告例」は自治体に対して各法律の施行状況等の報告を求めているが、「社会福祉施設等調査」については、施設に対して詳細な施設の状況について報告を求めるものであり、調査対象が異なるものである。</p> <p>「福祉行政報告例」の月報(報告表第54表、54の2表)の年度報化等については、子どもを取り巻く様々な社会環境の変化等に対応した施策に資するよう、運営費の算定や障害児保育施策の関係で、保育所等の直近の各月の実態把握が必要となるため月報のままをしたい。また、年度報の報告表提出期限の変更に向け省内各所管部局と検討してまいりたい。</p> <p>インターネットによる調査回答については、令和5年調査より「介護サービス施設・事業所調査」の詳細票(施設・事業所に配付する調査票)の全票について実施を予定している。「社会福祉施設等調査」においても、今後、インターネットによる調査回答の拡大に向けて検討してまいりたい。</p> <p>○子ども局の統計調査について 地域児童福祉事業等調査は、社会福祉施設等調査等では対象外の認可外保育施設を調査対象としており、他の調査との整理・統合は馴染まない。</p> <p>本調査は政府統計調査であり、調査企画や総務省への申請の早期化に努めるなど、十分な調査期間をとるよう努めてまいりたい。また、記入負担を軽減できるよう、前回調査時の基本情報(法人名、施設名、施設の所在地等)を調査の際に提供することとしたい。</p>	<p>人員体制の限られた社会福祉施設等にとって、本来業務の傍ら多数の調査に対応することや、対象施設・事業所の精査や報告のとりまとめを行う地方公共団体の負担が問題となっているため、個々の調査項目の存置にこだわらず、政府統計として必要な情報や頻度、関連調査等との連携可否を精査し、抜本的に調査の整理・統合、簡素化を図られたい。なお、第1次回答において示された個別の内容に対する当県見解は以下のとおり。</p> <p>福祉行政報告例と社会福祉施設等調査は調査対象が異なるとはいえ、福祉行政報告例において報告しているデータは各施設の定員、入所者数等の積算であり、社会福祉施設等調査において全数調査を行っている場合は、調査時点(福祉行政報告例は年度末、社会福祉施設等調査は9月30日現在)を統一することにより、その内容を活用できると考える。</p> <p>福祉行政報告例の月報は調査頻度が高いため、他の施設と比べて保育所等の負担が大きく、また事後の訂正報告も多いため、年度後半になるほど訂正箇所が増加するなど、地方公共団体の負担も大きくなる。このため、他の施設等と同様に年度報とするか、必要があれば具体的な用途を明示した上での随時調査とすべきである。社会環境の変化等への対応の必要性は一定理解するが、調査結果がどのように施策に反映されているかが分かりづらいため、月報を維持するのであれば、どのように施策に反映されるかを具体的に示されたい。</p> <p>インターネットによる調査回答は、同時期に実施される類似の調査において、方法が統一されないことは煩雑であるため、回答者の負担が軽減されるよう、その利便性にも考慮しながら、早急に拡大を図るべきであると考ええる。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
169	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪市、神戸市、明石市、洲本市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	地域自殺対策強化交付金に係る申請事務の簡素化	地域自殺対策強化交付金に係る申請事務の簡素化を図るため、下記(1)(2)等の対応を求める。 (1)地域自殺対策強化事業実施計画書及び地域自殺対策強化事業実施報告書を簡素化すること。 ①両様式の記載項目を削減する ②両様式を同一様式に統一する ③複数事業を両様式に一括で記載できるようにする等 (2)紙媒体での提出を廃止し、電子データのみでの提出とすること。	【現状】 都道府県及び市町村が実施する若年層に特化した自殺対策や、自殺未遂者の再発防止等、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる強化を図ることを目的として、地域自殺対策強化交付金が交付されている(市町村に対しては、都道府県を経由する間接補助)。両様式には、事業目的・内容、対象経費のほか、事業実施の背景、期待される効果、主な対象者、担当部署、常勤・非常勤職員数、評価指標、評価理由等の詳細な項目が設けられている。 【支障】 (1)当該申請事務に係る事業数は大変多く、そのため両様式の作成を行う市町村・都道府県の事務負担が大きい。加えて都道府県では市町村からの提出書類確認・集約の事務に相当な時間が割かれているのが現状であるが、これらの負担は下記に起因しているものと考える。 ①両様式は記載項目が多岐にわたる上、「職員数」や「専任・併任の別」等、事業予算との関連が薄いと思われるものがある他、「評価指標以外の勘案要素」「評価区分」「評価理由」「今年度の取組を踏まえて課題として挙げられること」「考えられる工夫」等の、別に記載する「評価指標」で客観的な事業評価が可能であることから記入の意義が大変低いと思料される項目がある。 ②両様式には同内容の項目が多いにも関わらずそれぞれ別様式が定められており、計画書データを報告書に単に貼付する等のあまり意味を有しない作業をせざるを得ない。 ③複数の事業を実施する場合、事業ごとに両様式を作成する必要があることに加え、「事業目的」や「事業実施の背景」、「評価指標」等、各事業に共通の項目が多く、都度記載しなければならないため、膨大な数の両様式を作成しなければならない。 (2)厚生労働省に両様式を提出する際、電子データとともに紙媒体の提出が必要なため、膨大な紙資料の印刷・郵送をしなければならない、担当職員の負担となっている。	当県においては、例年約300の事業の当該交付金の交付申請を行っており、申請事務の簡素化が実現することにより、当該交付金の交付申請に伴う大幅な負担軽減が図られる。	厚生労働省	盛岡市、宮城県、仙台市、山形県、群馬県、石川県、山梨県、長野県、浜松市、豊田市、滋賀県、大阪府、広島市、山口県、高知県、熊本市、大分県	○当県内市町村は小規模な自治体が多く、自殺対策業務を少数または単独で行っている自治体が多いため、新型コロナウイルス感染症への対応等で書類の提出が遅れるなど、過大な負担がかかっている。 ○当県においても、例年約300事業の当該交付金事務が生じており、負担は大きい。 ○当市としても県への申請の際に両方の様式の提出が必要なため手間がかかっている現状にある。
170	全国知事会、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 【重点23】	地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化	整備に係る緊急性の判断は地域の事情を把握している都道府県が行うことが望ましいため、補助率の嵩上げ対象事業であるか否かを問わず、国との下調整・協議及び国による同意を不要とすること。 計画に記載した全個別事業の進捗管理を簡素化すること。 (例1)事業量ベースの進捗管理は中止し、事業費ベースのみとする (例2)入札・設計変更等による増減額の記載をやめ、計画事業費と実施事業費のみの比較とする	【現状】 都道府県知事は、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等(県単独事業も含む)について、5箇年間の計画を作成することができる(任意)。緊急的に整備すべき施設等を本計画に記載することで、対象事業(福祉施設・学校整備等に限る)の一部で補助率の嵩上げが認められる場合がある。 都道府県知事は、当該計画を作成しようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。 【支障】 計画策定にあたり、計画に記載する全事業(補助率の嵩上げ対象外の事業も含む)について、個別省庁との下調整→内閣府と事前協議→内閣府と正式協議→同意の手順が求められる、労力を要している。 計画に記載した全個別事業について、毎年度国による詳細な進捗管理(入札・設計変更による増減額等)が求められ、県・市町ともに回答作成に係る業務負担が大きい。 加えて、実際に補助率の嵩上げが認められるかは計画策定後の個別協議に委ねられるため、計画の作成及び事業の記載が、必ずしも嵩上げには直結していない。	策定時の協議プロセスを簡素化することで計画策定に伴う地方公共団体の負担が軽減されるとともに、計画の進捗管理に伴う負担軽減が図られる。	内閣府	宮城県、千葉市、浜松市、徳島県、高知県、福岡県、熊本市、大分県、宮崎県	○当府においても、計画における、市町村への変更内容の確認→個別省庁との下調整→内閣府との事前協議→全市町村の同意確認→内閣府と正式協議→内閣府同意の手順が求められ、労力を要している。 また、進捗管理についても、全個別事業について、毎年度国による詳細な進捗管理(入札・設計変更による増減額等)が求められ、市町村ともに回答作成にかかる業務負担が大きい。 ○五箇年計画の策定・変更にあたり、県内市町村、消防等への照会や庁内での調整に加え、その後の各省庁との調整、内閣府への協議・同意等の業務があり、多大な時間、労力を必要とする。しかし、それらの業務が補助金の嵩上げに寄与するケースは少なく、費用対効果が低いと考えられるため、事務の簡素化や他計画での代替等が必要であると考ええる。 ○国による詳細な進捗状況調査への回答作成に係る業務負担が大きい。加えて、計画の作成及び事業の記載が、必ずしも嵩上げには直結していない。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地域自殺対策強化交付金は、自殺対策の強化を図る観点から、地域の特性に応じた効率的な取組を後押しするために国から交付をするものである。地域レベルの実践的な取組については、自殺対策基本法に基づく自殺総合対策大綱において、PDCAサイクルを通じて推進することとされている。このため、事業の実施計画及び実施報告の際に、これまでの取組を評価(Check)、改善(Act)をしながら、新たな実施計画の企画立案(Plan)、実行(Do)につなげるためのツールの1つとして、現行様式にそれらの評価を行うための記載項目を取り入れているところである。また、こうした評価を行うことで、交付金の適切かつ有効な活用にも繋がると考えられる。したがって、これらが達成出来ることを確保しつつ、ご提案の地域自殺対策強化事業実施計画書及び地域自殺対策強化事業実施報告書の簡素化に対応してまいりたい。</p> <p>具体的には、複数事業の両様式への一括記載については、補助率の異なる複数の事業メニューを有する当該交付金の精算事務を適切に行う観点からも、引き続き事業ごとの実績の報告とするが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両様式の記載項目の削減及び同一様式への統一 ・紙媒体での提出を廃止し、電子データのみでの提出 <p>については、御提案を踏まえて対応してまいりたい。</p> <p>【根拠規定等の改正内容や改正スケジュール】</p> <p>地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)交付要綱の別添様式の改正。令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>当県では、市町分も含めて約300事業の申請・報告を行っているが、事業ごとに計画書・報告書を作成する必要があることに加え、事業目的や事業実施の背景、評価指標等、各事業に共通の項目が多いにも関わらず、事業ごとに都度記載しなければならず、相当の時間と労力を要している。異なる補助率の事業メニューを有する当該交付金の清算事務を適切に行う観点から、引き続き事業ごとの様式の作成が必要とのことであるが、そもそも事業メニュー自体の重複感も否めないうが、例えば同じ補助率の事業メニューの事業であれば、複数事業の一括記載と適切な清算事務の両立は十分可能であると考えられるため、複数事業の両様式への一括記載を可能とすることについて、引き続き強く検討したい。また、様式上の記載箇所が多いほど、記載者のミスに繋がり、都道府県担当者の確認作業にかかる負担も増大するため、必要最小限の記載項目に留めていただくよう、項目の削減を重ねてお願いする。特に実施報告書の「評価指標以外の勘案要素」以下を自由記載とすることについて積極的にご検討いただきたいところであるが、ツールの1つとして当該欄が必要不可欠ということであれば、その評価結果等を各自自治体にフィードバックするなど、実施報告が形骸化しないよう取り組まれない。市町村からの提出データには、項目の記載漏れ以外にも数式部分に直接文字入力される等の不備も多くある。各自自治体の担当者が短期間で異動となることも多いため、新規の担当者でも正確に記載できるよう、簡易な様式への改正を強くお願いしたい。また、同一様式への統一、電子データのみでの提出についても、確実な実施をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>地震防災対策特別措置法は、全国各地にわたる地震防災のための施設等の整備推進を目的の一つとしており、地震防災緊急事業五箇年計画(以下「五箇年計画」)に基づき地方公共団体が実施する事業に要する経費について、主務大臣の定める基準等に適合するものに限り、それに要する経費の一定割合を国が負担することとしている(同法第4条)。</p> <p>こうした経費を国が負担するに当たり、五箇年計画について国の同意手続を設け(同法第2条第3項)、これにより補助率かさ上げ等の前提となる主務大臣の定める基準等への適合を確認しているものであり、国との協議及び国による同意の廃止は困難である。</p> <p>また、国(関係省庁)との下調整等の事前協議プロセスについては、正式協議時に、例えば、主務大臣基準等を満たさないことによる不同意といったことが生じないように、手続きの円滑化を図っているものである。</p> <p>具体的には、まず、下調整において、五箇年計画に計上しようとする事業について、主務大臣基準への適合の確認、補助事業利用の妥当性の確認等の実質的調整を行っており、その後に行う事前協議において、下調整結果の反映漏れといった形式的な確認を行っているものであり、仮に、下調整・事前協議を不要とした場合、主務大臣基準への適合の確認、補助事業利用の妥当性の確認・調整作業を正式協議の中で行わざるを得なくなり、かえって地方公共団体の負担が増大しかねない。</p> <p>一方で、計画策定に係る事務負担軽減については、提案内容を踏まえ、例えば、下調整の簡素化などについて、関係省庁と調整の上、検討を進めてまいりたい。</p> <p>加えて、計画の進捗状況の調査についても、提案内容を踏まえ、例えば、調査項目の精査を行うなど、進捗状況の把握に係る事務負担の軽減について検討を進めてまいりたい。</p>	<p>地震防災緊急事業五箇年計画は、そもそも都道府県知事による任意計画であり(地震防災対策特別措置法第2条第1項)、都道府県が地域の実情に応じて策定するものである。そのため、同計画に記載する事業についても、主務大臣基準に適合するかも含め、都道府県が自主的に判断するものであって、担当省庁との非公式な下調整・事前協議において記載の許可を得るものであってはならない。元より法令上、担当省庁との調整は内閣総理大臣が行うべきであり、下調整・事前協議があるから地方公共団体の負担が軽減されているとの指摘は当てはまらない。</p> <p>また、計画に特定の事業を記載することで補助率の嵩上げが認められる可能性があることから、嵩上げのための必要条件を満たすことが計画策定の事実上の目的になっている。その一方で、実際の嵩上げの判断は個別の補助金協議によって決定されており、過大な事務負担を要する下調整・事前協議等を経て、ようやく記載を認められた事業が必ずしも嵩上げに繋がらない。よって、嵩上げ対象事業の決定には、国との協議及び国による同意は実態として影響せず、不要である。加えて、記載対象事業として提示されている187区分の事業に対し、嵩上げ対象は僅か9区分しかなく、実際に嵩上げが認められるものはこのうちの一部事業に留まるなど、費用対効果が非常に低く、計画の存在意義そのものに疑問が生じていると言わざるを得ない。</p> <p>なお、進捗状況の調査についても計画策定時と同様に、県内市町も含めて相当の負担となっていることから、早急に改善を図っていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続き及び進捗管理については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
171	川西市、兵庫県 【重点6】	セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化	セーフティネット保証制度に係る特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務は全国一律であることから、認定事務の円滑化、迅速化及び負担軽減のため、国が認定申請のための統一的なオンラインプラットフォームを整備及び導入し、事業者や金融機関が市町村等を行う認定申請及び信用保証協会における認定内容確認のオンライン化を求める。統一的なプラットフォームとすることで、事業者や金融機関が複数の市町村へ申請する際にも画一的な方法で簡便に行うことができるようにする。	【現状】セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。近年、添付書類の簡略化や、電子申請を取り扱う地方公共団体があるなど、少しずつ事務負担が軽減されている。しかし、全国的には中小企業者が地方公共団体に来庁して紙ベースの申請書及び添付資料を提出し、証明書を発行する手続を行っており、まだ事務手続の軽減・迅速化の余地がある。 【支障】令和2年2月以降のコロナ緊急融資の申込殺到により、密を避けるべき状況下において、全国的に窓口の混乱が問題となった。現状、オンライン環境が未整備の地方公共団体においては、証明書発行を受けるまでに来庁又は郵送で申請する必要があり、事業者又は代理で申請する金融機関にとって負担となっていることに加え、融資手続の停滞や融資実行の遅れが生じている。新型コロナウイルス感染症拡大のリスクとなる移動や接触を減らすため、来庁や郵送での申請を継続することは避けるべきである。添付書類の多さや減少率の手計算による数値確認も事務負担となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少した際は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と比較することとなっているが、事業者が理解しておらず比較年度を間違えて申請しているケースが多く、再申請の事務負担が大きい。	地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減し、セーフティネット保証及び危機関連保証制度に係る認定事務の迅速化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスク軽減が図られる。	デジタル庁、財務省、経済産業省	札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、八王子市、高岡市、長野県、可児市、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、延岡市	○認定申請事務のオンライン化により、感染対策や審査事務の負担軽減が図れることや、自動点検が可能となり計算間違い等による訂正の必要が無くなるなどメリットがある。 ○セーフティネット保証制度の認定事務は、来庁又は郵送により行っているが、今回のコロナ対策のように、全国的に影響のある事由によりセーフティネットが発動された場合、多くの申請が事業者からあるため、窓口が混乱することになる。認定事務自体は、複雑な作業ではないため、コロナ禍においては、移動や接触をなるべく避けるべきである。また、金融機関の速やかな融資実行事務の妨げにもなっている。 ○現状、認定申請は郵送または窓口でしか受け付けていないため、事業主または代行金融機関の負担となっている。また、認定書の有効期限が1か月と定められている中では、受け取りに時間がかかることで、その後の融資実行までの手続が遅れ有効期限を失効することがある。また、全国一律の制度であるが、各自自治体において独自様式を定めている場合もあり、代行金融機関が混乱している等の支障もあり、オンラインプラットフォーム構築により事務負担の軽減や手続の迅速化に高い効果が見込める。 ○特に令和2年度は申請件数も多く、窓口申請者が殺到して対応に時間がかかった。 ○令和2年2月以降、セーフティネット保証制度の認定申請が殺到したことにより、これまで累計で約5,300件の処理を行っており、担当職員(1名)が少ない中、膨大な事務量となっている。本申請は、感染対策のため、基本的に郵送で対応しているが、緊急的に資金繰り支援が必要となる場合は、金融機関や事業者が来庁して申請するケースも多く、感染リスクが高くなっている。新型コロナウイルス感染症に限らず、原油価格高騰や円安など、世界の不確実性が高まってきており、セーフティネット保証制度の申請件数が今後も増加すると推察される。膨大な事務量を効率的に処理していくため、デジタル化やオンライン化は必須であるが、市町村が単独でシステム構築・導入することは難しい。 ○全国一律に押印廃止と法規定等整備するか、電子押印等、現行の行政システムに対応する必要がある。 ○国がオンライン申請のプラットフォームを整備し、申請を一元化することで地方公共団体及び事業者の事務負担軽減に繋がる。ただし、地方公共団体、事業者の手続が煩雑になり、逆に双方の負担が増えることがないようなプラットフォームの構築を検討していただきたい。
172	秋田市、秋田県、能代市、横手市、大館市、男鹿市、大仙市、仙北市、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、羽後町、東成瀬村	市町村結婚新生活支援事業補助金の申請手続におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	市町村結婚新生活支援事業における添付書類(所得証明書)の提出が省略できるよう、マイナンバー制度における情報連携の対象に新たに追加してもらう。	【現行制度】補助要件(夫婦の合計所得が400万円未満)を確認するために、所得証明書の提出を求めている。 【支障事例】転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。 【支障の解決策】新たにマイナンバー制度における情報連携の対象に加えてもらう。これにより、他市区町村から課税されている場合でも当市で当該所得情報を確認できるようになることから、所得証明書の提出が不要となる。 ＜参考＞ 令和2年度 交付決定件数:52件 うち支障事例件数(※):28件 令和3年度 交付決定件数:60件 うち支障事例件数(※):27件 ※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。	転入者において課税市区町村からの所得証明書の取得が不要となることから、申請に係る負担が軽減され、住民の利便性が向上される。	内閣府、デジタル庁、総務省	花巻市、千代市、高知県	○支障事例と同様、転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。 結婚新生活支援事業については、住民票、所得証明書、納税証明書などの諸証明をはじめ、対象経費となる住居の契約書等、申請添付の書類が相当数あることから、情報連携の対象とすることにより、所得証明書への添付を不要とすることで、事務の軽減が期待される。 令和3年度 交付決定件数:19件 うち支障事例件数(※):15件 ※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>セーフティネット保証における認定申請事務については、既に一部の自治体において電子化が始まっており、国において、今年度中に全国展開に向けたシステムのあり方を調査の上、プロトタイプ構築による実証事業を通して検証し、来年度からの実装を目指しているところ。</p>	<p>オンライン申請の全国展開は当市も希望しており、来年度の実装を目指しているとのこと期待している。プロトタイプ構築による実証事業の際は地方自治体の意見を聴取し、申請がより簡便な仕組みとなる様に実装をお願いしたい。認定申請のオンライン化は事務手続の簡略化が目的のため、申請方法を電子申請のみで統一するべきである。申請方法をオンラインと紙媒体を併用すると地方自治体はかえって手続に労力が割かれることとなる。また、オンライン申請が実装された際、対応出来ない事業者は一定数いることが予想されるため、金融機関が代理申請できるなどの配慮が必要である。</p>	<p>—</p>	<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>結婚新生活支援事業は年度ごとに要綱要領を定め、予算補助として実施しているところである。当該事業における所得証明書の提出については、現在、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」第2条で指定されている「地域少子化対策重点推進交付金」における「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められている。補助金受給申請者の所得情報を確認するために、マイナンバー制度における情報連携を行う場合、当該事業を法令化する必要があるが、当該事業は実施自治体が制定する自治体要綱により独自の制度設計が可能であること、及び当該事業の全国の実施状況を踏まえれば、マイナンバー制度の情報連携に向けた法令化の検討は困難である。なお、当該事業の事務処理については、実務上の負担軽減ができるよう今後ともよく検討していきたい。</p>	<p>結婚新生活支援事業における所得証明書の提出については、国の「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められていることから、各自治体が独自に提出の要否を設定できるものではないと考えられる。そのため、国においてマイナンバー情報連携の対象拡大が図られない場合、転入者は、これまでと同様に課税市区町村から所得証明書を取り寄せて提出しなければならず、申請時の負担が大きい状況が改善されない。また、令和3年度に538市区町村であった本事業の実施自治体数は、令和4年度では629市区町村と増加し、全自治体の約3分の1にのぼることから、本事業に対するニーズは高いものと捉えている。本事業を新たにマイナンバー情報連携の対象に加えることにより、申請者の負担軽減につながるとともに、事務手続の利便性が向上されることで事業としての魅力が高まり、実施自治体の増加も期待される。少子化対策のさらなる推進の観点から、本提案の採択について前向きに検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
173	京都市 【重点39】	都道府県等 食品衛生監 視指導計画 の計画期間 の見直し	関係法令等により毎年度の 策定が義務付けられて いる「都道府県等食品 衛生監視指導計画」の計 画期間について、各地方 の自主的な判断に委ね る等の見直しを求める。	食品衛生法において、「都道府県等食品衛生監視指導計 画」の内容は、「当該都道府県等の区域における食品等事 業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生 の状況その他の地域の実情を勘案して定められなければなら ない」と定められている。 他方、同法では、同計画について、毎年度の策定を 求める非常に短いサイクルでの計画見直しとなっており、 施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間を十分に確保 することができず、また、計画策定に係る業務負担が過大な ものとなり、実際の監視指導に注力する時間が削がれて いる。	施策効果の検証の時間を十分に確保することが可 能になり、より実効性の伴う計画策定が期待される とともに、業務負担の軽減に伴い、各自治体の担 当者が実際の監視指導により注力することができ るようになる。	消費者庁、 厚生労働省	宮城県、水 戸市、千代 田区、川崎 市、相模原 市、名古屋 市、寝屋川 市、広島 市、福岡 県、熊本 市、大分 県、那覇市	○現在は毎年度の策定が義務付けられているため、施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間が不 十分である上に、本来の監視指導が計画策定業務負担の影響で十分に行えていない可能性がある。 ○食品衛生監視指導計画については、毎年度の策定は不要と考えるが、計画変更の有無に関する毎年 の見直しは必要と考える。当県では前年度の違反状況や食中毒発生状況を踏まえ、次年度の計画に反 映するようにしている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>食品衛生監視指導計画は、平成15年の食品衛生法改正時に、食品の生産・製造・加工の技術の高度化、食品流通の広域化等に伴う多様な食品安全の問題に対応するため、国が営業の業種ごとに政令で定めていた一律的な監視回数（仕組み）を廃止した上で、国が定める指針に基づき、地域の実情を踏まえ、都道府県等が年度ごとに当該地域における食品や施設等の監視指導の計画を策定し、当該計画に従った監視指導を行うこととするために規定されたものである。大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への速やかな対応が求められるとともに、平成30年の食品衛生法改正で義務化されたHACCPに沿った衛生管理や食品表示法に基づく食品表示基準の改定内容に関する事業者の定着状況に応じた指導方針の決定が求められ、さらに、飲食店等の入れ替わりの頻度を勘案すれば、毎年度の計画策定は必須であると考えられる。</p> <p>また、平成15年の食品衛生法改正において、食品安全行政にリスク分析の理念が導入された。このうち、リスクコミュニケーションについては、食品安全基本法第13条において規定されるとともに、その具体的な内容について、食品衛生法上でも規定がなされているが、食品は国民の生活及び健康に密接な関わりを有し、かつ、食中毒は生命の危機に直結するものであることから、リスク管理を実施する上でリスクコミュニケーションの実施を図ることは極めて重要である。そのため、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、広く住民の意見を求めた上で、当該施策の策定にその意見を反映し、食品安全確保体制を充実させることが重要であると考えており、計画の策定、変更時に広く住民の意見を求める手続は必須であると考えられる。</p> <p>なお、食品流通が広域化し、各都道府県の区域を越えて食中毒が発生することもあることから、製造業に係る監視指導は法定受託事務と位置づけられた上で、国が一元的に実施状況を把握しているところであり、計画が国の指針に基づき適切に策定されているか、また、助言等が必要であるかを確認するため、国に対する計画の報告を省略することは困難と考えている。ただし、国への報告については、メールでの提出も可能であり、また、報告の方法（様式等）、文書での報告の場合の公印の省略等については、各自治体の定めに従って対応することが可能であるため、このことについて改めて周知を図ることとする。</p>	<p>食品衛生監視指導計画（以下「指導計画」という。）について、その策定の重要性は十分に理解しているところであるが、飲食店営業の許可年数が5年であることを勘案しても、毎年度で対応を変える必要性が生じる程の許可施設の入れ替わりがあるとは考えにくく、毎年度策定をしなければならない理由とはならない。また、飲食店の入れ替わりがあったとしても、同業種の入れ替わりとなることが多いため、指導計画そのものを変えていく必要があるとは考えにくい。必要が生じた際に、指導計画の内容をその都度変更することで対応可能である。食中毒予防対策についても病因物質の種類によって監視指導計画を大きく変更するものではない。本市における指導計画において、毎年度の変更箇所は食品の収去検査の実施内容程度で大きな変更と言えるものではなく、そのほかは体裁を整える程度である。加えて、保健所一丸となって新型コロナウイルス感染症への対応を行い、今後も保健所業務の負担増が予想される中で、上記対応により時間が割かれ、指導計画で定めている食品衛生業務に注力する時間がさらに削がれており、まさに本末転倒である。</p> <p>以上から、計画策定については毎年度ではなく、数年ごととするよう見直しを求める。基本的な計画策定を数年ごととし、策定時には市民意見募集を行う。これに加えて、食品の収去検査実施計画や重点的に監視指導すべき事項など毎年度変わる可能性のある事項については、毎年度指導の指針を各自治体で作成、実行し、必要に応じて公表することで、効率的かつ実用的に食品衛生業務が行えると考えており、国の定めによる毎年度の計画策定は不要と考える。</p>	<p>【相模原市】 食品等事業者の施設の設置の状況その他の地域の実情については短期的に変化があるものではなく、また、毎年の計画策定は業務負担が大きいことから、食品衛生監視指導計画の計画期間については各自治体の実情に応じ定めることが可能となるよう、引き続き見直しを求める。</p>	<p>【全国知事会】 都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
174	京都市	新型コロナワクチン流通等の調整に関する都道府県の権限の希望する指定都市への移譲	人口の集中する指定都市で迅速に接種を進めるには、効率的なワクチン供給、供給に合わせた接種体制の構築が重要であり、ワクチンの流通等の調整に関する都道府県の権限を希望する指定都市に移譲することを提案する。	新型コロナワクチンについては、供給量に応じて、国→都道府県→市町村→医療機関・集団接種会場等の順に配分が行われている。都道府県による市町村への配分量の決定まで、市町村では医療機関や集団接種等へのワクチンの配分を決めることができないため、多くの接種医療機関や集団接種会場を抱える指定都市では、迅速な接種実施の妨げになっている。	現在より早期に医療機関等へのワクチン配分を決定できるため、効率的なワクチン供給、供給に合わせた接種体制の構築につながり、より迅速なワクチン接種を実現することができる。また、医療機関等へのワクチン配分の決定に係る事務について、時間的余裕が出来、負担が軽減される。	厚生労働省	川崎市、浜松市、名古屋市、広島市、熊本市、沖縄県	○都道府県が各市町村への割当量を決定するまでは、市町村では医療機関や集団接種等へのワクチンの配分を決めることができないため、多くの接種医療機関や集団接種会場を抱える指定都市では、迅速なワクチン接種の妨げとなっている。 ○ワクチンの供給が乏しい時期において、県の配分により、都市の配分が少なくなり十分な接種体制の確保に支障が出た。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>新型コロナワクチンの接種については、通常のワクチン接種とは異なるものであり、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、全国民にひとり必要となる接種を行うための特例的な措置として、予防接種法附則第7条の規定に基づき、期間等を指定した上で実施している。通常のワクチン接種では、接種を行う医療機関等が医薬品卸売販売業者等と必要な契約を締結した上でワクチンを購入しており、行政によるワクチンの分配は行われない。一方、新型コロナワクチンについては世界中で確保競争が繰り返されており、接種を行う医療機関等がワクチンを購入することは不可能であるため、国が製薬企業からワクチンを一括して購入した上で、接種対象者数を基に都道府県別にワクチンを割り当てて、都道府県はその範囲内で市町村別にワクチンを割り当てている。</p> <p>その際、都道府県に対し、ワクチン接種がより効果的・効率的に推進されるよう所要の調整をお願いしている。例えば、交通の便が良い場所に都道府県が接種会場を設置し、当該都道府県に住所を有する方が誰でも接種できるようにした場合、その会場が所在する市町村の人口だけを考慮した割り当てではなく、他の地域から接種に訪れる方の人数も考慮したワクチンの割り当てを行う等、市町村の枠を超えてワクチンの接種がより進むような調整を期待している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症のまん延を予防するために、早期にひとりおりの接種を実施するという大きな目的を踏まえると、提案のあった新型コロナワクチン流通等の調整に関する都道府県の権限の移譲については、市町村を越えた調整の効果が弱まることが見込まれるため、対応することは困難である。また、提案の内容を実現するためには、大規模なシステム改修も必要となるが、新型コロナワクチンの接種が時限的な接種であることを踏まえても対応することは困難である。</p>	<p>新型コロナワクチン接種がより効果的・効率的に推進されるよう都道府県が所要の調整を行うことで、ワクチン接種がより進むとのことだが、都道府県による市町村への配分量の決定まで、市町村では医療機関や集団接種等へのワクチンの配分を決めることができないため、多くの接種医療機関や集団接種会場を抱える指定都市では、迅速な接種実施の妨げになっている。</p> <p>また、新型コロナワクチン接種は時限的な接種のため対応が困難とのことだが、5回目接種も国から各自治体にワクチンを配分する方式で実施することが国で検討されていると承知しており、今後も同様の方式で接種が行われる可能性が否定できない以上、時限的接種であることをもって本件提案について対応困難とするのは不相当と考える。</p> <p>また、災害救助法による救助実施市制度では、都道府県が実施、市町村が補助するとされている救助事務を、指定都市(救助実施市)は自らの事務として実施することが可能とされており、相応の対応能力を持つ指定都市が、市域内で都道府県と同様に救助を実施することで、府県は指定都市以外の市町村の救助に注力できるなど、府県下全体の災害対応の底上げにつながっている。ワクチン接種事業でも同様に、指定都市が国から直接ワクチン配分を受けることで、府県による広域調整の重点化・迅速化については府県下全体の接種促進につながると思料する。</p> <p>なお、本件提案を実現するに当たっては、手引の改訂や事務処理特例制度の活用が可能であることを明確化する事務連絡の発出など、早急な対応を御検討いただきたい。</p>	<p>【名古屋市】</p> <p>人口や人流が集中する指定都市においては、ワクチン接種による集団免疫を迅速・確実に獲得するため、大規模かつ効率的に接種を進める必要があるが、指定都市は医療機関や接種会場の数が多く、他の市町村に比べワクチン配分や供給の調整に時間を要している。</p> <p>初回接種時における県による調整の実態は、接種の前半(第10-2クール:7/26週の配分まで)では、国が示した係数と各市町村の希望量に基づき機械的に配分を行い、接種の後半(第11クール:8/2週の配分以降)において、県が自治体の在庫状況等を踏まえ調整を行ったが、結果的に総数ではほぼ人口割の配分となっていた。このような県の調整により配分の決定まで2~4週間を要しており、自治体における接種計画の策定を遅らせ、迅速なワクチン接種を行う上で支障となっている。</p> <p>接種に必要な独自の保健所や市立病院等医療資源を有する指定都市が独自判断と責任のもと、ワクチン供給について国と直接調整できれば、より迅速に接種ができるため、新型コロナウイルス感染症のまん延を予防するため、早期にひとりおりの接種を実施するという大きな目的も達成される。</p> <p>さらに、新型コロナワクチンの接種については、時限的な位置づけがされている一方で、オミクロン株対応ワクチンによる接種が秋口以降に予定され、それに伴い現在の期限である9月末から延長する方針が示されている。時限的であり大規模システム改修が困難との回答であるが、新型コロナウイルスの変異を繰り返す特性から、今後もワクチン接種事業が継続的に実施される可能性、さらには新型コロナウイルス以外の感染症拡大の可能性があることも踏まえ、早急に対応をご検討いただきたい。</p> <p>【熊本市】</p> <p>初回接種時のワクチン供給の際には、各市町村ごとに基本計画量が定められ、都道府県の調整枠が別途設けられていた(高齢者向け第12クールあたりまで)ことを考慮すると、指定都市の配分量を別枠で決定することについて、大規模なシステム改修が必要とは考えにくい。</p> <p>早急に接種体制を構築するには、できるだけ早く確定した供給量を把握し、医療機関への配分を決める必要がある。</p> <p>当市では、過去に事前の相談もなく基本計画を下回る配分量が県によって決定されたこともあり、県の決定までの間詳細な接種計画を立てることが困難となる。</p> <p>ワクチン量については、人口や感染状況を踏まえた一定のルールのもと、県・指定都市分の配分を国が決定すれば、より効果的・効率的な接種が期待される。</p> <p>都道府県には、大規模接種会場の開設や小規模自治体間調整・支援を担っていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>新型コロナワクチン流通等の調整に関する都道府県の権限の希望する指定都市への権限については、関係する都道府県の行う感染症対策に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
175	長崎市	地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用における国の承認手続の見直し	人口減少対策や定住促進を目的とした場合の地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用における国の承認手続については、事後報告又は事前報告等をもって足りることとする。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱うなど、幅広く手続の見直しを求める。	地域における住宅に対する多様な需要に対応し、当該地域における居住の安定を確保することは重要な課題であり、公営住宅についても本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で地域の実情に対応した弾力的な活用(以下「地域対応活用」という。)を実施することが求められている。この地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用の承認を得るためには、「公営住宅地域対応活用計画」(以下「活用計画」という。)を地方整備局に提出し承認を得る必要があり、承認がおりるまでに相当の期間を要するものとなっている。当市においても、人口減少対策や定住促進を目的とし、公営住宅の空き住戸を活用して若者へ住戸を提供する社会実験を行うため、当該住戸に係る活用計画の承認手続を平成21年2月27日国住備第117号国土交通省住宅局長通知に基づき行ったが、承認を得るまでに4ヶ月程度の期間を要した。地方整備局に提出する活用計画において、その目的及び必要性を記載する必要があるが、その記載例として同通知に「UIターン等により居住を希望する若者単身者向けの住宅が地域内に不足しているため」が挙げられている。したがって、当市としては、人口減少対策や定住促進が目的外使用の目的及び必要性として一般に認容されているものと考えており、そうであればそうした目的による目的外利用について改めて事前に活用計画を地方整備局に提出して承認を得る必要性は乏しく、事後報告や事前報告等の報告制とすれば足りるものとする。今後、人口減少対策や定住促進施策を推進するには、公営住宅の目的外利用承認に係る施策の迅速な推進が図られるようにすることが必要と考え、当該手続の見直しを求める。なお、報告制とすることが困難な場合にも、活用計画の記載事項の簡素化や承認可能な記載例の周知徹底など、幅広く手続の見直しを求める。	人口減少対策や定住促進を目的とした場合の公営住宅の目的外使用に係る承認手続の見直しを行うことで、迅速に人口減少対策や定住促進を推進することができ、ひいては地域の活性化を図るとともに、行政の効率化を図ることができる。	国土交通省	さいたま市、松本市、京都府、兵庫県、熊本市、宮崎市	—
176	山形県、宮城県	「がん診療連携拠点病院」の指定における常勤の病理医及び放射線治療医の配置要件の見直し	厚生労働省の定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」において、「がん診療連携拠点病院」の指定要件として、「病理医」及び「放射線治療医」について専従の常勤医を配置することを定めているため、遠隔診断等の技術を取り入れた指定制度とするよう要件の見直しを求める。また、上記の措置が困難な場合は、医師数が300人未満の医療圏に限って、遠隔診療等の技術を取り入れた病理診断・放射線治療体制が整備されていれば、常勤の「病理医」及び「放射線治療医」の配置を必須としない措置を講じる若しくは現在の経過措置を延長することを求める。	【現行制度について】厚生労働省の定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」では、「がん診療連携拠点病院」の指定要件として、「病理医」「放射線治療医」について専従の常勤医を配置することを定めている。【支障事例】現在、同指針では、常勤の「病理医」及び「放射線治療医」の配置が必須条件となっているが、医師数が300人未満の医療圏には、令和4年3月までは常勤を必須としない経過措置が設けられていたところ、経過措置終了に伴い、今後、更新手続の際、「専従の常勤医」として配置できなければ指定を受けられなくなる。【制度改正の必要性】地方では医師確保が課題となっており、要件である常勤の「病理医」、「放射線治療医」の確保には苦慮している実態がある。特に病理医は全国的に不足している。このため、医師数が300人未満の医療圏以外の、現在指定を受けている病院についても、今後指定要件を満たせなくなる可能性がある。	現在の技術進歩に即した要件改善を図ることで、常勤医師の確保が難しい地方の医療圏においても、「がん診療連携拠点病院」の配置が可能となり、都道府県の実情に応じた地域医療体制づくりが可能になる。また、特定の病院に医師等を専従配置するよりも、「遠隔診断」、「遠隔診療」技術により、連携した複数の病院に寄せられる多くの症例を取扱い、多様な症例に接する機会を得られることから、医師の養成、資質向上にも大いに寄与するものである。	厚生労働省	栃木県、千葉県、長野県、滋賀県、島根県、高知県、宮崎県	○当県では、特に県西部において慢性的な医師不足の状況が続いており、病理医・放射線治療医ともに確保に苦慮している。現在、指定を受けている県西部の拠点病院では、今年度末に病理医が退官予定であるが、前述したとおり後任の確保が見通せない状況である。後任が確保できない場合、指定要件を満たせず、県西部から拠点病院がなくなることになり、県全体のがん医療提供体制の弱体化が懸念される。○当県のがん拠点病院においても、医師の配置条件について非常に苦慮しており、実際、放射線治療医の配置が出来ず、特例型の指定に変更になった事例もある。医療現場からは、医療技術の進歩に伴い、遠隔での診療・診断が可能になっている状況から、専従の常勤医配置の要件緩和を求める声もあがっている。当県のがん対策としても、現在、二次医療圏の全てにがん拠点病院を配置できているが、指定要件を充足できず、指定を外れる医療機関が出てくれば、当県のがん診療提供体制の維持に大きな影響を及ぼすことが懸念される。医師数が300人未満の医療圏の緩和措置延長についても同様である。○当県においても、指定に必要な専門医が不足しており、「放射線治療医」について、専従の常勤医を配置するという条件を近く満たさなくなる可能性がある拠点病院がある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地域対応活用計画に基づく公営住宅の目的外使用については、地域における住宅に対する多様な需要に対応し、当該地域における居住の安定を確保することを目的として、公営住宅の本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で弾力的な活用を認めているものであるが、「目的外使用」であるため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく承認が必要となる。</p> <p>そのため、計画内容が、地域における居住の安定確保に資するものかどうか、公営住宅の本来入居対象者の入居が阻害されないかどうか確認した上で、承認をする必要があり、報告制とすることは困難であるが、今回のご提案については、実際の承認事務を担当する地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局の担当職員等に対する、承認可能な事例に関する周知を行うなど、必要な対応を検討することとしたい。</p> <p>なお、通常は概ね2～3週間程度で承認を行っているところ、引き続き迅速な承認に努めて参りたい。</p>	<p>1次回答において、「目的外使用」であるため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく承認が必要とのことであるが、同じく公営住宅の目的外使用である犯罪被害者等の公営住宅への入居等については、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、一定の要件を満たした上であれば事後報告を持って承認があったものとされている。</p> <p>このように、目的外使用であっても一般に適正と認められる目的の利用である場合は、事後報告により承認があったものとするのが現に認められており、他の目的外使用についても、その目的が一般に適正と認められるものであれば報告制とすることは可能と考える。</p> <p>提案の地域対応活用計画に基づく公営住宅の目的外使用については、「公営住宅の地域対応活用について」(平成21年2月27日国住備第117号国土交通省住宅局長通知)において、その使用目的の例示として「UIJターン等により居住を希望する若年単身者向けの住宅が地域内に不足しているため。」と示されており、このような人口減少対策や定住促進については、地域対応活用の趣旨に沿った適正な目的であり、目的外使用承認の理由として一般に認容されていると思われる。そのため、人口減少対策や定住促進を目的とした場合の地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用においては、事後報告で足りる場合の要件を明確にすることで、報告制を可能とすることを検討いただきたい。</p> <p>なお、報告制とすることが困難な場合にも、承認手続きの迅速化のために計画書の記載事項の簡素化(過去3年の応募状況などは直近の1年のみとする等)を検討していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>がん診療連携拠点病院の指定要件については、令和4年夏に予定している「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の改定に関する「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」等において、現時点においては、放射線科医や病理医が総数として不足しているのではなく適正配置によって対応が可能と考えられる。また、がん医療の質の維持の観点から、現行通り配置することが必要との意見を踏まえ、現行の要件を引き続き求めていくこととしている。</p> <p>また、「医師数が概ね300人を下回る医療圏」における人員の特例的な緩和要件については、十分な準備期間を確保していたことから、廃止することとしている。ただし、地域における医療体制に大きな影響がある場合については、都道府県全体の医療体制の方針等を踏まえて「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」で個別に判断することとしている。</p>	<p>がん診療提供体制のあり方に関する検討会における「現状では病理医が足りないとの現場の声を聞いている」との委員発言や、追加共同提案団体等から示された支障事例を踏まえると、総数は不足しておらず適正配置で対応可能とする貴省と各都道府県の認識は大きく乖離している。また、「300人以下医療圏」の要件緩和期間は十分確保したことであるが、各都道府県において病理医・放射線治療医の確保に苦慮する現状を踏まえれば、現行のまま「適正配置によって対応が可能」とは断じて言い難いと考えられる。</p> <p>さらに、検討会では医療機関におけるBCP(事業継続計画)も検討されているが、常勤要件に拘らず遠隔診断等の技術活用や柔軟な医師配置により、各医療圏で集学的治療が行える体制を常に維持しておかなければ、感染症蔓延下等での治療体制の継続は困難である。将来の人口減少も見据え、持続可能な診療体制維持のため、地域のがん罹患、年齢構成、専門医の配置状況に応じた診断部門の拠点化やサポート体制構築が必要である。そして、拠点病院・地域がん診療病院のいずれも指定されていない「空白の医療圏」については、医療圏の見直しも促しているが、常勤要件を固持すれば、全国に更なる「空白の医療圏」を生み、治療継続が困難なケースが増えることも予想される。</p> <p>また、各専門医は各専門研修プログラム基幹施設に集中する現状も踏まえれば、常勤配置ではなく、遠隔診断等の技術活用により、複数の病院から寄せられる多様な症例を診断できる利点を活用して、医師の養成や資質向上に繋げ、がん医療の質の向上を図るべきである。</p> <p>以上を踏まえ、求める措置の実現に向けて、改めて強く検討を求めるものである。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
177	千葉県	難病法における指定医療機関の指定に係る見直し	難病の患者に対する医療等に関する法律第14条及び同法施行規則第35条第2項に定める指定医療機関の指定について、健康保険法に基づく保険薬局の指定を受けている薬局からの申請及び都道府県の指定を不要とし、保険薬局であれば全て指定医療機関とすることとしてもらいたい。	指定医療機関のうち薬局の件数は多く、また事業譲渡等で手続きが必要になる頻度も高いため、薬局の事務負担が大きくなるとともに、申請を処理する自治体の事務負担も大きい。 県の「保険薬局」及び「難病法による指定医療機関である薬局(以下、「指定薬局」という。)」のそれぞれの薬局数 保険薬局…2,006件(令和4年3月1日時点、関東信越厚生局HP掲載データより) 指定薬局…2,015件(令和4年3月1日時点) 保険薬局の件数と指定薬局の件数はほぼ同数となっている。なお、件数の差は申請手続の前後、廃止等の申請の漏れによるものと考えられる。 指定薬局になることで特定医療の取り扱いが可能となり、売り上げの増加に繋がることから、基本的に保険薬局は指定薬局の申請を行っているかと推察される。 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業要綱(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知別添)では、公費負担医療の提供主体を指定医療機関及び保険薬局としており、難病法においても、薬局については保険薬局であれば申請及び指定を不要とし、公費負担の対象とする措置を提案する。 保険薬局の指定に関する要件と指定医療機関の指定に関する要件は類似しており、保険薬局の指定を受けることをもって、良質かつ適切な特定医療が担保されていると考えられる。	申請する必要が無くなることで薬局の事務負担が軽減されるとともに申請を処理する自治体の事務負担も軽減される。	厚生労働省	北海道、宮城県、仙台市、茨城県、栃木県、さいたま市、川崎市、長野県、滋賀県、大阪府、広島市、山口県、高知県、久留米市、熊本市、宮崎県	○当団体においても、指定医療機関の指定手続きには相当な事務負担がかかっており、これに指定医の指定業務をあわせるとその業務は膨大なものである。 また、現在では新型コロナ対策として国の通知に基づき指定医療機関以外の医療機関においても当該制度の臨時対応を行っているが、これまで問題なく運用が図られている。 これらの実態を踏まえるに、患者への十分な医療を確保しつつ、医療機関の負担軽減と自治体のコスト削減を図るためにも、制度の廃止を検討することは十分に意義があるものとする。 指定医療機関の新規指定、更新、変更及び廃止等手続きに年間で約3,000件を処理 ○指定医療機関のうち薬局の件数は多く、事業譲渡等で変更等の申請が必要になる頻度も高いため、保険薬局の指定の必要が無くなれば、薬局及び都道府県における大幅な事務負担軽減になる。 ○当県でも同様の制度改正の必要性等を認めており、薬局は開設者による事業譲渡や定期的な役員改選が発生しやすく、手続が生じる頻度が高いため、薬局の事務負担が大きいことに加え、自治体の手続事務や台帳更新に係る負荷も大きい。
178	千葉県	児童福祉法における指定医療機関の指定に係る見直し	児童福祉法第19条の29及び同法施行規則第7条の29第2項に定める指定医療機関の指定について、健康保険法に基づく保険薬局の指定を受けている薬局からの申請及び都道府県の指定を不要とし、保険薬局であれば全て指定医療機関とすることとしてもらいたい。	指定医療機関のうち薬局の件数は多く、また事業譲渡等で手続きが必要になる頻度も高いため、薬局の事務負担が大きくなるとともに、申請を処理する自治体の事務負担も大きい。 県の「保険薬局」及び「児童福祉法による指定医療機関である薬局(以下、「指定薬局」という。)」のそれぞれの薬局数 保険薬局…1,722件(令和4年3月1日時点、関東信越厚生局HP掲載データより) 指定薬局…1,639件(令和4年3月1日時点) 保険薬局の件数と指定薬局の件数はほぼ同数となっている。なお、件数の差は申請手続の前後、廃止等の申請の漏れによるものと考えられる。 指定薬局になることで特定医療の取り扱いが可能となり、売り上げの増加に繋がることから、基本的に保険薬局は指定薬局の申請を行っているかと推察される。 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業要綱(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知別添)では、公費負担医療の提供主体を指定医療機関及び保険薬局としており、児童福祉法においても、薬局については保険薬局であれば申請及び指定を不要とし、公費負担の対象とする措置を提案する。 保険薬局の指定に関する要件と指定医療機関の指定に関する要件は類似しており、保険薬局の指定を受けることをもって、良質かつ適切な特定医療が担保されていると考えられる。	申請する必要が無くなることで薬局の事務負担が軽減されるとともに申請を処理する自治体の事務負担も軽減される。	厚生労働省	茨城県、さいたま市、神奈川県、川崎市、高槻市、広島市、山口県、高知県	○指定医療機関のうち薬局の件数は多く、また事業譲渡等で手続きが必要になる頻度も高いため、薬局の事務負担が大きくなるとともに、申請を処理する当市の事務負担も大きい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>特定医療費は、自己負担額の一部を公費によって負担する制度であり、医療機関が法定代理受領を行う仕組みであるため、適正に公費負担医療を執行するには、保険医療機関の指定よりも厳格な欠格要件等を規定する必要がある。</p> <p>ご提案のように、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく医療費助成制度における指定医療機関制度において、保険薬局であれば指定薬局の申請及び指定を不要とした場合、適正な公費負担医療の実施に支障が出る恐れがあることから、当該制度を継続する必要がある。</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第14条(以下「同条」とする)に定める指定医療機関の欠格要件等は、保険医療機関と比較しても実質的に厳格な要件とは言えず、適正な公費負担医療の担保に特に寄与するものではないと史料するため、健康保険法に基づく保険薬局を指定医療機関とみなすこととし、薬局からの申請及び都道府県の指定を不要としてもらいたい。</p> <p>指定薬局の欠格要件等は、①申請者が刑罰を科されたこと(同条第2項第1号及び第2号)、②申請者が過去に指定を取り消された者であること等(同条第2項第3号から第6号、第8号及び第9号)、③申請者が過去に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること(同条第2項第7号)及び④指定拒否要件(同条第3項)の4種類に区別できる。</p> <p>①の要件については、法定代理受領が採用されている他の制度にも共通しているが、保険薬局と同様の欠格要件である。また、②、③及び④の要件については、保険薬局の指定においても、指定の取消しや著しく不適当と認められることを欠格要件とするなど、実質的な差異はないと史料されることから、保険薬局の指定を受けることで、適正な公費負担医療を担保できると考えられる。</p> <p>さらに、指定医療機関には、薬局のほか病院や診療所等も含まれており、薬局のみで法定代理受領制度を悪用する場合は想定しにくく、この点からも薬局については、保険薬局の指定を受けていることで、適正な公費負担医療の執行も十分に担保されるものと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、本提案に係る事務が申請者及び自治体に多くの負担を強いている現状を鑑みて、より効率的かつ効果的な手段を柔軟に検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>小児慢性特定疾病医療費は、自己負担額の一部を公費によって負担する制度であり、医療機関が法定代理受領を行う仕組みであるため、適正に公費負担医療を執行するには、保険医療機関の指定よりも厳格な欠格要件等を規定する必要がある。</p> <p>ご提案のように、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく医療費助成制度における指定医療機関制度において、保険薬局であれば指定薬局の申請及び指定を不要とした場合、適正な公費負担医療の実施に支障が出ることから、当該制度を継続する必要がある。</p>	<p>児童福祉法第19条の9(以下「同条」とする)に定める指定医療機関の欠格要件等は、保険医療機関と比較しても実質的に厳格な要件とは言えず、適正な公費負担医療の担保に特に寄与するものではないと史料するため、健康保険法に基づく保険薬局を指定医療機関とみなすこととし、薬局からの申請及び都道府県の指定を不要としてもらいたい。</p> <p>指定薬局の欠格要件等は、①申請者が刑罰を科されたこと(同条第2項第1号から第3号)、②申請者が過去に指定を取り消された者であること等(同条第2項第4号から第7号、第9号及び第10号)、③申請者が過去に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること(同条第2項第8号)及び④指定拒否要件(同条第3項)の4種類に区別できる。</p> <p>①の要件については、法定代理受領が採用されている他の制度にも共通しているが、保険薬局と同様の欠格要件である。また、②、③及び④の要件については、保険薬局の指定においても、指定の取消しや著しく不適当と認められることを欠格要件とするなど、実質的な差異はないと史料されることから、保険薬局の指定を受けることで、適正な公費負担医療を担保できると考えられる。</p> <p>さらに、指定医療機関には、薬局のほか病院や診療所等も含まれており、薬局のみで法定代理受領制度を悪用する場合は想定しにくく、この点からも薬局については、保険薬局の指定を受けていることで、適正な公費負担医療の執行も十分に担保されるものと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、本提案に係る事務が申請者及び自治体に多くの負担を強いている現状を鑑みて、より効率的かつ効果的な手段を柔軟に検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
179	千葉県、長野県、高知県 【重点29】	国土利用計画法に定める土地利用基本計画の変更手続について、個別規制法に基づく土地利用規制変更に伴い「計画図」を変更する場合には審議会への意見聴取を不要とすること	国土利用計画法により、土地利用基本計画を変更する場合にはあらかじめ同法第38条第1項の審議会その他の合議制の機関(以下「第38条審議会」という。)の意見を聴かなければならないこととされているが、個別規制法に基づく土地利用規制の変更に伴う「計画図」の変更に限っては、審議会への意見聴取を不要とすることを求める。	土地利用基本計画は、土地利用の調整等に関する事項を文章表示したもの(以下「計画書」という。)と5つの地域区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)を5万分の1の地形図により定められたもの(以下「計画図」という。)で構成されている。国土利用計画法第9条第10項の規定により、土地利用基本計画を定める場合には、「あらかじめ、第38条第1項の審議会の意見を聴かなければならない」とされており、第9条第14項では土地利用基本計画の変更(政令で定める軽易な変更を除く。)についても同様の扱いとされている。「計画書」については、必要に応じて、第38条審議会への諮問手続を行い、「計画書」の変更を行うとともに、定期的に、モニタリング調査を実施し、その進捗管理に努めているところであり、現況を把握した上で土地政策全体を見直すことにより、より効果的な土地政策の実現を図るとする国土利用計画法の趣旨は担保されている。他方で、「計画図」については、「計画書」に付随して作成される性質のものであり、「計画図」における5つの地域区分は個別規制法の定める区域と密接に関係するものであるため、個別規制法に基づく変更と一体的に変更を行うことが望ましいとされている。(国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針第2章Ⅲ4(2))個別規制法における土地利用規制の変更については、計画書策定時に第38条審議会から答申を受け策定した「計画書」に即して行われていることに加え、個別規制法に基づいて設置されている審議会等において十分に議論が行われていることから、「計画図」の変更のみに止まる場合は、土地政策全体の調整の必要性が乏しく、その都度第38条審議会へ諮問することは、形式的な事務となっている。とりわけ、森林地域の変更(林地開発許可に伴う森林地域の縮小)に関しては、林地開発完了後、事後的に第38条審議会へ諮問する制度設計となっており、審議会に諮問する実益が失われている。	土地利用基本計画図の変更において、変更手続の簡素化及び円滑化が図られるとともに、第38条審議会への諮問手続に係る委員負担及び事務局負担の大幅な軽減が期待される。	国土交通省	宮城県、城県、陽市、兵庫県、岡山県、福岡県、長崎県	○森林地域の変更(1ha以上の林地開発許可に伴う森林地域の縮小)については、制度上、林地開発完了後に審議会へ諮ることとなるため、審議会に変更の是非について議論する余地がなく、審議会委員から疑義を呈されている。 ○森林地域については、現況が変わってから図面変更するため、完全に後追いとなっており、審議会への意見聴取の必要性は低い。当県では、運用で林地開発許可申請直後に会長等に意見聴取し、審議会へは報告事項としている。
181	練馬区	マイナンバーの独自利用事務および庁内連携に係る条例等制定に係る見直し	マイナンバー制度において、地方公共団体でマイナンバーを独自利用する場合等の条例・規則への規定について次のように見直しをお願いしたい。 ①番号法第9条第2項に基づくマイナンバーの独自利用の場合について、条例ではなく、規則での規定でも利用を可能とする。 ②番号法第9条第2項に基づく庁内部局間での特定個人情報の授受の場合および番号法第19条第11号に基づく庁内他機関との特定個人情報の授受の場合について、条例・規則での規定を不要とする。	<①の事例> 令和3年11月に、東京都が新たに心身障害者医療費助成事務でマイナンバーを利用することとして都規則を改正した。当該医療費助成事務は、事務処理特例により各区で事務を実施している。マイナンバーの利用は各区任意であったが、情報連携により区民にとって添付書類省略が可能となるメリットがあるため、当区では利用することとした。情報連携を実施するための個人情報保護委員会への届出は年3回(5~6月、9~10月、11~12月)であるが、独自利用の条例を定めている場合でのみ届出が可能であるため、条例改正手続(約3か月半)を待つことで、届出が令和4年6月、情報連携開始が令和5年2月となり、都の規則改正から情報連携開始まで約1年3か月かかることになる。規則での規定であれば、令和3年12月での届出が可能であったため、令和4年10月から情報連携が開始でき、約4か月早くサービスの開始が可能であった。 <②の事例> 健康増進事業の実施に関する事務について、令和3年5月31日公布のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、新たに番号法別表第2に追加されたことを受け、マイナンバー利用事務として取り扱うこととなった。従前は、区の個人情報保護条例等に基づき行っていた当該事務に係る庁内の情報授受について、事務の実施の実態は何ら変わらないにも関わらず、庁内での特定個人情報の授受を行うにあたり、番号法第9条第2項または第19条第11項に基づく条例への規定が必要となった。条例改正には議会等対応を含め3か月半程度かかることとなり、また、併せて特定個人情報保護評価(重点項目のため約1か月)や規則改正(約2か月)等、従前の事務をそのまま実施するために延べ6か月半もの時間を必要とする事務が発生した。今後、既に実施している事務がマイナンバー利用事務として指定された場合も同様の事務手続が発生することとなり、本来の事務を実施するにあたっての支障となることが想定される。同一自治体内での特定個人情報の連携に係る条例・規則での規定が不要となることで、延べ5か月半程度の事務が削減される。	独自利用事務の情報連携の活用や、自治体内での情報の連携を迅速に行えるようになり、添付書類の省略や、情報の利活用による区民サービスの向上に寄与する。従前から行っている事務をそのまま実施するための条例改正等の手間が削減され、本来業務に時間を割くことができる。	個人情報保護委員会、デジタル庁	宮城県、富士見市、山梨県、城県、高槻市、高松市、宇和島市、大牟田市、長崎県、宮崎市	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>「計画図」は五地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)の状況を、その重複状況や周辺の土地利用、施設立地も含めて、空間的にわかりやすく地図上に示したものであり、その変更は土地利用基本計画による土地利用調整の主たる部分を占めている。実際に第38条審議会では「計画書だけでは具体のところがないのでわかりにくい」という声も出ている。</p> <p>国土利用計画法第2条の基本理念にもあるように「国土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮して」行うものであることから、法の趣旨を達成するためには、「計画書」はもとより「計画図」の変更の際にも、審議会において、都道府県土の事情に詳しい有識者から、大所高所の観点から都道府県土の利用につき意見を聴取し、可能な限り土地政策に反映させたり、民意の反映に努める必要がある。</p> <p>なお、第38条に基づく審議会の組織及び運営は条例制定を含め自治事務として都道府県の裁量に委ねているところであり、審議会の開催についても、既に書面による議決や審議会の長による専決も可能となっている。上記により、負担を軽減していただくなど、各都道府県の実情に即して柔軟に対応いただける仕組みとなっている。</p>	<p>「計画図」の変更の際にも、審議会において、都道府県土の事情に詳しい有識者から、大所高所の観点から都道府県土の利用につき意見を聴取し、可能な限り土地政策に反映させたり、民意の反映に努める必要がある。」とのことであるが、土地利用規制の変更は、土地利用基本計画に即して行われるものであることに加え、個別規制法の枠組みの中で各審議会等において議論されることから、第38条審議会での議論の内容が重複することとなり、また事実上、追認となっている。</p> <p>特に、林地開発許可との関係については、国土交通省事務連絡等において、開発行為の完了後に地域森林計画の対象森林の除外と「計画図」の変更を行うこととされているところ、開発行為完了後に第38条審議会において後追いで「計画図」の変更を議論することは意見の反映の余地がなく、全く意味がないものであると考える。</p> <p>さらに、国土交通省が示す「運用指針」では、この点について「林地開発許可が出た時点で第38条審議会へ報告する」、「森林地域の縮小そのものは是非ではなく、その後の当該土地及び周辺土地の利用調整を論点とする」といった対応策が示されているが、いずれも審議会に意見聴取をする本来の趣旨にそぐわないものであり、論点のすり替えにすぎないと考えている。</p> <p>また、「書面による議決や審議会の長による専決も可能」とのことであるが、そうであるならば、やはり審議会の意見聴取を必須としている意味はないと考える。</p> <p>以上を踏まえ、個別規制法に基づく土地利用規制変更に伴う「計画図」の変更についての審議会への意見聴取は不要であると考えており、是非とも前向きにご検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 土地利用計画に係る計画図の変更手続きについては、審議会の意見聴取を行う実質的な意義が乏しいと認められる場合には、意見聴取を不要とするような例外規定を設けるなど、提案団体の提案を考慮した検討を求める。また、審議会の開催について、書面による議決や、審議会の長による専決も可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>
<p>地方公共団体におけるマイナンバーの独自利用及び特定個人情報の庁内連携を行うためには、マイナンバー法第9条第2項に基づき条例を定める必要がある。</p> <p>これは、個人番号の利用範囲については、個人情報保護の観点から、地方公共団体の長の判断のみで決めるのではなく、住民の代表で構成される地方議会における議論を経て、団体としての地方公共団体の意思に基づいて行うことが、マイナンバー法第9条第1項において規定されている国等の実施する事務について、国会による議論によって制定される法律で規定されることとの均衡に鑑みて、適当と考えられるためである。</p> <p>また、同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供するには、番号法第19条第11号に基づき条例を定める必要がある。</p> <p>これについても、個人番号の利用範囲と同様に、地方公共団体の長の判断のみで決めるのではなく、住民の代表で構成される地方議会における議論を経て、団体としての地方公共団体の意思に基づいて行うことが適当と考えられる。</p> <p>これを踏まえると、ご提案に応じることは困難である。</p>	<p>地方公共団体がマイナンバーを利用した情報連携を開始するまで、条例改正に約3か月半、個人情報保護委員会への届出に約8か月の期間が必要であり、直近では、心身障害者医療費助成(マル障)の事務にマイナンバーを利用するため、こうした手続きに約1年を要している。住民の安全・安心を守るための生活支援など、緊急性の高い事務においても、マイナンバーを利用する場合は条例への規定が必要となり、制度を迅速かつ効果的に活用することができないのが実態である。</p> <p>国においては、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に基づく特定公的給付でのマイナンバー利用について、「内閣総理大臣が指定するもの」として告示で定めている例があり、これは緊急時の給付金を迅速かつ確実に実施するための措置と認識している。</p> <p>個人情報の保護は制度運用において重要な要素であるが、マイナンバー制度の所期の目的を果たすためには、住民に最も身近な基礎自治体がマイナンバーをより活用しやすい制度設計に見直していくべきである。地方公共団体が主体的に制度を活用し、行政手続における添付書類の省略や、一人ひとりに合わせた必要な支援を迅速に行えるようにするため、抜本的な見直しについて前向きに検討いただきたい。</p> <p>また、同一地方公共団体内での特定個人情報の提供については、実務上、制度開始以前から行われており、マイナンバー利用事務間での情報連携についてまで条例に規定する必要性は低いと考える。改めて、同一地方公共団体内での情報連携について、条例へ規定する意義を伺いたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
182	練馬区	マイナンバー制度における特定個人情報保護評価の簡素化または廃止	マイナンバー制度における特定個人情報保護評価(PIA)の簡素化または廃止を求める。特定個人情報は番号法及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に則り適切に取り扱う必要があり、また、情報公開制度により国民への透明性も担保されているところ、特定個人情報保護評価の実施が国民への透明性の担保にどれほど寄与しているのか、また、評価の実施なくして国民への信頼・透明性は担保できないのか等について、地方公共団体における事務負担も踏まえ、改めて制度の効果検証や見直しをお願いしたい。	特定個人情報保護評価は、当該特定個人情報ファイルを保有する前に実施しなければならず、全項目評価の場合、評価書の公表までに6か月程度かかるため、迅速性を欠いている。また、制度開始に間に合わせるためにタイトなスケジュールで評価を実施する場合、評価書作成に係る職員の負担が大きい。 特に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に係る事務では、事後評価であっても、業務を遂行しながら意見聴取や第三者点検等の対応などを国の定めた期限までに行わなければならない、非常に大きな負担となっている。 ＜事例1＞ 令和2年11月30日に国から新型インフルエンザ特措法に基づく事務(全項目評価)について、令和3年3月12日までにPIAの実施を行うよう依頼があり、期限までに実施できない場合、令和3年6月からの情報連携が開始できない旨通知された。結果的には、リスク対策の変更等がなかったため再実施に該当せず、期限には間に合ったが、再実施が必要となっていた場合、制度開始に間に合わせることでないスケジュールであった。 ＜事例2＞ ワクチン接種業務(全項目評価)においては、第1回目の接種が令和3年5月から開始する中、令和3年4月から令和3年12月にかけて全項目評価の再実施を行った。その後も令和4年2月の3回目接種開始の中、令和4年3月からワクチン接種記録システムについて再実施中であるが、さらに令和4年4月から接種証明コンビニ交付に係る再実施として、ワクチン接種業務を行いながら3回の全項目評価の再実施が必要となっており、大きな負担となっている。 ＜特定個人情報保護評価実施に係る期間＞ 全項目評価 新規保有・再実施とも6カ月～ 重点項目評価 新規保有4か月～ 再実施2.5か月～ 基礎項目評価 新規保有・再実施とも0.5か月～ ＜特定個人情報保護評価実施件数＞ (1)令和3年度 全項目評価 新規保有0件 再実施1件 重点項目評価 新規保有1件 再実施0件 基礎項目評価 新規保有3件 再実施0件 ほか、見直し62事務 (2)令和4年度(予定) 全項目評価 新規保有0件 再実施4件 重点項目評価 新規保有0件 再実施3件 基礎項目評価 新規保有0件 再実施2件 ほか、見直し42事務	特定個人情報保護評価に係る事務量を削減することができ、制度開始に向けて必要なシステムテストや職員の研修に時間をかけることができるようになる。 また区民に対して、よりスピード感をもって利便性のあるサービスを提供できるようになる。	個人情報保護委員会、デジタル庁	富士見市、相模原市、三島市、京都市、高槻市、八尾市、西宮市、高松市、松山市、宇和島市、佐世保市、熊本市、宮崎市	○新型コロナウイルスワクチン接種に関する特定個人情報保護評価の再評価は、接種開始、証明書の電子化、コンビニ交付と短期間に何度も再評価を行わなければならないことや、事後評価でありながら、市民への意見聴取や第三者点検等も実施しなければならず、非常に大きな事務負担となっている。 ○当課は、特定個人情報保護評価書のとりまとめ課ではあるが、当該評価の実施が、実際に国民への透明性の担保に寄与しているかどうかは疑問である。特定個人情報の取扱い等についての安全性の公表に関しては、より効果的で効率的な方法を検討していただきたい。 ○特定個人情報保護評価(PIA)は、全項目評価の場合、関係法令等により、原則として特定個人情報ファイルの保有等の前に評価を実施(再実施)(評価書の作成(修正)、市民意見公募、第三者による点検)することが規定されており、事務量が大きく複雑である。また一定期間を要するため、迅速性を欠くとともに他の人役を投じるべき事務を圧迫している。新型コロナワクチン接種に関連し、ワクチン接種記録システムによる住民の接種記録の管理やアプリによる接種証明書の電子交付などを実施するに当たり、全項目評価の実施(再実施)をこれまでに2回行っているが(現在3回目を実施中)、いずれも制度開始までに評価を完了させることが困難であったため、例外的に認められている緊急時の事後評価となり、実質外部の意見は反映できない形骸的な運用となっている。これらの実情や事務負担に対する効果等を勘案し、簡素化や廃止も含めたより効果的な制度への見直しが必要と考える。 ○本市においても、評価書作成に係る職員の負担は大きく、特に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に係る事務では、事後評価であっても、業務を遂行しながら意見聴取や第三者点検等の対応などを国の定めた期限までに行わなければならない、非常に大きな負担となっている。今後も、接種証明コンビニ交付に係る再実施として、ワクチン接種業務を行いながら3回の全項目評価の再実施が必要となっており、大きな負担となっている。また、全項目評価の場合、住民の意見募集や第三者点検を行う必要があり、評価書の公表までに6か月程度かかるため、迅速性を欠いているとともに、職員の負担が大きい。 ○本市においても、事務作業の量により即時性に欠くことや、膨大な内容を報告書として作成することが却ってマイナンバーの情報連携への壁になってしまっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)は、マイナンバー法第28条に基づき、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護する観点から、</p> <p>①事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、</p> <p>②国民・住民の信頼の確保を目的として行われるものであり、マイナンバー制度における重要な保護措置の一つである。</p> <p>マイナンバー法第27条第2項において、保護評価指針については、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとされているところ、こうした取組の中で、より効果的・効率的な保護評価につながるよう、関係省庁と連携しながら必要な対応を検討してまいりたい。</p>	<p>マイナンバーを含めた住民の個人情報の取扱いについて、リスク対策の徹底や個人の権利利益を保護する体制を確保することは地方公共団体の責務であるということは承知している。一方で、特定個人情報保護評価は、マイナンバー法第28条に基づき、その結果を公示し、広く国民の意見を求めるものとするが、第1次回答中の①、②の目的にどれほど寄与するか疑問である。</p> <p>また、特定個人情報保護評価に係る事務量は膨大であり、迅速性を欠いている。特に全項目評価の場合、住民への意見聴取や第三者点検の実施により、評価に半年程度の期間を要しており、制度開始までのタイトなスケジュールの中で評価を行わなければならない、職員への負担が非常に大きい。さらに、新型コロナのワクチン接種など、やむを得ない事由で緊急な対応が必要な場合には、例外的に事後評価とすることが認められているが、そもそも①の目的と矛盾が生じていると考える。</p> <p>こうした現状を踏まえ、保護評価の在り方について、より効果的で効率的な制度への見直しを早急に検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 特定個人情報保護評価に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
183	練馬区	情報提供ネットワークシステムでの事務処理誤り等に伴う情報提供等記録の追記作業の簡素化	情報提供ネットワークシステムにおいて、事務処理誤りが発生した場合に必要な、情報照会者、情報提供者、運営主体の3者で行う情報提供等記録の追記作業を簡素化する。具体的には、誤った事務処理をした情報照会者による追記作業のみで完結できるようにする。	情報提供ネットワークシステムでの情報連携を実施した際に、情報照会者による事務処理誤りが発生した場合、情報照会者、情報提供者、運営主体の3者において、報告票等の授受や、一部のケースではシステムへの追記処理等を行うなどの作業が発生する。当区では令和2年度から令和3年度の平均で、他団体からの追記作業依頼が約30件程度発生している。作業に要する時間を削減するため、報告票の授受により自動で追記処理が行われる「オンラインによる追記」も活用しているが、それでも1件当たりの対応時間が4時間程度かかっているため、年間で120時間以上の負担が生じている。今後、情報連携の活用がさらに進んでいった場合、より多くの追記作業依頼が発生することが想定される。他団体の誤処理により、これだけの時間を取られることは業務として非効率である。	処理を誤った情報照会者の作業のみで追記作業が完了するようになれば、これまで情報提供者側で要していた追記作業の時間を削減でき、自団体の本来業務に割り当てることができる。	デジタル庁	花巻市、宮城県、船橋市、神奈川県、大垣市、京都市、長岡京市、兵庫県、西宮市、岡山市、広島市、松山市、宇和島市、佐世保市、熊本市、宮崎市	<p>○当市においても、年間数件の手続に同様の追加処理等が発生し、数時間の対応を要している。ついては、追記作業の簡素化により、業務の効率化が図れる。</p> <p>○当市では令和3年度実績で21件の追記対応があり、そのうちの13件が他団体依頼分だった。事務処理誤りをした団体のみに対応になると、対応件数が約半分に減るため、事務負担軽減につながる。</p> <p>○当市においても、提案団体と同様の支障事例があり、年間30件ほどの追記依頼作業を行っている。1件あたりの処理に約15分ほどかかっており、年間7.5時間ほどの作業が発生している。</p> <p>○当市においては、事務処理誤りによる令和3年度の情報提供等記録の追記は15件対応しており、1件あたり1時間程度の作業が発生しているとして、年間15時間程度の負担となっている。オンライン追記機能も実装されているが、自治体以外の団体等と記録追記を行う場合は従来どおりの対応が必要となっており、抜本的な事務量の軽減にはつながっていないと思われる。特に事務処理誤りの場合は、情報照会者のみに起因した事由のため、情報提供者、運営主体の確認は不要と思われる。</p> <p>○情報提供ネットワークシステムでの事務処理誤り等に伴う情報提供等記録の追記作業について、「オンラインによる追記」が利用可能になったことに伴い、書面による追記の作業が非常に煩雑になっている。具体的には、今まで一度の追記作業でよかったものが2回行わなければならない、マニュアルも非常に分かりにくい。現状、不開示から開示にする場合は書面による追記とすることとされているが、事務作業の効率化の観点からも見直ししていただきたい。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>情報提供等記録については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三条第一項及び同条第三項において、情報照会者及び情報提供者は、情報提供ネットワークシステムに接続されたそのものを使用する電子計算機に記録し一定期間保存することが、及び情報提供ネットワークシステム運営主体は、情報提供ネットワークシステム内において記録を保存することが、それぞれ定められています。</p> <p>これは、誰が誰の情報をいつ提供したかが分かるようにすることにより不正行為への抑止力となるとともに、不正な情報提供がなされていないか、行政機関間での特定個人情報のやり取りの記録を国民自らが確認できる仕組みを整備することにより、マイナンバー制度に対する国民の懸念を払拭することに資するものです。</p> <p>そのため、情報連携の対象となる特定個人情報や情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムの他、各機関の中間サーバー等においてそれぞれ保存・管理されておりますが、情報提供等記録の追記を行う際には、当該記録等の管理主体である各機関が、中間サーバー等における情報提供等記録に追記すべき情報を記録し、各機関は同一の記録を保持(三者整合)する必要があります。</p> <p>一方、令和4年1月より、記録の追記業務の効率化のため、追記処理の一部では、オンラインによる追記処理を実装し、一部の機関において運用しています。地方公共団体(自治体中間サーバープラットフォーム)につきましては、実装当時から運用を開始しておりますが、オンラインによる追記を行うためには、情報連携を行う当事者(情報照会者・情報提供者)同士が双方とも当該機能を実装している必要があります。情報連携における記録のオンライン追記については、令和4年6月に実装機関を拡大しており、引き続き、実装機関の拡大に努めて参ります。</p> <p>併せて、情報提供ネットワークシステムの運用においては、情報連携の事務処理誤り等を減らし、必要な情報連携が適正に実施され、各行政機関における事務の効率化や負担軽減に資するよう、地方公共団体を含めた各機関に対し、各種会議等を通じ広く周知等に努めて参ります。</p> <p>なお、不開示情報を開示に変更する事務処理については、DVや虐待等の被害者(DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。)の避難先の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報など、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報等が含まれることを鑑み、特段の注意をもって運用がなされる必要がありますので、オンラインによる追記の対象としていないところです。</p>	<p>オンラインによる追記処理により事務負担は一部軽減されたが、情報提供等記録の管理主体である各機関が行う追記依頼の承認作業等の事務処理が煩雑であり課題となっている。例えば、情報提供者側で追記を行う対象者を確認することができないため、情報提供者による承認は実務上意味を成していない。このため、情報照会者による事務処理誤りの際の情報提供者による承認作業を不要とし、情報照会者の作業のみで作業を完了させることとしても、無意味な作業がなくなるだけで実害が生じず、むしろ事務の効率化・迅速化に資すると思料されるため、改めて追記作業の簡素化について検討されたい。</p> <p>DVや虐待等の被害者については、オンラインによる追記に対応していないため、引き続き三者での追記作業が必要となっているが、情報提供者に処理通番を通じた対象者の追記承認を求め、情報照会者、情報提供者の双方で追記可能か確認を行うことで、オンラインによる追記が可能になり、被害者保護の観点からも問題がないと思料するため、オンラインによる追記の対象とされたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
184	山形県、 米沢市、 鶴岡市、 新庄市、 寒河江市、 上山市、 村山市、 天童市、 東根市、 尾花沢市、 南陽市、 山辺町、 西川町、 朝日町、 大江町、 金山町、 舟形町、 真室川町、 大蔵村、 鮭川村、 高畠町、 川西町、 白鷹町、 飯豊町、 三川町、 庄内町、 遊佐町	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加え、採石業に対し、都道府県が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法第33条の4を改正すること。(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)	豊富な伏流水が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。採石法は産業振興のために昭和25年に制定された法律で、法第33条に基づく岩石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設当時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。採石業と一般公益との調整を図る公害等調整委員会の過去の裁定では、都道府県における岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、都道府県が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないとの判断が示されている。岩石採取計画の認可は都道府県の自治事務であるにもかかわらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来ないため、都道府県は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況となっている。環境保護への関心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、都道府県が豊かな地域環境を積極的に保全していくためには、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。	採石法を改正し、認可基準に「水資源・景観・環境の保護等に配慮した項目」を加える(もしくは、条例等により都道府県が認可基準を設定することにより、都道府県が地域の環境に応じて岩石採取計画の認可の可否を判断することが可能となり、水資源をはじめとする豊かな地域環境の保全や自然資源とする地域振興に寄与することができる。	経済産業省	山形市、浜松市、熊本市、大分県	—
185	山形県、 宮城県 【重点40】	公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化	公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価(年度評価)について、国立大学法人の例(令和4年4月1日改正)に従い、廃止すること。	公立大学法人の業務運営は、設立団体が指示した中期目標に基づき法人自ら作成し、設立団体の認可を受けた中期計画にしたがい自律的に行うこととされているにも関わらず、毎年度、実施すべき事項等を年度計画として定め、予め設立団体へ届け出、さらには年度終了後には業務実績報告書を作成し、設立団体の長の附属機関である評価委員会から評価を受けることが義務付けられている。公立大学法人の大部分は、国立大学法人と比較しても極めて小規模な組織体制であり、当該年度計画に関する業務、とりわけ業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に忙殺され、リソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分振り分けられない状況が続いている。また、設立団体側も、評価委員会の運営にあたっては、各部門有識者の選任・任命及び委員に対する業務理解のための事前説明にはじまり、年度評価業務自体は、約3ヶ月前の委員会開催調整等から始動し、膨大な事業実績報告書の確認や事前意見徴取のほか、公立大学法人への聴取等による調査・分析などを踏まえて、評価委員会(1回あたり2時間半程度)にて評価を行うため、事前作業を含め多大な事務量が生じており、業務の効率化が喫緊の課題となっている。	公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化	総務省	神奈川県、 長野県、 山陽小野田市、 大分県	○提案団体と同様の支障事例が生じていることから、国立大学法人と同様の制度改正を希望する。 ○当団体では、総合大学を含む2大学1高専を公立大学法人が運営している。同法人が公立の教育研究機関として住民の理解を得ながら運営を継続していくためには、毎年度の業務実績評価等、現行制度に基づく関与が必要であると考えている。 一定の条件の下、各自治体の判断で、毎年度の関与を廃止することを可能とする、いわゆる手挙げ方式を導入することは考えられる。ただし、その場合には、①業務負担の軽減を目的とする措置に国民の理解が得られるか、②公立大学法人とその他の地方独立行政法人との間に取扱いの差異を設けることについて合理的な説明ができるか、といった点について、整理する必要がある。 ○当市においても、評価委員会から評価を受けるため、多大な事務量が生じているとともに、公立大学法人においても、業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に多くの時間を費やしている。 ○公立大学法人については、6年ごとの県の中期目標や法人の中期計画の策定、中期計画実施4年目及び終了時の評価の際に県の評価委員会において意見聴取し、客観性や中立公正性を担保している。このような中、計画内容や実績に大きな変化が生じていない場合においても、毎年、時間と労力をかけて、法人が年度計画や実績報告書を作成し、県の評価委員会を開催して評価を受ける方法は非効率である。本提案のとおり効率化を図り、教育の質の向上や地域貢献に資する取組等に注力することが望ましい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>採石法では、「岩石採取計画の認可」について、法第33条に基づき都道府県知事の認可を受けることとなっており、採石法施行規則の第8条の15第2項第8号において、岩石採取計画の認可申請書類の一つとして、岩石の採取に係る行為に関し他の行政庁の許認可等を必要とするときは、その許認可等を受けていることを示す書類の添付が規定されている。</p> <p>岩石採取計画の認可権限を有する地方自治体は、その地域に見合った条例等を整備し、これを踏まえて当該認可業務を実施することで、より地域の実情を反映した対応が可能となっている。</p> <p>さらに、公害等調整委員会の鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定事案「山形県飽海郡(あくみぐん)遊佐町(ゆざまち)吉出(よしで)字臂曲(ひじまがり)地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件(公調委平成30年(フ)第1号事件)」では、令和4年6月28日付けで、他法令の許可等を受ける見込みが失われたことを理由とする、「岩石採取計画の認可」の不認可処分を認める裁定が出されている。</p> <p>こうしたことから、地域に見合った条例等の整備により地域環境の保全を考慮した上で当該認可業務を実施することが可能であり、採石法を改正する必要は無いと考える。</p> <p>(参考)公害等調整委員会裁定事案 https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/yuzamachi30_1.html</p>	<p>関係府省からの1次回答では「岩石採取計画の認可権限を有する地方自治体は、その地域に見合った条例等を整備し、(中略)より地域の実情を反映した対応が可能」とされているが、国が引用した遊佐町の事例は、県が認可した岩石採取計画の実行により、鳥海山の豊かな自然と湧水が破壊されると地域住民が懸念したことをきっかけに、遊佐町が鳥海山の水循環を保全する目的で、水源の保護と水源の涵養を保全する区域を限定し、規制の対象とする条例を制定したものである。</p> <p>遊佐町が鳥海山からの湧水を守ろうとしたように、守るべき課題とその背景は地域毎に異なるが、県全域を対象とする広域的な条例を県が定める場合、包括的に規制する条例とならざるをえないことから、健全な採石業にも無用の規制を及ぼす恐れがあり、「地域に見合った条例」とは言い難い。</p> <p>また、採石行為を規制する条例を持たない自治体に対し、保全が必要な地域が含まれる「岩石採取計画」が提出された場合、その地域を守るためには新たに条例を制定する必要がある。専門的知識が求められ、長期間を要すると想定される。その間に県が計画を認可せざるを得ない場合、必要な規制が間に合わない恐れがある。</p> <p>このように、「地域に見合った条例等の整備」は課題がみられることから、岩石採取計画認可の根拠法である採石法において環境配慮の基準を明確に示すことで、県において、環境に配慮し、かつ地域の実情に応じた認可業務が可能となると考える。</p> <p>環境保護への関心が高まり、環境に配慮した採石事業が求められる中、自治体が積極的に自然環境を保全するよう、都道府県の認可基準に「環境に配慮した項目」を加える採石法の改正をお願いする。</p>	-	<p>【全国知事会】 本件は自治体において裁判となっている事例であり、支障事例の解決が求められるものであり、提案団体の状況が改善するような柔軟な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>公立大学法人を含む地方独立行政法人における年度計画においては、中期計画に定めた事項のうち当該年度において実施すべき事項等について、法人の年度ごとの業務内容を明確化することにより、業務運営の透明性の確保や住民に対する説明責任を果たすことが求められている。この年度評価に基づく業務の見直しにより、業務の効率性や質の向上を図ることが求められている。</p> <p>国立大学法人における年度計画及び年度評価の廃止については、文部科学省の「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」等での検討を踏まえ、国が期待する世界最高水準の教育研究を先導する役割を担うため、国立大学において国が毎年度財政措置を講ずるに当たって求められる必要な関与と、国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展とを両立させた新たな枠組みに見直すため、中期計画への指標の追加により適正な業務運営を担保しつつ、年度計画・年度評価の廃止により事務負担を軽減することとされた。</p> <p>公立大学法人においては、国立大学法人における制度見直しの趣旨や公立大学法人を含めた地方独立行政法人の年度計画及び年度評価の義務づけにより業務運営の透明性や説明責任を担保していることとの整合性を踏まえつつ、公立大学法人の設置団体等の意見や年度評価に係る課題、実態等を伺いながら、必要な対応について検討してまいりたい。</p>	<p>公立大学法人における業務運営の透明性や説明責任の担保については、①学校教育法で定める認証評価制度により、文部科学大臣の認証を受けた評価機関からの評価を7年以内に1度受審する必要がある。外部組織が大学の教育研究活動や組織運営の状況を定期的に確認した上で、必要に応じて改善していく体制が整備されている。</p> <p>また、②公立大学法人は、設立団体から毎年度財務諸表の承認を受ける必要があり、承認後は速やかに財務諸表を公告するとともに、財務諸表や事業報告書、決算報告書等を一般の閲覧に供することとなっている。</p> <p>さらに、③公立大学は、設置者である各地方公共団体の地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるため、毎年、各自治体の議会に財務諸表等を提出し、地方公共団体の各種政策が体现されているかなどの評価により、適切なガバナンスが行われている。</p> <p>加えて、山形県の公立大学法人を例にとれば、④公立大学法人は、重要施策のひとつである、若者の定着・回帰の促進に係る主要な担い手であり、その取組状況がチェックされるとともに、設立団体と常日頃から密接に連絡を取り合う関係にある。</p> <p>これらの制度的な取組み(①～④)を基本に、公立大学法人における業務運営の透明性や説明責任が担保されていると言えることから、年度計画・年度評価の廃止に向けての検討を求める。</p>	-	<p>【全国知事会】 公立大学法人の設置団体等の意見や年度評価に係る課題、実態等を踏まえ、必要な対応について検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
187	埼玉県、新潟県	電気工事士免状の交付申請手続のデジタル化	電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請に際して添付が義務付けられている「試験に合格していること等を証明する書類」及び「顔写真」の電子データによる提出を可能とすること。 また、再交付の申請に際して添付が義務付けられている「顔写真」の電子データによる提出を可能とすること。	【現行制度】 電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第6条に基づき、「試験に合格していること等を証明する書類」及び「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。また、電気工事士免状の再交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第8条に基づき、「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。 なお、当県における電気工事士免状の交付実績は令和2年度で3,656件、令和3年度で5,887件、うち再交付実績は令和2年度で258件、令和3年度226件である。 【支障事例について】 都道府県が、電子申請システム等を利用した交付申請手続を導入する場合に、申請者は、申請書を電子申請等で、顔写真等を必ず郵送等で提出することとなる。一つの手続について、複数の方法で申請書等の提出を求めることは申請者の負担増加となり、電気工事士免状(第一種・第二種)交付申請及び再交付申請のデジタル化を妨げる要因となっている。 【支障の解決策】 「試験に合格していること等を証明する書類」については、電気工事士試験の合格通知ハガキ(原本)の両面を撮影したものを画像データとして受領できるならば、合格通知ハガキに記載されている「合格番号」を把握できる。 また、「顔写真」については、令和4年4月1日から順次、電気工事士免状のプラスチックカードによる交付が開始されるが、経済産業省は、申請者から提出された顔写真をスキャナで取り込み画像データへ変換した後、氏名・生年月日等とともに印刷する方法を示している。免状の作成に当たって、顔写真を画像データに変換するのであれば、申請時に画像データを受領する方が効率的と考えられる。	添付書類の郵送が不要となり、電子申請のみで交付申請を行うことができるようになれば、申請者の利便性向上に繋がる。 また、プラスチックカードによる交付に当たって、顔写真のスキャナでの取り込みが不要となり、行政の事務負担の軽減も見込まれる。	経済産業省	福岡県、大分県	○郵送による申請時において書類不備があった場合に、現状では写真の郵送はやむを得ないが、合格通知書が画像データにて対応できるようになれば、書類不備に伴う審査遅延による発行期間が短縮でき、申請者の利便性が高まる。そのうえ、第2種電気工事士については電子申請導入時には電子申請のみで書類手続きが完結することになり、第1種電気工事士においても実務経験証明書の原本のみを後日、郵送等にて対応することになり、コロナ禍における繁忙期の申請の際、窓口における混雑の緩和等の導入効果が期待される。また、「顔写真」については、電気工事士免状のプラスチックカード化の際には写真をスキャナで読み込んで印刷するために画質の悪化も懸念されるが、データで受け取ることで免状の画質も向上し、有資格者としての身分証明書の信頼度も高まることが期待できる。 ○免状交付業務を委託しているため、住基ネットを利用することができないので、あわせて住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足る書類のデータでの提出が認められることが必要(電気工事法施行規則第6条第2項)
188	埼玉県、さいたま市、熊谷市	大気汚染防止法等に基づく届出のワンストップ化	環境関連施設を有する企業が、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の複数の規制法令に基づく届出を複数の自治体に対して行うことが、複数の自治体に情報が共有されるシステムを構築すること。 また、オンラインシステムの構築に向けて、1つの届出により以下①及び②が達成できるよう現行の規定を見直すこと。 ①複数の規制法令に基づく一括の届出と見なす。 ②対象施設が複数の地方自治体に設置されている場合においてもそれぞれに届出を行ったこととみなす。 特に①については、オンラインシステムの実装を待たずに規定を見直すこと。	【現行制度】 大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の複数の規制法令に基づく届出対象施設を設置している工場・事業場の事業者は、氏名・住所等の変更や、地位の承継があった場合に、各々の法令に基づく届出書(氏名等変更届及び承継届)に、ほぼ同一の事項を記載して、施設の所在地を管轄する地方自治体に提出しなければならない。例えば、廃棄物焼却炉は、大半が大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法といった複数の規制法令に該当する施設であり、各々の法令に基づく複数の届出書を提出する必要がある。また、届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者の場合においても、事業者は各々の地方自治体に対して、同内容の届出を行わなければならない。 【支障事例について】 現行制度下では、複数の法令ごとに、または、複数の地方自治体に対して、ほぼ同内容の届出を行わなければならない事例があり、事業者の負担となっている。また、同内容の届出であるにもかかわらず、各法令に基づく届出様式や、届出先の自治体が複数存在するため、事業者が様式や届出先の自治体を誤る事例もあるなど、制度が煩雑となっている。 【制度改正の必要性】 平成8年3月29日付環境庁通達において、事業者への負担軽減を鑑み、複数法令で使用できる氏名等変更届及び承継届に関する書式の共通化及び届出窓口の一元化に配慮するよう示されている。しかしながら、本通達では、氏名等変更届及び承継届について必要枚数を複写した上で、法令ごとに提出する方法が示されている。また、届出窓口の一元化も、同一自治体に提出する場合に限定されており、その効果は限定的と考えられる。(届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者は所在地を管轄する地方自治体に対し、同内容の届出を行わなければならない。)	ワンスオンリー化、オンライン化の実現により、行政事務の効率化及び届出を行う事業者の負担軽減につながる。	経済産業省、環境省	青森県、郡山市、ひたちなか市、前橋市、浜松市、豊橋市、豊田市、滋賀県、久留米市、長崎県、熊本市、大分県	○当市でも同様の事例が生じており、同事業所で複数の法令の施設を設置している場合、それぞれ届出をしなければならないが、一部の施設の届出が漏れてしまっているケース等が見受けられる。一届出で複数の法令の届出が可の様式になれば、それらの防止ができる。 ○例えばA・B・C市に設置している施設について、届出はA市にすれば、B・C市にも届出したことになると思われるが、この場合A市からB・C市に届出内容を送付しなければならないなどの業務量の増加が推測される。また、事業所においてもA・B・C市のどこに届出すればいいのかの判断基準がない。また、A市はB・C市にその事業所が施設を設置しているのかの情報を持っていないため、届出を受け取っていないのかわからない。それらの問題が懸念されるため各々の地方自治体に届出する現行制度を維持したい。 ○新型コロナウイルス感染症により、「人と接触を避ける」非対面での行政手続が求められていることから、地方自治体が「登記情報提供サービス」により所有者等を確認することで、届出者の利便性の向上や負担軽減に大きく資する。届出のオンライン化の実現性が高くなることから、統一的な手法として認められることが望ましい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>電気工事士法施行規則(以下「施行規則」とする。)による申請書類の提出を電子で行うことについては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、各都道府県の判断によりオンラインで申請を受け付けることは可能である。一方、御指摘のとおり、施行規則において、写真については、「写真二枚を添えて」とあるため、電子データでの提出であっても、2枚用意をしなければならないと解釈されうる記載となっている。そのため、いただいたご意見を踏まえ、令和4年度中にオンライン手続も想定した規定に施行規則を改正することを検討したい。</p>	<p>電気工事士免状については、令和4年4月からプラスチックカードによる交付も可能となっており、免状の作成に当たっては顔写真よりも画像データを受領する方が効率的である。申請者の利便性向上、行政の事務負担軽減の両面から、速やかに施行規則を改正されたい。電気工事士免状交付等申請のデジタル化に当たっては、施行規則において、申請書に添えて提出することとされている顔写真以外のものについても、施行規則を改正するなどの方法によりオンラインで提出できることを明示されたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>御指摘の①②のような課題に対しては、現在、環境省においてオンラインで行うことができるよう検討を進めているところ。事業者及び地方公共団体の利便性の向上に加え、御担当者の事務負担ができる限り軽減されるよう、工夫して検討していきたい。</p>	<p>オンライン化について、御検討いただいているとのこと感謝申し上げます。 ②の実現にはオンライン化が必要と考えるが、①はオンライン化に先立ち早急に仕組みの構築をしていただきたい。仕組みの構築にあたっては、オンライン化された後も一定数は窓口での申請が残ることが想定されるため、それを前提に御検討いただきたい。 併せて、提案実現に向けた検討の内容やスケジュールについても具体的に御教示いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。オンラインシステム化に当たっては、今回取り上げられている法律以外を含めた、公害関係法令を統括的に取り扱うものとし、申請者及び地方公共団体において費用負担が生じないものとする。さらに、自治体の条例に基づき規制対象となる施設に関する類似の届出等手続きについても配慮されたい。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
189	埼玉県、さいたま市	「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等が、土壤汚染対策法施行規則における「土地の所有者等であることを証する書類」とすることを明確化	土壤汚染対策法に基づく申請等において、不動産登記法に基づく地図(公図を含む。)及び図面に、地方自治体が「登記情報提供サービス」を利用して取得したものであることを証する書類とすることを認めるとともに、通知等で明確化すること。	【現行制度】事業者等が地方公共団体に対して申請等を行う際に、不動産登記法に基づく地図(公図を含む。)及び図面(以下「公図等」という。)の添付が必要となる手続がある。土壤汚染対策法施行規則に係る通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付環水大土発第1903015号)では、土地の所有者等であることを証する書類として、登記事項証明書及び公図の写しの添付を求めている。【支障事例について】申請者等は、法務局の窓口や郵送で公図等を取扱しなければならない、負担が生じている。また、行政のデジタル化を妨げる要因ともなっている。地方公共団体は、「登記情報提供サービス」において、登記所が保有する公図等の情報と同一の情報を取得することができるため、当該情報が土地の所有者等であることを証する書類として認められれば、申請者等が法務局の窓口や郵送で公図等を取扱する必要がなくなる。しかし、例えば平成31年3月1日付環水大土発第1903015号では、「土地の所有者等であることを証する書類」について「登記事項証明書及び公図の写し」と明記されているものの、「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等については触れられていない。「登記情報提供サービス」を利用して取得した地図等が土地の所有者であることを証する書類として認められていないければ、申請者等は、結局、法務局の窓口や郵送で公図等の添付書類の請求手続を行わなければならない、利便性の向上に繋がらない。	法務局の窓口や郵送で添付書類の請求手続を行う必要がなくなり、申請者等の利便性の向上に繋がる。加えて、行政のデジタル化が推進される。	環境省	青森県、盛岡市、郡山市、川崎市、山梨県、豊橋市、寝屋川市、徳島県、福岡県、熊本県	○申請者等が法務局の窓口や郵送で添付書類の請求手続を行う必要がなくなるため、利便性の向上に繋がることが期待できる。
191	指定都市市長会	無料低額診療事業利用時に診療報酬明細書の特記事項欄等にその旨記載するよう記載要領を改訂すること	無料低額診療事業利用時に、診療報酬明細書の特記事項欄や摘要欄に医療機関が事業利用の旨や事業利用者が実際に負担した一部負担金の金額を記載するよう、記載要領の改定を求めるもの。また、市町村等における事業利用者の高額療養費の再計算処理を不要とするため、関連システムの改修等も併せて求めるもの。	無料低額診療事業とは、経済的な理由によって必要な医療を受けられない者に対して、無料または低額で診療を行う事業である。また、生活困窮者に限らず医療費の家計負担を減らす観点から高額療養費制度が設けられており、これは医療機関や薬局の窓口で支払う医療費(一部負担金)が1か月で限度額を超えた場合、その超えた額を支給する制度であるが、支給額の計算は医療機関等から提出された診療報酬明細書をもとに行っている。しかし、この診療報酬明細書のみでは無料低額診療事業の利用状況や事業を利用する被保険者が窓口で実際に支払った医療費が分からない。高額療養費については、申請手続の簡素化により自動償還を行っているが、支給後に被保険者からの申出により無料低額診療事業を利用していることが判明した場合、過大支給となった分について返還を求めなければならない、被保険者と行政双方の負担となっている。また、申出がなければ無料低額診療事業の利用状況の把握はそもそも困難である。過大支給を事前に防止するためには、無料低額診療事業を実施している医療機関の受診分について、市区町村が個別に被保険者や医療機関に医療費の支払い状況を確認する必要があるが、規模の大きな市区町村においては全件照会を行うことは現実的に困難であり、また仮に全件の照会を行った場合は被保険者や医療機関へ大きな負担をかけることとなる。	市区町村においては、被保険者や医療機関への個別照会が必要となる他、過大支給が発生しなくなるため、返還請求手続や未収債権管理が不要となる。また、被保険者は、これまでは個別に市区町村に無料低額診療事業の利用状況について連絡をしたり、高額療養費が過大に支給された場合に市区町村へ返還を行う必要があったが、これらの手続が一切不要となる。医療機関においても個別に市区町村からの照会に対応する必要があったが、照会自体が不要となるため負担が軽減される。	厚生労働省	北海道、宮城県、千葉市、船橋市、飯田市、豊橋市、大阪市、広島市	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>現状、土壌汚染対策法における申請等の手続において、土地の所有者等であることを証するために公図等の情報を提出する場合、手続の受け手である地方公共団体が当該情報を正確に把握できるときは、必ずしも紙媒体で行政機関から発行された書類を添付することは要しない。 登記所が保有する登記情報をWEBで確認できる「登記情報提供サービス」についても、照会番号が記載されたPDF等は申請等の手続に利用可能であり、今年度中に通知等で考え方を明確化することとする。</p>	<p>地方公共団体及び事業者の負担軽減に資するため、ご回答に示されたとおり対応いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>現在、被保険者が無料低額診療事業の対象であることを保険者等が覚知した場合には、被保険者の同意のもと、その免除された自己負担部分を確認し、高額療養費の算定基礎から除外する方法で対応していただいているものと承知している。ご提案の課題の解決方法については、診療報酬明細書の様式の改正可否(システムの改修等)や医療機関等における事務負担等を踏まえた慎重な検討が必要である。</p>	<p>現状、無料低額診療事業を利用していることが診療報酬明細書から判別できないため、一部の自治体では定期的に医療機関等へ照会を行っており、照会を行う自治体とそれの対応を行う医療機関等双方の負担になっている。また、高額療養費の支給後に本事業を利用していることが判明した場合には返還請求を行わなければならない、請求事務を行う自治体と過支給分の返還を行う被保険者双方の負担となっている。 なお、「医療機関等における事務負担等を踏まえた慎重な検討が必要」とのご回答については、特記事項を設けることにより医療機関等の負担が多少は増える可能性があるものの、自治体からの照会対応がなくなることを踏まえれば、総合的には医療機関等の事務負担の軽減が図られると考える。 さらに、措置の方法としては、例えば災害に係る一部負担金減免と同様に、「全額免除」及び「一部減免」の特記事項を設け、減免区分そのほか一部減免の場合には摘要欄等に徴収した一部負担金額を記載する等の取扱いとすることにより、診療報酬明細書の様式改正を行わずとも、記載要領に新たに無料低額診療事業用の特記事項のコードを設けることで対応可能と考える。 以上を踏まえ、自治体・被保険者・医療機関等の負担軽減のためにも、本件について早急かつ積極的なご検討及びご対応をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
192	指定都市市長会 【重点11】	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費における支給申請手続きの簡素化	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費の支給申請手続きの簡素化(自動償還)を求める。	【現行制度について】 高額介護合算療養費及び高額医療合算介護サービス費の申請については、該当する世帯の世帯主(該当者)に対し申請の勧奨通知を送付し、申請書を受付けている。これに対し、医療保険の高額療養費、介護保険の高額介護サービス費においては、初回のみ申請を受け、以降該当があれば自動的に登録口座に支給されている(自動償還)。 【支障事例】 高額介護合算療養費等の該当者のうち多くが、加入健康保険・介護保険に異動がなく例年対象となっているため、毎年同内容の申請書を記載し、窓口へ持参したり、郵送する手間が生じている。 また、受付窓口となる市区町村においても、一定期間に大量の申請書を処理する必要があり、窓口混雑や職員の事務負担に繋がっている(当市における令和3年度中の勧奨件数は後期高齢・介護保険で約41,000件、国保・介護保険で約1,900件)。	住民は、これまで毎年同内容の申請書の記載・提出が必要であったが、一度申請するだけで以後自動で給付を受けられるようになるため負担が軽減される。 市区町村は、申請書の作成・発送に係る費用を削減でき、窓口混雑の緩和等、職員の事務負担軽減も期待できる。	厚生労働省	北海道、岩見沢市、須賀川市、ひたちなか市、伊勢崎市、千葉市、神奈川県、新発田市、飯田市、大垣市、浜松市、三島市、磐田市、豊橋市、半田市、京都市、亀岡市、城陽市、大阪市、兵庫県、萩市、長崎市、大村市	○毎年支給勧奨通知を送付するが、作成、申請受付にかなりの労力を要する。申請対象者についても、高齢かつ介護を要する者であり、申請を代行する者がいるとは限らない。 ○申請対象者が高齢ということもあり、継続支給対象者には、毎年の申請が負担となっている。 ○高額介護合算療養費の該当者の多くが例年該当しており、毎年同じ内容の申請書の記載し、窓口へ提出する等の市民の方の負担が生じている。また、申請に関する問い合わせや案内等、職員の事務負担も発生している。 ○新型コロナウイルス感染防止のため、申請書や記入例、返信用封筒等を同封し、郵送申請の案内をしているが、申請者(記入者)は高齢の配偶者や子が多いためか、記入漏れや添付書類の不備があり対応に苦慮している。加えて、申請書を送付すると、記入方法について電話等で問い合わせが多数あり、申請書の受理後も記載内容の確認が事務負担になっている。また、申請書等の発送準備や申請内容のチェックなどの事務処理を時間外勤務で対応しており、継続支給による事務処理件数の減少は時間外勤務の削減に繋がる。 ○当市においても令和3年度中の勧奨件数は後期高齢・介護保険で約1,000件であり、一定期間に大量の申請書を処理する必要があり、窓口混雑や職員の事務負担に繋がっている。 ○当該業務に係る給付については、直接申請者に給付となるものの他、市が行う福祉医療費給付制度へ当該制度からの給付を充当するものもあり、申請に当たり申請者に多くの負担を強いているにもかかわらず、申請者に金銭的給付が直接的に生じない事例も相当数存在する。 ○毎年申請書を提出する必要があり、申請対象者が高齢者かつ介護を必要とする者であるため、毎年の手続きに労力を要する。また、手続きを失念すると、本来受けられる給付が受けられなくなる可能性がある。年々申請対象者が増加し、事務に膨大な労力を要している。 ○毎年申請書を提出する必要があり、申請対象者が高齢者かつ介護を必要とする者であるため、毎年の手続きに労力を要する。 ○当市の後期高齢者医療においても、発送・受付・入力に関する事務に膨大な労力を要している(令和4年:約9,300件、令和3年:約8,700件)。 ○例年、多数の勧奨を行っており、申請書の処理等に時間を要している。 (参考:直近の勧奨件数) 令和2年度:614件 令和元年度:526件 平成30年度:462件 【後期高齢】 後期高齢・介護保険に係る勧奨通知は毎年3月に当県後期高齢者医療広域連合から発送(約18,000件)され、該当者は申請書に口座情報・申請者氏名等を記入し提出する必要がある。事務の効率化及び職員の負担軽減のため令和3年3月勧奨発送分から郵送受付事務を各区役所窓口から行政事務センター(委託事業者)へ変更したが、申請者が高齢であることもあり、申請書の不備が受付件数のうち約2割と非常に多く、不備の解消のために申請者に負担がかかっている状況。 ○当市においても支障事例に掲げるような事務取扱を行っているため、市民から「毎年同じ申請をさせるな」など苦情が寄せられている。
193	指定都市市長会 【重点7】	認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること	政令指定都市の長が行う認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を不要とすることを求める。	政令指定都市の長が行う認定こども園の認可や認定にあたっては、都道府県知事との事前協議を必須としている。しかしながら、認可・認定については、法令により審査基準が定められており、実態として、事前協議に際して都道府県知事が異議を申し立てることはないことから、形式化した手続きとなっている。 なお、認定こども園の認可や認定をした後に、政令指定都市の長から都道府県知事あてに情報提供をすることが法定されていることから、都道府県知事としては認定こども園が認可や認定されたことの実態の把握が可能であると考えられる。	不要な事務が削減され、行政の効率化が図られる。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	札幌市、宮城県、千葉県、川崎市、滋賀県、島根県、広島市	○当市においても、事前協議に際して都道府県知事の異議申し立てを受けた事例がないことから、形式化した手続きだと感じており、制度改革が必要だと考えている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>高額療養費や高額介護合算療養費については、法令上、支給が発生するごとに申請することが原則である。</p> <p>一方で、高額療養費については、最大で1年に12回支給が発生するものであり、その都度高齢者に申請を求めるとは負担が大きいことから、2回目以降の申請は省略可能としている。</p> <p>この点、高額介護合算療養費の支給については、年度に1回発生するものであり、原則どおり毎年度申請を求めているものであるが、情報連携による申請窓口のワンストップ化などで被保険者の負担軽減に努めているところである。</p> <p>お尋ねの提案については、国民健康保険及び介護保険に係るシステムの改修等が必要であり、医療保険・介護保険という異なる制度に係るものであることにも留意した上で、具体的な事務も含め、地方自治体の意見を踏まえつつ、検討してまいりたい。</p>	<p>情報連携による申請窓口のワンストップ化の対象となるのは、計算期間中に医療及び介護保険が変わった一部の被保険者であり、従前の医療または介護保険者ごとの申請は不要になるが、基準日保険者に高額介護合算療養費の支給に係る申請書の提出が必要なことには変わりはない。</p> <p>また、高額療養費と違い、申請対象者の多くは要介護認定を受けている高齢者であることも負担感を感じる一因となっている。</p> <p>以上を踏まえれば、今回の提案で支給申請手続きの簡素化がはかられることによって、大半の被保険者の負担軽減につながると考える。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>指定都市及び中核市の長が認定こども園を設置認可又は認定するに当たっては、広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としているものである。本提案に対しては、指定都市市長会のほか、中核市や事前協議先である都道府県側の意見も踏まえ対応を丁寧に検討する必要があると考える。</p>	<p>「広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としている」とのことですが、事前協議の内容についての法令上の基準は無いことから、実態としては、施設名、所在地、設置者の名称、利用定員等の基本的な情報のみの形式的な協議となっています。また、当市内の認定こども園において、市外(広域利用)児童の割合は、0.15%とごくわずかであるという実態から、都道府県知事による広域的な観点からの調整の必要性が低いと考えられます。</p> <p>指定都市等における認定こども園の認可・認定については、法令に従い指定都市等が条例で認定こども園の設備及び運営の基準を定めていること、また、その他の審査基準についても法定されていることから、都道府県知事との協議を行わなくとも、指定都市等の判断により事務の執行は可能であります。</p> <p>以上より、認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議は形式的なものになっているため、廃止することは問題ないと考えます。</p>	-	-

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
194	指定都市市長会 【重点41】	登録基準の強化・緩和にかかるとする市町村賃貸住宅供給促進計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	登録基準の強化・緩和にかかるとする市町村賃貸住宅供給促進計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	市町村賃貸住宅供給促進計画の策定は任意であるものの、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則において、市町村賃貸住宅供給促進計画でセーフティネット住宅の登録基準(面積基準、備える設備等)を強化又は緩和することができることとされており、登録基準を緩和強化する場合には計画を策定する必要がある。当市では、セーフティネット住宅の登録希望物件と面積要件のミスマッチを防ぐとともに、住宅確保要配慮者のニーズに合った低廉な家賃の登録住宅を増やすことを目的に、登録基準(面積基準)の緩和を行うために神戸市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画を策定しているが、策定に多大な事務負担を要している。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	国土交通省	いわき市、千葉市、川崎市、京都市、広島市	—
195	指定都市市長会 【重点42】	サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	市町村高齢者居住安定確保計画の策定は任意であるものの、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則において、市町村高齢者居住安定確保計画でサービス付き高齢者向け住宅の登録基準(面積基準、設備等)を強化又は緩和することができることとされており、登録基準を緩和強化する場合には計画を策定する必要がある。当市ではサービス付き高齢者向け住宅の充実を目的に、登録基準の強化・緩和を行うために高齢者居住安定確保計画を策定しているが、策定に多大な事務負担を要している。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	厚生労働省、国土交通省	いわき市、千葉市、川崎市、豊田市、京都市、広島市	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「セーフティネット法」という。）では、地域の実情に応じて、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅（セーフティネット住宅）の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、住民に身近な市町村において、市町村賃貸住宅供給促進計画を策定できるとし、当該計画に区域内における供給の目標やその目標を達成するために必要なものを定めることとしている。</p> <p>地域の実情に応じたセーフティネット住宅の供給促進を図るため、住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等を踏まえて、賃貸住宅供給促進計画に供給目標等を定めることとしており、当該基準の強化又は緩和は、地域の住宅事情等に応じた柔軟な施策展開を可能とするために設けられていることから、供給目標等の設定と一体となって同計画に位置付けることが適当である。</p> <p>また、セーフティネット住宅を地域に適切に供給するという観点から、その登録基準の強化又は緩和の検討にあたっては、地方公共団体のみで意思決定を行うのではなく、賃貸住宅の提供者、居住支援を行っている者等の意向も十分に踏まえた上で進めるべきであり、賃貸住宅供給促進計画中に規定し、セーフティネット法に基づいて協議会への意見聴取といった手続きを踏む必要がある。</p> <p>したがって、登録基準の強化又は緩和に際しては、引き続き賃貸住宅供給促進計画の作成を必須のものとする。</p> <p>なお、計画作成事務の合理化については、昨年新たな住生活基本計画（全国計画）が作成されたことから、同年6月に「住生活基本計画（都道府県計画）の変更について」（令和3年6月30日国住政第20号、国不土第38号）を発出し、市町村が法令等に基づき作成する住宅関係の計画に関し、各法令等に定める所定の手続きを踏めば、一の計画として作成して差し支えないと示したところである。加えて、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）において、都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成手続きに関し、事務負担軽減に資するような方策について、令和4年度中に通知することとしており、引き続き地方公共団体の事務の合理化に努めて参りたい。</p>	<p>登録基準の強化又は緩和にあたっては、賃貸住宅供給促進計画を策定したうえで、地方公共団体が登録事務に必要な事項（登録基準など）を要綱等で定めているところである。計画策定又は改定には多大な労力がかかることから、計画策定を必須とせず、要綱等で登録基準の強化又は緩和を行えるようにしていただきたい。また、住宅関係の計画に関して、各法令等に定める所定の手続きを踏めば、一の計画として作成して差し支えないと示していただいたところであるが、市町村においては、住生活基本計画の策定が任意とされていることも踏まえ、市町村賃貸住宅供給促進計画を単独で策定する場合の協議会への意見聴取などの手続きの義務付けの緩和についても検討したうえで、明確に示していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法によらず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法に寄ることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねられるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者住まい法」という。）では、地域の実情に応じて、高齢者の居住の安定確保に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、住民に最も身近な市町村において、市町村高齢者居住安定確保計画を策定できるとし、当該計画に、区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標やその目標を達成するために必要なものを定めることとしている。</p> <p>高齢者住まい法第5条第1項に規定されるサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）の登録の基準の一つとして、同法第7条第1項第9号は、「市町村高齢者居住安定確保計画が作成されている市町村にあつては、基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものであること」と規定しており、同号に基づく国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条の2に基づき行われる規模及び設備等の基準の強化又は緩和は、サ高住の登録申請者が当該市町村における登録基準及び登録基準の強化又は緩和の背景を容易に把握できる観点からも、法令等に基づく高齢者居住安定確保計画において行われる必要がある。</p> <p>また、地域の実情に応じたサ高住の供給促進を図るため、高齢者の居住の実態や住宅の供給状況等を踏まえて、高齢者居住安定確保計画に供給目標等を定めることとしており、当該基準の強化又は緩和は、地域の住宅事情等に応じた柔軟な施策展開を可能とするために設けられていることから、供給目標等の設定と一体となって同計画に位置付けることが適当である。</p> <p>なお、「住生活基本計画（都道府県計画）の変更について」（令和3年6月30日国住政第20号、国不土第38号）に記載のとおり、市町村が法令等に基づき策定する住宅関係の計画については、各法令等に定める所定の手続きを踏めば、一の計画として策定して差し支えなく、これにより、策定に係る事務負担は一定程度軽減されるものと考えらる。</p>	<p>登録基準の強化又は緩和にあたっては、高齢者居住安定確保計画を策定したうえで、地方公共団体が登録事務に必要な事項（登録基準など）を要綱等で定めているところである。計画策定又は改定には多大な労力がかかることから、計画策定を必須とせず、要綱等で登録基準の強化又は緩和を行えるようにしていただきたい。また、住宅関係の計画に関して、各法令等に定める所定の手続きを踏めば、一の計画として作成して差し支えないと示していただいたところであるが、市町村においては、住生活基本計画の策定が任意とされていることも踏まえ、高齢者居住安定確保計画を単独で策定する場合の住民の意見聴取などの手続きの義務付けの緩和についても検討していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
196	指定都市市長会	厚生年金(第2号被保険者)資格喪失者等の国民年金(第1号被保険者)資格喪失者等の国民年金(第1号被保険者)種別変更における本人手続きの簡略化	厚生年金(第2号被保険者)資格喪失者等の国民年金(第1号被保険者)種別変更手続きについて、地方公共団体を經由せずとも、事業主からの厚生年金の資格喪失届をもって、日本年金機構が職権で種別変更処理を行うことで、本人手続きを簡略化するよう求める。	【現行制度について】 退職等に伴う第2号被保険者等の資格喪失後に行う第1号被保険者への種別変更にあたっては、事業主が厚生年金(第2号被保険者)資格喪失等手続きを行った後、本人が国民年金(第1号被保険者)の変更手続きを行う必要があるが、退職日の翌日から14日以内に市町村長へ届出することとなり、本人が市区町村の窓口に出向く必要がある。また、本人からの届出がない場合、職権適用で強制加入処理を行うが、現行では職権適用までに約5か月を要している。 本市における第2号、第3号から第1号被保険者への加入手続きにおいて、届出勧奨を行った未届者(年間約5,500件)のうち、本人届出があった件数は約500件、未届けにより職権適用された件数は約5,000件であった。 【支障の解決策】 事業主からの被保険者資格喪失届をもとに職権適用し、原則第1号被保険者とする。職権適用後、被保険者に通知を送付し、第2号・3号被保険者になるものについては、申告(本人又は転職先の事業主)によって事後で訂正処理をする。	事業主からの届出を元に種別変更処理を行うことで、本人が市区町村に出向く必要がなくなり、本人の負担軽減につながる。また、被保険者から窓口への書類提出がなくなれば、市区町村の事務負担軽減につながる。	厚生労働省	花巻市、つくば市、ひたちなか市、伊勢崎市、千葉市、川崎市、大垣市、豊橋市、豊田市、長久手市、京都市、大阪市、加古川市、広島市、高松市、松山市	○保険を任意継続した際等、国民健康保険への切り替えの必要が無い人が、市役所に来庁せず、切り替えを忘れていた場合があるため。
197	指定都市市長会	後期高齢者医療および介護保険に於ける特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類の電子化	後期高齢者医療および介護保険の被保険者が死亡した場合における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子化することを求める。	【支障事例】 後期高齢者医療被保険者の死亡により生じた特別徴収保険料の過誤納金処理について、年金保険者からの「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」の送付があるまでは、本市ではシステム上「特徴還付保留」とし、年金保険者から送付される内訳書の情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることで返納・還付手続きを進めている。現行では、書面で郵送された返納金内訳書の情報を後期高齢者医療システムに取り込むにあたり、処理対象件数が多いためパンチ業者によるデータ化を行っている。データ化された情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることにより効率化を図っているが、紙資料が膨大で、業務も煩雑になっており負担となっている。介護保険にかかる特別徴収保険料についても、本市では郵送された返納金内訳書を文字認識ソフトで読み込み、バッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成してから介護保険システムに取り込んでおり、負担を感じている。 【支障の解決策】 年金保険者から郵送されている「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」について、現行の紙ベースから、後期高齢者医療システムで一括処理できるようなデータでの提供に変更することで、パンチ業者によるデータ化や、文字認識ソフトでの読み込み等の処理が不要になる。	業務の効率化およびペーパーレス化につながる。	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	北海道、宮城県、つくば市、ひたちなか市、川崎市、富土見市、千葉市、墨田区、神奈川県、飯田市、浜松市、豊橋市、京都市、大阪市、大村市、宝塚市	○現行の紙媒体管理だと長期間保留扱いになっている方の検索が不便であり、年金機構に照会するなどの手間も生じている。 ○現状、年金保険者から送付される紙の内訳書の情報を複数名でチェックを行ったうえでデータ処理を行っている。データ化することで、年金基礎番号で突合し、効率的な事務ができると思われる。 ○後期高齢者医療保険料返納金内訳書の内容については、紙媒体の情報を基に、Excelファイルで還付対象者等を管理している。件数は月50件程度あり職員が手作業で入力を行っている。介護保険にかかる特別徴収保険料については、返納金内訳書の到達後、被保険者番号を確認しAccessシステムに入力しており、提供されるデータについては、事務処理を行ううえでデータの加工が必要となることを鑑みると、各自治体で編集可能であることが望まれる。 ○本市では、バッチ処理や文字認識ソフトなどを使用せず職員が紙ベースの資料から対象者を検索し、手入力している状態である。事務処理軽減の観点から、電子化を希望する。 ○本市においては、職員により目視および手入力でデータを取り込んでいる。 ○本市介護保険においても、死亡日以降に発生した特別徴収の過誤納金については、年金保険者からの介護保険料返納金内訳書(以下、「内訳書」と表記)の送付があるまでは処理を保留し、内訳書が届き次第、本市介護保険システムに入力を行っているが、処理すべき件数が多く、入力した内容の確認にも時間をとられている状況であることから、内訳書の電子化を希望する。 ○当区の介護保険においては、郵送された返納金内訳書を基に、1件ずつシステムで検索をし、還付先等の登録処理を行っているため、業務が煩雑になるとともに負担となっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>国民年金第1号被保険者への種別変更届については、令和4年5月11日よりマイナポータルを活用した電子申請を導入し、市区町村の窓口に来訪いただくことなく手続きが可能となるよう、被保険者の利便性の向上を図ったところである。</p> <p>なお、国民年金第1号被保険者は、国民年金第2号、第3号被保険者以外の日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方である旨、法律により定められており、当該事実を確認することなく職権で適用することとすれば、本来は国民年金第1号被保険者でない方が、誤って国民年金保険料を納付したり保険料免除申請書を提出するといったことにもつながりかねないため、仮にその後には訂正処理を行うとしても、適切な事務の実施という観点から行うべきでないと考えている。</p>	<p>現行、厚生年金の資格喪失者からの国民年金第1号被保険者への加入届出がない場合には、事象発生月(厚生年金の資格喪失日の月)から3か月目に日本年金機構による本人への届出勧奨を行い、それでも届出がなされない場合には5か月目に職権による加入処理を行うため、結果として事象発生から6か月も要し、職権対象となるケースは、年間で約5,500件(当市全体の約20%)もある。このため、法令上の事象発生月から14日以内の届出期間は設けつつも、届出がない場合には職権での加入処理を行えば、上記勧奨事務が不要となり、市町村にとっても、勧奨から職権による加入処理までの間に来庁する市民への対応や、その間の届出に関する日本年金機構への報告が不要になるというメリットがある。</p> <p>なお、職権による第1号被保険者への加入処理を行った旨を被保険者へ通知する際、実際には被保険者が第2号・3号被保険者に該当するような場合には、日本年金機構に申し出るよう案内することで、懸念されている「誤った保険料納付や免除申請」は抑制でき、還付や加入の取り消しも可能である。</p> <p>現在、20歳到達者の第1号被保険者への加入処理については、既に令和元年度から届出勧奨をやめ、本人に当該事実を確認することなく職権での加入処理後に通知している。</p> <p>以上のことからすれば、法令どおりの届出期間を待ち、それでも届出がない場合には職権での第1号被保険者への加入処理を行うことで、本人負担や納付率の向上、市町村及び日本年金機構の事務負担の軽減につながることから、実態を十分にご理解いただき、前向きに検討願いたい。</p>	<p>【大垣市】 免除申請を同時に行いたい等の事情も考慮に入れ、被保険者からの届出を原則とするべきだと考える。そのうえで、事業主には1号加入届出ではなく、2号、3号の迅速な取得及び喪失の届出を求め、20歳以上60歳未満の住民登録者全てが国民年金に加入しなければならないという大前提の下、2号又は3号からの種別変更の職権適用の拡大を望む。2号又は3号喪失後、一定の期間を定め、その期間を過ぎて次の2号または3号の届出がない場合は1号へ強制加入、という流れが常態化されれば、退職後間を空けず就職するケースなど実態と異なる従業員からの苦情等を受けた事業主が、より速やかな届出の必要性を認識することで記録と実態とのアンマッチが減少すると考える。</p>	<p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>ご提案の後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子的に提供することについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子的な提供方法の検討 ・電子的な提供による現在の業務への影響の検証 ・年金保険者や介護保険の保険者等のシステム改修が必要になること ・システム改修等によるコストと電子的提供による効果をどう考えるか等の課題があることから、日本年金機構や各共済組合、市町村等の関係者の意見を聞きながら検討してまいりたい。 	<p>後期高齢者医療や介護保険の業務については、基本的にシステムで処理をしているにも関わらず、返納金内訳書が書面で郵送されていることにより、後期高齢者医療システムに取り込むためにパンチ業者を雇い、介護保険システムに取り込むために文字認識ソフトで読み込み、バッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成し、システムに読み込む等の非効率な作業を行っている。</p> <p>本提案が実現することで、業務の効率化及びペーパーレス化につながるため、前向きに検討するよう強く求める。</p> <p>関係者の意見を聞くにあたっては、現時点でどのような手法を考えているのか、具体的な手法とスケジュール感を教えていただきたい。また、提供されるデータを取り込み、一括処理を可能とするための市町村システム改修及び事務フローの見直しには時間を要するため、早期の段階で実施に向けたスケジュールを各市町村へ示していただくとともに、期間内に改修できない市町村がある場合は、従来の紙による提供と電子的な提供を併用する期間を設けるなどの対策を検討していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
198	指定都市 市長会 【重点43】	空家等対策 計画及び事 業実施計画 の廃止又は 事業実施計 画の策定の みを空き家 対策総合支 援事業の申 請要件とす ること	補助金(空き家対策総合 支援事業)申請要件と なっている空家等対策計 画及び事業実施計画の 策定を廃止すること、あ るいは、事業実施計画の 策定のみを補助金の支 給要件とすること	国の補助金(空き家対策総合支援事業)の活用にあたっては、「空家等対策計画」の策定および「民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画」の策定が要件とされているが、両者は「計画の実施区域」についてや、「基本方針・目標」等重複する内容が多く、多大な事務負担が生じている。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	国土交通省	千葉県、川崎市、佐久市、浜松市、豊田市、京都市、西宮市、山陽小野田市、嘉麻市、大分県	○空き家対策総合支援事業の活用にあたっては、「空家等対策計画」の策定および「空き家対策総合実施計画」の策定が要件とされているが、重複する内容が多く、多大な事務負担が生じている。 ○空家等実態調査を実施するにあたり、補助金(空き家対策総合支援事業)の活用を検討したが、「民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画の策定」という要件のハードルが高かったため、やむを得ず、要件のハードルが低い交付金を活用することとなった。また限られた人員で空き家対策事業を実施していることもあり、補助金を受けるために民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画を策定する時間的余裕がない状況となっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第4条において、市町村は空家等対策計画の作成及び空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとされている。空き家対策総合支援事業は、同法第15条において、国は市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の実施に要する費用について補助をするものとされていることを踏まえ、創設されたものであることから、空家等対策計画の策定を要件としている。</p> <p>また、空き家対策総合支援事業により市町村等に対して効果的な支援を行うためには、事業の実施区域や、施行者、対象、事業規模、実施予定時期を適切に把握する必要があることから、具体的な対策の実施に関する計画(以下「空き家対策総合実施計画」という。)の策定を要件としている。空家等対策計画は市町村の空家等に関する総合的な計画を定めるものであるのに対して、空き家対策総合実施計画は具体的な事業の計画を定めるものである。空き家対策総合支援事業による支援を受ける際には、原則両方の計画を策定する必要がある。ただし、空家等対策計画の対象とする地区と空き家対策総合実施計画の実施地区が完全に一致する場合等は、実施地区の概要や課題等の項目によっては両計画で同様の内容が記載されることが考えられる。このような場合においては、空家等対策計画の提出をもって、空き家対策総合実施計画における同様の箇所の記載を不要とすること等が考えられることから、空き家対策総合実施計画における記載事項の簡素化等について検討を行うこととする。</p> <p>※空家等対策計画 空家法第6条において、市町村はその区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、同法第5条に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」(平成27年2月26日総務省・国土交通省告示第1号)に即して定めることができるもの。</p> <p>同計画においては、空家法第6条において①空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針、②計画期間、③空家等の調査に関する事項、④所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項、⑤空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項、⑥特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項、⑦住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項、⑧空家等に関する対策の実施体制に関する事項及び⑨その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項を定めるものとされている。</p>	<p>空家等対策計画と空き家対策総合実施計画の2つを策定することは負担が大きいため、空き家対策総合支援事業の実施にあたっては、両計画の作成を不要とし、例えば補助金申請書において、事業の実施区域、施行者、事業規模、実施予定時期等に関する必要最低限の記載により、より機動的に当該事業を活用できるよう検討をお願いしたい。</p> <p>仮に空き家対策総合実施計画の作成が必要とされるとしても、別途空家等対策計画を作成しなくとも、空家等対策計画の記載内容をより具体化した空き家対策総合実施計画を作成することにより、総合的かつ計画的な空家対策を進めることは十分可能である。現実的には、市内の空家等対策計画の対象とする地区と空き家対策総合実施計画の実施地区は同一であることが通常であり、対象地区の概要や課題等も共通であることから両計画の記載内容の多くが重複することになっているのが現状である。その場合に、空き家対策総合実施計画の記載事項の簡素化の検討を行うとの回答であるが、空家等対策計画の作成自体を補助金交付要件から削除することについて、検討をお願いしたい。</p> <p>若しくは、空家等対策計画に記載すべき内容を包含した空き家対策総合実施計画を作成した場合、当該記載内容については、空家法第15条に規定する空家等対策計画に規定したと取り扱うこととするよう、検討をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 空き家対策総合支援事業の補助金申請にあたって策定が求められている空家等対策計画及び事業実施計画について、必要最小限の内容とすること。 【全国市長会】 積極的な提案の実現を強く求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
199	指定都市市長会 【重点44】	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の实情に応じて設定できるようにすること等	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の实情に応じて設定できるようにすること等	【現行制度について】 農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及びその区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法について指針を定めるように努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならない(令和4年5月の法改正により指針の策定が義務化。現段階では未施行)。また、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況等について、公表しなければならない。 当市農業委員会では、現在、農地等の利用の最適化の推進に関する指針により5年間の目標等を設定し公表を行い、当該指針に基づき、毎年度、最適化活動の目標を設定し、点検・評価を行い公表している。 【支障について】 農業委員会の事務は一部の農地法関係の法定受託事務を除き自治事務であり、国が示した通知は技術的助言であると理解しているが、実質的に通知に従うことを義務付けるような記載ぶりとなっており、各農業委員会の自主性が損なわれる結果となっていると言える。 令和3年度以前は、各農業委員会が地域の实情に応じて主体的に目標設定をし、自己評価を行うことができていたが、令和4年2月に通知(「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付3経営第2584号 農林水産省経営局長通知)及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月25日付3経営第2816号 農林水産省経営局農地政策課長通知))が示され、目標設定、点検・評価の方法が詳細に規定された。その結果、令和4年度からは国が設定した目標の考え方、点検・評価方法に即した設定とならざるを得ず、別途各市町村農業委員会が目標を設定する意義がなくなっている。また、当市の实情(兼業農家や施設園芸農家が多い)に鑑みて設定が必要と考えられる目標と、国が示す考え方から導かれる目標(非常に高い農地の集積率を一律に目標設定とすること等)とが乖離しているため、当市農業委員会が目標設定、点検・評価、公表を行う意義が低い。 さらに、当該通知により、令和4年度から作成が必要な資料が増加し、かつ詳細な情報まで求められ、多大な事務負担が生じている。特に各推進委員等が記入することとされる活動記録簿につき非常に詳細な情報が求められ、真に活動記録として詳細な記載が必要であるのか疑問である。	地域の实情に応じた目標設定が可能となる。また、策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。	農林水産省	札幌市、花巻市、宮城県、白鷹町、千葉市、川崎市、長野県、松本市、豊橋市、田原市、伊勢市、八幡市、防府市、徳島県、高松市、宇和島市、大村市	○目標設定が画一的で地域の实情とかけ離れている。また、担当区域ごとの目標設定及び整理・集計が事務局の負担増となっている。また、記録簿の記帳の徹底と活動日数の目標設定により委員・推進委員の負担増となり、抵抗感を示す委員等もいることから、次期選任への影響も懸念される。 ○当市においても、実態と国が示す目標との乖離が非常に大きい。多くの自治体が目標到達困難な状況では、提案されている地域の实情に応じた目標設定よりも、むしろ国の目標の下方修正を求めていくべきと思われる。また、活動記録簿は、別に生業を持つ傍らで責務を負っている地方の行政委員(推進委員等)には、過干渉でマイクロマネジメントとも受け取られかねず、事務局にとっても事務負担の増大となっている。 ○農地利用最適化交付金とも連動しており強制力が強い。 ○当市は、市街化が進んでおり、域内に農地が点在する状況で、そのほとんどが兼業農家であることから、全国一律となる非常に高い農地の集積率を目標設定とすることは、現状と乖離している状況である。 ○最適化活動の目標の設定等について、毎年度、目標設定、点検・評価を行い公表しているが、令和4年2月に国から最適化活動の目標の設定、点検・評価の方法に関する見直し通知があり、実質的にその通知に示された規定に従わざるを得ない状況にあり、当委員会が目標を設定する意義が薄れている。 また国からの当該通知により、農業委員や推進委員はその活動内容を詳細に記録簿に記録するように求められており、農業委員および推進委員は活動記録の作成負担が増加し、その活動に支障が出ているほか、提出された活動記録簿等を確認する事務局職員の事務負担が増大している。 ○当市において、冬期間は活動が制限され、積雪地帯以外の地域との活動日数に大きな隔たりが生じることが想定され、令和4年3月28日付け3経営第3127号の改正通知の活動日数の評価による農地利用最適化交付金事業への影響が懸念される。また、当該通知による推進委員等の活動日数目標の設定は、積雪地帯である当市において、冬期間は活動が制限され、積雪地帯以外の地域との活動日数に大きな隔たりが生じることが想定され、令和4年3月28日付け3経営第3127号の改正通知の活動日数の評価による農地利用最適化交付金事業への影響が懸念される。また、当該通知により、農業委員や推進委員はその活動内容を詳細に記録簿に記録するように求められており、農業委員および推進委員は活動記録の作成負担が増加し、その活動に支障が出ているほか、提出された活動記録簿等を確認する事務局職員の事務負担が増大している。 ○本年2月の農水省経営局長通知及び農地政策課長通知においては、各委員が日々の活動を記録する、活動記録簿の様式も全国的に統一され、これまで以上に詳細な記録保存が求められたことから、委員の活動記録簿の作成に係る負担が増大するとともに、事務局職員にとっても、委員への周知や記載方法の指導、提出された活動記録簿の内容確認に係る事務量が増加し、他業務に支障をきたしている状況にある。 ○推進委員等には、農業経営の傍ら農業委員会活動を実施してもらっているが、推進委員等が毎月提出する活動記録簿は、全国的に活動日数目標を10日と指定され、業務が過大となっている。また、委員の中には、定期的な記帳が不得意な者もいることから、活動をして記録が漏れることも多いため、後から確認作業が発生するなど、事務局職員の負担も増えている。 ○国が示した通知(令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知)に基づく農地集積率等の目標設定において、実現不可能な高い目標設定を行わなければならない市町村もあり、農地利用最適化推進委員等のモチベーションの低下や、目標達成度に応じて交付される交付金の減額により、農地利用最適化活動の低下が懸念される。また、市町村農業委員会事務局の職員は兼務が多いため、今後の業務量の増加に伴う人員不足が懸念される。 ○農地の集積目標について、市街化区域内農地が大半を占め、集積可能面積の母数が少ない当市のような都市部においては、現実と乖離した目標を設定せざるを得ない。また、農地利用最適化推進委員に係る活動日数等の目標についても、達成状況の評価が低くなる可能性が高く、委員の努力が低いと捉えかねない状況である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>1農業委員会の最適化活動(農地の利用集積、遊休農地の解消等)の内容・成果は、地域の農業者に対して「見える化」することが重要である。</p> <p>このため、全国農業会議所においては、平成14年から各農業委員会に対し活動記録簿を作成するよう推進してきたところ。</p> <p>一方、規制改革推進会議では、令和2年7月の答申で農業委員会の活動が農地利用の最適化にどれだけ貢献したのかが明らかでないとの指摘がなされ、同月の規制改革実施計画では、「農業委員会について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる」とされている。</p> <p>この閣議決定を踏まえ、農水省・規制改革推進会議において議論を行った結果、令和3年6月の規制改革実施計画において、「全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定めるとともに、推進委員等が、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組みを構築する」等が閣議決定された。</p> <p>農業委員会系統組織でも、令和3年12月の全国農業委員会会長代表者集会において、「全国全ての農業委員会で意欲的な成果目標と活動目標を設定するとともに活動の進捗管理を徹底しその実現を目指すこと」を決議している。</p> <p>2これらを踏まえ、農林水産省において、令和4年2月、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知)を发出し、</p> <p>①全ての農業委員会が毎年度、最適化活動に係る目標を設定すること、</p> <p>②全ての推進委員等が最適化活動の内容を活動記録簿に記録すること、</p> <p>③農業委員会において活動実績と目標達成状況を点検・評価すること</p> <p>等について、農業委員会系統組織に対し求めたところである。</p> <p>3最適化活動に係る目標は、活動日数目標と成果目標を定めることとしている。</p> <p>このうち活動日数目標については、農業委員会系統組織における統一的な取組として設定することとしており、農業委員会系統組織では、地域の事情を勘案しつつ、各農業委員会で目標設定するよう指導していると承知している。</p> <p>4また、成果目標については、例えば農地の利用集積目標は、</p> <p>①農業委員会の「農地利用最適化指針」において、目標を80%以上に設定している場合は当該集積率</p> <p>②これに該当しない場合は、都道府県の「農業経営基盤強化基本方針」において設定された目標</p> <p>③さらに、当該基本方針に即して市町村ごとの目標が示されているときは当該目標を、それぞれ設定することとしている。</p> <p>さらに、市街化区域の市区町村及び東日本大震災による被災市町村については、別途の目標を設定する旨を定めている。</p> <p>このように、成果目標についても、地域の実情に応じて設定できるようにしている。</p> <p>5活動記録簿の作成については、上述のとおり、平成14年より全国農業会議所が推進してきているが、改めて、令和4年5月31日 の全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員、推進委員による活動記録簿の記帳を徹底する」旨の申し合わせ決議をしたと承知している。</p> <p>農林水産省においては、推進委員等の活動記録簿作成に係る負担を軽減するため、令和3年度補正予算において農業委員会のタブレット装備予算を計上し、推進委員の2人に1台以上配布することとしている。タブレットを利用することで、タッチパネルにより活動記録簿が作成できるようになるとともに、各推進委員等の活動量が自動的に集計されるようになり、推進委員等及び事務局の事務負担軽減が図られると考えている。</p>	<p>成果目標のうち、農地の利用集積目標については、農業委員会自らが80%以上の目標を設定していない場合、都道府県が定めた目標を目標として設定する(都道府県が定めた目標に即して市町村ごとの目標設定の考え方が示されているときは当該目標を目標として設定可能)とされているが、都道府県が一律に定めた目標を強制されるため、実質的には成果目標の設定主体である農業委員会の考え方が反映されず、市町村の実情に応じて目標が設定できる仕組みとなっているとは言い難い。また、他の成果目標(遊休農地の解消、新規参入)にかかる考え方についてもお示しいただきたい。</p> <p>また、活動日数は農地利用最適化交付金の算定基準となっているため、当該交付金要項に定められた活動日数が大きな要素となり交付金が算出される仕組みとなっており、実質的に地域の実情に応じた目標設定に影響を及ぼしている。</p> <p>活動記録簿については、具体的にいつからタブレットの利用が可能となるのか、スケジュールをお示しいただきたい。また、自身の営農と一体的に行われる日々の農地の状況確認や声掛け等の日常的な活動の記載、活動の分類や相手方の情報、活動の成果など記入項目が多岐にわたること、活動内容の詳細を記入する必要があることなど、一定数のタブレットの導入をもって負担の軽減が図られるとは言い難い。</p> <p>このように、成果目標及び活動目標の地域の実情に応じた設定や、活動記録簿の作成等の事務負担軽減は、農林水産省が想定するようには実現していないのが実情であり、地方の声を踏まえ提案に寄り添った実効性のある対応を求める。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標の設定等については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p> <p>【全国町村会】 町村からは、地方の現状と乖離している部分があることや、農業委員の負担が増えた等の意見もあることから、提案団体の意向を踏まえ、地域の実情に応じた活動日数目標及び成果目標の設定が可能である内容等の周知徹底をするとともに現場の意見を反映し、丁寧な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
201	岐阜県、栃木県	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の変更手続の簡素化	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、事業計画に直ちに影響しない変更については軽微変更手続を要しないこととするともに、通常変更についても変更手続の簡素化を図ること。	令和3年度補正予算で計上されたデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)は、事業計画の文言の簡単な変更や経費の少額な流用等の事業計画に直ちに影響しない変更ですら、軽微変更の手続が必要とされており、事業をスムーズに実施することができない。また、通常変更についてもその手続時期が限定されている上、内閣府地方創生推進室による事前承認が必要とされているため、希望する時期にサテライトオフィスの施設整備を柔軟に行うことができない。具体的な支障事例としては、令和2年度補正予算で計上された前身の地方創生テレワーク交付金にかかる市町村事業において、通常変更の申請期間が終了した後に変更が生じた場合、軽微変更の範囲に収まる変更とするよう市町村に指導した事例がある。申請期間の終了後に通常変更が必要な事象が生じたとしても、実情に即した対応ができない状況であった。	変更手続を簡素化することで、地域の実情に即したサテライトオフィスの施設整備を行うことができる。	内閣府	北海道、宮城県、長野県、大垣市、可児市、京都府、兵庫県、香川県、高松市、高知県、熊本市、大分県	○サテライトオフィス等開設支援事業として民間運営事業者を公募し事業を実施しており、民間事業者からの応募が少なく整備施設数を減少した場合には、事業計画を変更する通常変更を国に申請する必要があるが、通常変更の申請期限が限定されており、公募期間の関係で申請期間の終了後に通常変更が必要な事象が生じたとしても、実情に即した対応ができない状況である。 ○当市においても、令和3年度に採択されたテレワーク交付金事業において、軽微変更に該当すると思われる内容で事前相談を行い、結果として想定通り軽微変更として報告を行った事例があるが、實際上、通常変更と変わらない程度の事務作業が発生しており、手続きの簡素化が望まれる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>「デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)」(令和3年度補正)の変更申請については、以下のとおり、「地方創生テレワーク交付金」(令和2年度第3次補正)から大幅な簡素化を行ったところです。</p> <p>＜主な簡素化内容＞</p> <p>①経費の流用(経費項目間の組み換え) 通常変更(※審査・交付決定を要する変更)の対象となる範囲を、「交付対象事業の各要素事業の事業費の2割を超える場合」から、「交付対象事業費総額の2割を超える場合」に限定し、通常変更を要せず経費流用できる範囲を大幅に拡大。</p> <p>②経費項目の追加・削除 通常変更(※審査・交付決定を要する変更)の対象となる範囲を、「経費項目の追加又は削除を行う場合」から、「交付対象事業費総額の2割を超える経費項目の追加」及び「事業計画に影響を与える可能性がある経費項目の削除」のみに限定し、通常変更を要せず経費項目を追加・削除できる範囲を大幅に拡大。</p> <p>③軽微な経費減額(報告不要化) 軽微な経費の減額(減額が当該経費項目の2割以内)については報告自体不要とする。</p> <p>これにより、例えば、通常変更(審査・交付決定を要する変更)について、申請件数が前年同時期から大幅に減少(昨年度16件から今年度2件に減少)しており、スムーズな事業執行に寄与していると認識しております。</p> <p>なお、今年度は4月1日に全ての採択事業を交付決定したところですが、通常変更の実施時期については、地方公共団体の要望に柔軟に対応するため、7月末交付決定及び10月末交付決定の2回実施することを予定しております。</p>	<p>変更申請手続について、御記載のとおり簡素化を行っていただいたことは大変ありがたいが、軽微変更のうち、「文言その他記載内容の修正」については、現在も見直しが行われておらず、「修正が事業内容に影響する可能性がないもの」とされているにもかかわらず、事前相談及び修正した計画の提出を行う必要がある。事業内容に影響がないことが明らかな文言等の修正については、実績報告の際に修正した計画を報告することで足りることとするなど、更なる簡素化を検討いただきたい。</p> <p>また、通常変更については、昨今のコロナによる海外のサプライチェーン断絶、ウクライナ情勢の悪化による資材高騰などの資材設備の取得に影響を及ぼす可能性がある事態が相次いで発生しており、10月末変更の受付終了後に大幅な計画変更が必要な事象が生じた場合に、対応不能となる可能性を懸念せざるを得ない。そのため、予見し得ない外的要因による大幅な計画変更については適宜変更を受け付けていただけるよう引き続き検討をお願いしたい。</p>	<p>【香川県】 「通常変更の申請期限が限定されており、公募期間の関係で申請期間の終了後に通常変更が必要な事象が生じたとしても、実情に即した対応ができない状況である。」という障害事例に対し、「通常変更の実施時期については、地方公共団体の要望に柔軟に対応するため、7月末交付決定及び10月末交付決定の2回実施することを予定している。」という回答であるが、当県では、公募期間の終了時を12月にしており、国の回答では対応できないため、当該障害事例については柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
202	岐阜県、高知県 【重点45】	農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減	農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「改正法」という。)施行後の農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可について、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで認可要件や添付書類を別に規定し、更新の場合の認可要件を緩和するとともに添付書類を削減することにより、都道府県知事の認可に係る事務負担を軽減することを求める。	【現行制度について】 農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「機構法」という。)第18条第1項に基づき農地の賃借権の設定等を行う場合、都道府県知事は、農地中間管理機構(以下「機構」という。)が作成した農用地利用配分計画を認可することとなっている。 【生じている支障】 農用地利用配分計画の認可については、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで区別がないため、更新の場合には本来確認が必要な要件は限られているにもかかわらず、全ての要件につき確認作業が生じ、事務が煩雑となっている。例えば、受け手が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることを求める要件(機構法第18条第5項第3号)は、更新の場合には当然に満たすものと考えられることから、改めて確認を行う必要はないと考える。 また、認可申請に係る添付書類については、同一の者に再度の権利設定を行う場合にはその者に係る一部の書類の省略が認められている(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第3項)ものの、更新と新規の場合とで区別がないことから、当県では、やむを得ず、実務上添付書類を省略せずに提出を求めざるを得ないと判断しており、事務の煩雑につながっている。 特に、農地の貸付期間を原則10年として設定していることから、平成26年度の制度開始から10年を迎えて以降は、現状の新規権利設定事務に加え、今後、既存の権利更新のための農用地利用配分計画の認可申請が急増し、年によっては現在の約2倍の件数となることが見込まれており、事務負担がさらに増大すると考えられる。 (参考)【当県の場合】 平成26年度～令和3年度(8年間)貸付け農地実績72,561筆(平均9,070筆/年) 令和4年度から予想される新規契約の農地筆数 平均8,000筆/年・① 令和4年度から予想される契約更新の農地筆数 平均10,000筆/年・② 合計[①+②] 平均18,000筆/年(最大20,433筆/R7) 【改正法による制度改正について】 改正法の施行後においては、農用地利用配分計画は農用地利用集積計画と統合され、農用地利用集積等促進計画となる。都道府県知事は、機構が作成した農用地利用集積等促進計画を認可することとなるが、農用地利用集積等促進計画についても、引き続き新規・更新の区別はなく、更新の場合であっても全ての項目及び添付書類の作成や確認作業が生じる状態には変わりないため、事務の煩雑さは改善されない。	都道府県知事の認可に係る事務負担が軽減される。併せて、機構の農用地利用配分計画(改正法では農用地利用集積等推進計画)の作成の簡素化につながり事務負担の軽減や迅速な事務処理が可能となる。また、農地集積に係る推進活動や、同計画の新規分の認可に係る確認作業に時間を割くことができ、担い手への農地集積の進展等が期待される。	農林水産省	宮城県、白鷹町、群馬県、川崎市、長野県、関ヶ原町、静岡県、豊橋市、兵庫県、徳島県、宮崎県	○農地中間管理事業は、集積された複数の地権者が所有する農地を担い手が一括して集約利用できることから、経営効率化を図る上で有効であり、当県においても年1,000ヘクタールを目標に、本事業による担い手への農地集積を推進しているところである。しかし、本事業は、利害関係人への意見聴取や知事への協議等の法定手続きを要し作成書類も多く、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の場合と比較すると事務負担が大きいことが課題である。令和元年5月の法改正により、契約時の一部の事務が簡素化され、作成書類の削減が図られたものの、現行法では更新時に、初回契約時と同様の契約内容であっても新規契約と同等の事務手続が必要となることから、今後、新規集積の契約事務と並行して更新事務の負担増大が予測され、新規集積の推進に支障を来すことが懸念される。 ○現状では、中間管理事業による貸借面積3,965ha、市町村における利用権設定面積24,585haと6.2倍になっている。令和3年度単年度の中間管理事業による貸借面積が588ha、市町村における利用権設定がなくなり、農用地利用等促進計画に統合されると、単純計算で588ha×6.2倍=3,645haとなる。更新により上乗せとなってくる面積が、令和5年度22ha、令和6年度138ha、令和7年度417ha、令和8年度486ha、令和9年度955haなので、令和9年度には、3,645ha+955ha=4,600haを県で認可することが想定される。令和3年度では、588haのうち390haが一括方式であるため、実質的には、198haが県の認可になっている。よって、令和3年度198haであった県認可が令和9年度には4,600haと23倍に増加することになり、現状の手続方式の延長線のまま実施することは、人員確保の面で困難である。 ○当県における農地貸付期間は令和3年度でみると、最も多いのは5年、続いて10年であり、この2期間で全体の半数以上を占める。近年では本事業開始当初より取り扱い件数が年々増加しているとともに、5年契約と10年契約が今後同時に更新時期を迎えるため、件数の急激な増加が予想される(これまでの1.3～1.5倍)。さらに、制度改正によって利用権分の事務が増加することを想定すると抜本的な事務の簡素化が必要となる。 ○当県では、貸し付け期間を5年で設定している案件も多く、既に更新時期を迎えている。期間が満了し、再設定となる場合でも、同様の事務手続が必要となるため、現場での大きな負担となっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>令和4年5月、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が成立したところ。本法律では、農地の将来像である目標地図を含む地域計画を法定化し、目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構（以下「農地バンク」という。）の活用により農地の集約化等を進めていくこととしている。</p> <p>具体的には、農業委員会が、農地の出し手・受け手の意向等を基に、農地バンク・農協・土地改良区等の関係機関と協議の上、目標地図の素案を作成した上で、市町村が最終的に目標地図を策定することとしている。</p> <p>このように本法律の施行後、農地バンクが作成する「農用地利用集積等促進計画」（以下「促進計画」という。）は、農地バンクが主体的に権利移動を行うための計画から、目標地図に即して権利移動等を行うための計画に衣替えることとなる。</p> <p>目標地図は、「農業を担う者」ごとに利用する農地を定め、これを地図として表示するものであり、地図の作成段階で、農業委員会等が「農業を担う者」に相応しいかどうか等を審査することになるため、従来、配分計画の作成の際に求めていた書類は大幅に簡素化する。</p> <p>また、「農用地利用集積等促進計画」の認可権限について、地方自治法に基づき、都道府県条例の改正により、都道府県知事から市町村長へ移譲を進めることとしている。農水省では、改正作業が円滑に進むよう、都道府県条例の改正案のひな形を作成し、都道府県に対して提示することを考えている。</p> <p>これらにより、従前の「農用地利用配分計画」と比べて、都道府県や農地バンクの事務負担は大幅に軽減されるとともに、手続のスピードアップ化が図られると考えている。</p> <p>御提案の賃貸借等の更新に係る認可要件の緩和について、都道府県知事の認可は、農地バンクからの農地の受け手が、①農用地の全てを効率的に利用する、②必要な農作業に常時従事する、ことを担保するために設けており、この認可をもって農地法第3条の許可が不要となるため、これを緩和することは適当ではないと考えている。</p>	<p>本提案は、更新（同一の受け手に従前の賃借権等と同一条件で再度設定）の場合、農用地利用配分計画（配分計画）の認可要件のうち受け手の農用地の利用や農作業の常時従事などの要件は改めて確認せずとも当然満たすと考えられることから、法律上新規と更新を区別する（例えば、新規と更新とで認可要件や添付書類を別に規定し、更新の場合は確認事項と添付書類を一部省略する）ことで、更新の場合の認可手続き事務の簡素化を求めるもの。更新の場合に係る認可要件の実体的な緩和を意図するものではなく、「①農用地の全てを効率的に利用する」、「②必要な農作業に常時従事する」ことの担保を損なうものではない。</p> <p>改正法施行後の農用地利用集積等促進計画（促進計画）については、「書類は大幅に簡素化する」ということだが、簡素化の内容について具体的にお示しいただくとともに、施行規則の改正にあつては、提案の支障や現場の実態を踏まえた上で、省略が可能となる添付書類を明確にした規定としていただきたい。</p> <p>なお、現行法においても施行規則上は、同一の者に再度権利設定を行うおとする場合の一部添付書類の省略が認められているが、法律上の認可要件は新規と更新とで区別がないため、実務上添付書類の省略は困難と考える。促進計画においても同様の懸念がある。</p> <p>また、促進計画の認可権限の市町村への移譲を進めるとされているが、現状農地バンクを介した農地の借受け・貸付けは、市町村を含めた関係機関が一体となって、出し手と受け手とのマッチングから配分計画（案）の作成に至る業務を行っている。市町村の業務が単純に増加しないよう、全体かつ細部にわたって事務負担の軽減を徹底すべきである。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 更新の場合の添付書類が既に省略されていることについては、理解した。</p> <p>一方で、法律改正にあつては、令和4年2月9日に全国市長会から「人・農地プランの策定義務化等に関する緊急意見」が出されているものと伺っている。</p> <p>改正された法律に関する部分や認可権限の移譲の推進については、市町村の意向も十分踏まえた上で検討されたい。</p> <p>また、認可権限の委譲については、都道府県及び市町村双方のメリット、デメリット等を提示されたい。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法改正や省令改正の内容等の周知徹底等、適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
203	岐阜県	森林経営計画制度における主伐量の上限見直し	森林経営計画の認定要件のうち主伐量の上限基準について、算定基準を見直し、森林経営計画内において十分な主伐量を確保できるよう緩和することを求める。	<p>【現行制度について】</p> <p>森林経営計画は、森林所有者(森林の経営の委託を受けた者を含む。以下、同じ)が、自ら森林の経営を行う森林を対象として作成する5年を1期とした計画で、森林所有者はこれを市町村の長などに提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる(森林法第11条)。</p> <p>認定要件の一つに、「適正な伐採立木材積」があり、計画期間内に伐採することとされている立木の材積(間伐に係る立木の材積は除く)が、次の式により算出される材積以下であること(択伐複層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林を除く)とされている。</p> $\{ Z + (Vw - Vn) / T \} \times 5$ <p>Z=当該計画的伐採対象森林(択伐複層林施業を除く)の年間成長量 (木材生産機能維持増進森林にあつてはZに1.2を乗じて得た値) Vw=経営計画始期における当該計画的伐採対象森林の立木材積 Vn=施業により定められた主伐を行う林齢における立木材積の1/2 T=主伐を行う林齢が同一である森林の面積に当該林齢を乗じて得た数値の総和を当該計画的伐採対象森林の面積で除して得た数値(加重平均)</p> <p>【森林経営計画間の流用ルールについて】</p> <p>認定を受けた森林所有者が自ら森林の経営を行うものに限り、森林経営計画間での伐採量の流用が認められているものの、計画作成数や認定面積の少ない林業経営体では流用が難しい。</p> <p>【生じている支障】</p> <p>上記により算定される主伐量の上限を超えるため、予定していた主伐区域を縮小した、森林経営計画の作成を見送ったなど森林経営計画制度が主伐の支障となる事例が報告されている。</p> <p>また、森林経営計画に基づく伐採であれば所得税の特別控除が受けられるところが、計画作成を見送ることにより対象外となるため、立木所有者の不利益に繋がる恐れがある。</p>	コロナ禍で発生したウッドショックに加え、ロシア・ウクライナ情勢の影響で輸入材の調達不安視される中、国産材需要が一段と高まっており、主伐量の上限緩和により、川中・川下の転換需要に応えることができる。	農林水産省	秋田県、茨城県、可児市、関ヶ原町、滋賀県、宮崎県	○提案団体と同様、計画対象面積が小さく、想定する主伐量が上限を超過するため、主伐の計画量を縮小する事例があった。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>森林経営計画は小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、経営管理の集積・集約化を図り、面的なまとまりを持って効率的かつ持続的な経営管理を実現し、森林の有する多面的機能を十全に発揮することを目的としており、森林資源の保続と持続的かつ安定的な木材供給の観点から、主伐の上限を認定基準に定めている。</p> <p>山林所得に係る特別控除などの税制措置は、森林経営計画に従って認定森林所有者等が行う森林の施業及び保護が、短期的には伐採時期及び伐採量の選択制等がある程度制約されることに着目して講じられているものである。</p> <p>主伐上限材積の計算は、対象森林の成長量をベースに現況蓄積で補正するものであり、人工林資源が本格的な利用期を迎えている日本においては、伐採上限量が成長量よりも多くなる計算方法となっている。また市町村森林整備計画において木材生産機能維持増進森林に設定された森林では、成長量を1.2倍として上限値を算出できることとしている。このほか、計画内での年度間の流用や共同作成者間での流用、自ら森林の経営を行う森林に限り計画間での伐採量の流用(原則として市町村森林整備計画を単位とした範囲内に限る)を認めている。</p> <p>このように、森林経営計画の主伐上限材積の算出に当たっては、森林経営計画の目的を達成する範囲で最大限の主伐を可能としており、これ以上の緩和は困難である。</p>	<p>主伐上限材積の算定においては、伐採量が多くなるような補正が講じられているものの、主伐上限材積に達してしまうため予定していた主伐区域を縮小した、森林経営計画の作成を見送ったとの声が林業経営体から寄せられている。</p> <p>また、計画作成数や認定面積の少ない林業経営体では計画間での伐採量の流用は困難であり、管理が煩雑になることもあり、当県での適用事例は1件に留まっている。</p> <p>加えて、当県における令和3年度末時点で認定中の森林経営計画のうち、主伐上限材積に対する計画材積の割合が90%以上となっている計画が5件、80～89%が7件あり、認定請求者において主伐計画を抑制している傾向が見受けられる。この他にも、市町村や県への相談がないまま、森林経営計画の作成を見送った事例があると考えられ、今後、主伐・再造林を推進していくにあたり、森林経営計画制度の主伐上限材積が足枷となることが危惧されるため、主伐上限材積の見直しを求める。</p>	<p>【秋田県】 当県スギ人工林については、森林資源構成が高齢級に偏ったものになっており、資源の循環利用を推進するため計画的な皆伐・再造林を進めて行くことが急務となっている。特に森林経営計画で属人計画を作成している場合は、計画間での伐採量の流用の対応ができないため、皆伐・再造林を進めたくても伐採計画を縮小変更せざるを得ない状況の相談も出てきている。このままでは、森林・林業基本計画に基づく目標の達成にも影響を与えかねない状況も想定されるため、主伐後の造林計画がある場合は、伐採量の緩和措置を設けるなど柔軟な検討を求める。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ、森林経営計画制度が主伐計画に支障をもたらすことがないよう自治体の実態に応じた適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
204	利府町、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、女川町、大府市	公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと	児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条の規定を撤廃することにより、他の受給資格者と同様に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することを求める。	児童手当の支給事務は原則市町村が行っているが、児童手当法第17条の規定により、国家公務員は所属する各省各庁の長、地方公務員は所属する地方公共団体の長が支給事務を行うこととなり、受給資格者が「公務員⇒非公務員」や「非公務員⇒公務員」へ変更になると併せて申請先も変更になるといった、利用者にとって理解しにくい制度となっている。 また、児童手当法第4条第3項の規定により児童を監護する者のうち所得の多い者が受給資格者となるため、例えば、夫婦において、一方は公務員、もう一方は個人事業主等の年によって所得の変動が大きい者である場合においては、後者の所得の変動によって、毎年のように申請先の変更を伴う受給者の変更を行わなければならない事例もある。 受給者の変更が発生した場合、変更の事由の発生月に申請を行わなければ翌月の支給が行われないなど、申請漏れにより、不支給期間が生じる支障が発生している。 併せて、恒常的な業務ではないものの、令和2年度からは児童手当の仕組みを活用した給付金の支給が複数回行われているが、当該給付金は、児童手当と異なり公務員も含めて居住地の市町村から支給したため、公務員分の情報把握等に時間や労力がかかり、結果として給付が遅れる等の支障が生じた。	申請先が異なることによる申請漏れがなくなり、児童手当の不支給期間の発生が抑制され、住民サービスが向上する。 今後、児童手当の仕組みを活用した国の政策等による事務が発生した場合も、住民は迅速にサービスを受けられ、市町村はスムーズに事務を行うことが可能になる。	内閣府	札幌市、ひたちなか市、前橋市、富津市、新宿区、相模原市、長野県、愛知県、半田市、小牧市、伊勢市、滋賀県、京都府、防府市、山陽小野田市、高松市、福岡県、佐世保市、熊本市、別府市	<p>○当市でも同様の事例が発生しており、全国の自治体に共通して生じる支障であることを考えると、当該提案による改善が望まれる。</p> <p>○公務員分の児童手当も市町村が支給事務を行うことにより、申請先が統一され、支給漏れが減少することが期待される。また、児童手当の仕組みを活用した給付金の支給については、公務員も含めて居住地の市町村から支給するため、特に単身赴任の方で児童が別住所にある者など、申請が必要となる公務員分の情報把握に時間と労力がかかった。このため、公務員分も市町村が支給事務を行うこととなれば、今後児童手当の仕組みを利用した国の施策等による事務が発生した場合は、市町村はスムーズに事務が行うことができる。</p> <p>○児童手当システムをもとにした給付金を令和2年度から複数回行っているが、公務員も対象になっているにも関わらずデータの収集に時間を要し、通知の送付や、申請漏れにつながった。</p> <p>○当市においても、「公務員⇒非公務員」になった際に、市での受給資格消滅手続きがなされていないことから、手当の過払いとなり、返還を求めた事案がある。公務員となったことは、公簿上では確認できず、令和4年度から現況届の提出も原則不要となっていることを勘案しても、今後同様の事案が発生する可能性も高いと思われることから制度改革が必要であると考えられる。</p> <p>○過去に当市では、公務員採用による過誤払や、窓口での誤った申請先の案内による未請求案件が発生しており、対応に苦慮しているため、他の受給資格者と同様に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することが望ましいと考える。</p> <p>なお、国から3月に配付された資料(担当者ベースの一案)によると、公務員の児童手当を市町村から支給することについての改正は令和6年3月施行で検討されている。</p> <p>○過去に当市においても、公務員になった際に受給事由消滅届を提出し忘れ、居住地と職場からの二重支給となる事例や公務員を退職した際に居住地に申請する必要があることを知らず、未支給の月が数ヶ月発生するという事例などがあった。 連絡票を作成することや周知に力を入れる等の対応によって多少の改善は見込まれるが、確実に防ぐことはできず、受給者にとって不都合が生じている。 今後、官民の人材交流を進める上でもデメリットの一つになることが想定される。 また、国、県、市の財源負担については、別途精算することも可能と思われる。 以上のことから、他の受給資格者と同様に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することが妥当と考える。</p> <p>○法改正等により、令和4年6月1日から原則として現況届は廃止となったが、公務員分については、公簿等(住民基本台帳及び課税台帳等)による確認が困難であるため、引き続き現況届の提出を受給者に対して求めることとなり、受給者及び人事給与担当部門において、大きな事務負担となっている。</p> <p>○新規認定及び現況届の際に、所得の状況を確認するため、受給者から課税(非課税)証明書の提出を求めるが、提出を受けた証明書は、その時点のものであるため、例えばその後、受給者個人で確定申告を行い、前年所得の増減に影響があった場合、当然に手当区分の変更(児童手当から特例給付へ又は、特例給付から児童手当へ)が生じることもありうる。</p> <p>しかし、人事給与担当部門において、受給者個人の確定申告の状況は、把握していないため、手当区分の変更については、「税務署による税是正の調査」及び「住民税額改定通知」などから、再度受給者から課税(非課税)証明書の提出を受け、所得の状況を確認する必要があるため、確認する手段にも限界があり、また確認に伴う事務負担の増大に繋がっている。</p> <p>○現況届の結果、収入逆転により受給者変更(公務員分から市区町村分へ又は市区町村分から公務員分へ)が必要となった場合、受給者に対してその旨を通知し法定手続きを案内するが、受給者が手続きを失念又は理解していないことなどから、法定請求期限(事実発生日から15日以内)が過ぎた結果、受給者の非ではあるが児童手当又は特例給付が受給できない空白の期間が発生してしまう場合がある。</p> <p>○①公務員分は現況届時の書類提出を省略することが難しい。支払が市町村に変更されれば受給者の管理もしやすくなり、受給者にとっても負担(住民票・所得証明書の取得、金銭的)が減り合理的である。</p> <p>②退職出向等で他県へ異動となる者も多く、そのたびに消滅・認定手続きを行うが、部署を経由して書類を処理するため、手続きに時間を要する。住所変更の手続きの際に市町村窓口で児童手当の手続きも一緒に行えば、短時間で処理され漏れが無くなる。</p> <p>③公務員分は他の所属庁や市町村とのやり取りをする際、判断に温度差があることもあり事務が煩雑になりやすい。市町村に変更されればそれらが解消される。</p> <p>④退職すれば市町村へ申請しなければならないが、住所地を管轄する市町村から支給されていればその必要が無い。</p> <p>○「公務員から非公務員」、「非公務員から公務員」に受給先が変更になった場合に、児童手当の申請(認定請求または消滅)を失念している事例が多数見られ、返還を求めたことや、児童手当を数ヶ月分受給できなくなるケースが多数みられるため利用者に不利益が生じている。また、当市においてはシステム上公務員分の現況届の廃止が困難であり、利用者の負担軽減につながっておらず、現況届廃止の趣旨にそぐわない状態となっている。</p>

【重点8】

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>児童手当及び特例給付(以下、児童手当等という。)については、住所地の市町村長が認定・支給等の事務を行っている。</p> <p>公務員に対して支給する児童手当等については、一般事業主における事業主負担相当分及び国庫負担又は地方負担相当分を合わせて所属庁の長が負担しており、他の一般事業主の場合のような拠出金の徴収事務を不要とするともに給付事務を一元的に行うこととしている。</p> <p>公務員の児童手当等の認定・支給等の事務について、住所地の市町村長が行うようにすることについては、公務員の児童手当等に係る費用負担の変更や市町村における業務増など実務面の対応等の論点に留意し、慎重な検討を要するものと考えている。</p>	<p>当町在住の公務員分の児童手当支給事務は増加となりますが、人事担当課でマイナンバー連携による確認を行い対応している当町職員の子供手当の認定支給事務は不要となり、役所全体の業務量でみた場合、精通した部署に業務が一元化されることによる効率化が見込まれます。</p> <p>また、平成27年に共済年金が廃止され、公務員等も厚生年金に加入するよう年金制度が改正されたことから、社会保障において公務員のみを別建てにする必然性は薄れていると言え、児童手当制度についても制度や仕組みの一元化が必要であると考えます。</p> <p>一元化するにあたっては費用負担割合の変更が必要となりますが、公務員分についても公務員以外の方と同様の費用負担とし、普通交付税にて調整することも一つの方法として考えられます。</p>	<p>【伊勢市】</p> <p>市町村における業務増とあるが、公務員の採用・退職及び会計年度任用職員の共済組合員資格取得・喪失(短期組合員は除く)、夫婦間の所得逆転による受給者変更等に伴う受給資格の消滅・認定事務が軽減される。</p> <p>本提案の趣旨は、支障事例にもあるように、認定・支給事務を行う主体が市町村と所属庁で異なることにより生じている受給者の不利益や手続きの負担を軽減することを目的としていることをご理解いただきたい。</p> <p>また、令和4年10月から共済組合員の適用範囲が拡大され、公務員・非公務員の区分がより複雑になることから、住民サービスの向上のため、前向きに制度改正を検討していただきたい。</p> <p>【福岡県】</p> <p>業務を行う市町村の業務増など実務面での対応等について慎重な検討をいただくことは当然であるが、所属庁の業務がより煩雑となることがないように再度お願いしたい。</p> <p>また、制度改正に対応するための環境整備に要する期間や費用も勘案いただく等、所属庁にも配慮した慎重な検討を再度お願いする。</p> <p>※具体的な検討内容は「補足資料」とおり</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>その際には、都道府県及び市町村双方に更なる負担が生じることのないように留意すること。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
205	利府町	土地区画整理事業における区域内の建築行為等の許可に必要な施行者への意見照会に係る取扱いの整理	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条第2項の規定について、現状(市町村規程)と整合が取れていないため、意見照会を行う者や意見照会を行う時期について整理していただき、申請者の負担軽減につながるよう見直しを行って欲しい。	土地区画整理事業では、行政の認可・告示を受け、宅地造成等が行われる。そのため、その計画に支障をきたすことを防ぐために、事業中の区域内での建築行為等について、土地区画整理法第76条の規定により、都道府県知事等から許可を受けなければならないとされている。当町では、土地区画整理法第76条に規定する許可等について県から権限移譲を受け、業務を行っており、許可の申請があった場合には、同条第2項の規定により、施行者(土地区画整理組合等)に意見照会を行い、その結果を受け許可・不許可の通知を行っている。これに対し、他市町村の取扱いを確認したところ、施行者の意見を確認することを申請段階で申請者に求めているものや施行者を經由して申請を行うよう求めているもの等市町村によって、取扱いが異なっていた。法律では、「許可の申請があった場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。」としているため、申請書の受理後に、町による審査を行い、許可要件を満たすようであれば施行者への意見照会を行わなければならないものと解釈していた。申請者手続の負担軽減(市町村による取扱いの違いによるもの)を目的に取扱規程等の作成に取り組んでいたが、上記の内容により法定手続の解釈に苦慮している。	市町村により軽微な違いはあれ、意見照会を行う者が明確化されれば、申請者の確認作業等の負担軽減につながる。実務と整合が取れていない制度について、見直しを行うことで適法性が担保される。	国土交通省	—	—
206	岩手県、宮城県、秋田県	官庁会計システム(ADAMS II)における地方交付税交付金支払事務処理期限の改善	官庁会計システム(ADAMS II)における地方交付税交付金支払事務処理期限の改善	官庁会計システム(ADMAS II)による地方交付税交付金等の支払事務は、総務省からの示達日の同日又は1日後に、各都道府県で支出決定通知(確認入力)の処理を行わなければならない。事前に処理日程は示されるものの、示達の具体の時間が事前には概ねの時間帯のみしか示されない(当日の「午前中」など)ことから、示達日の同日中に処理が必要な場合、県の担当者は示達の連絡を待ち続ける必要があるとともに、連絡があり次第、速やかに対応が必要となるなど、示達の当日は、担当者は他の業務執行が難しくなるなどの影響が生じている。このことから、いずれの交付の場合でも共通で、示達日から処理期限まで1日程度の猶予が必要と考える。(参考) ●令和3年度に示達日の当日中の処理となった交付金 ・地方交付税交付金及び地方特例交付金(4月概算交付分) ・地方交付税交付金(12月追加交付分) ・特別交付税(12月交付分) ・特別交付税及び震災復興特別交付税(3月交付分) ●令和3年度に示達日の翌営業日までの処理となった交付金 ・地方交付税交付金(6月概算交付分) ・震災復興特別交付税(9月交付分) ・地方交付税交付金及び地方特例交付金(9月定例交付分) ・地方交付税交付金(11月定例交付分)	地方公共団体の事務負担の軽減が図られるものと考えられる。	総務省	千葉県、新潟県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、山口県、長崎県、大分県	○厚生労働省及び内閣府所管の補助金及び交付金等においても、示達日から支払指定日までの日数が短く(2営業日や3営業日)、同様の事務負担が生じているものがある。また、厚生労働省においては、補助金等の請求行為における交付決定(変更交付決定)通知書や負担行為担当官(厚生労働省各局長)からの負担行為決議書の送付が遅いため、支払指定日までの日数が短期間となり、同様の事務負担が生じている。 ○他県提案のとおり、総務省関連の示達は遅く、毎回、タイトな事務処理を強いられている状況である。総務省内の事務処理に時間がかかるのであれば、直接、総務省から各自治体に入金処理を行うなど、抜本的な事務改善をお願いしたい。 ○総務省から県市町村課への示達日から処理期限までが短期間のため、県市町村課からの連絡から市町村の受入事務までの処理も短時間で処理が必要となっている。 ○当県においては、支出負担行為担当官の別業務による出張や休暇の取り止め・日程変更などの支障が生じている。 ○当県の支出官業務においても、処理期限までに支出決定通知(確認入力)を行う必要があるため、決裁権者や担当者の日程調整が必要であり、他の業務の遂行にも影響が生じる場合がある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>土地区画整理法第76条第1項に規定する許可の申請があった場合、同条第2項の規定により許可権者である都道府県知事等(地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理特例の条例により町村に権限移譲された場合においては当該町村長)は、施行者の意見を聴かなければならないとされており、現行規定上意見聴取を行う主体及びその時期は明確にされている。</p> <p>なお、当該許可に係る審査事務を円滑に進めることにより申請者の手続負担を軽減するため、許可権者が申請しようとする者に対し当該許可に係る建築行為等が事業の施行の障害となるおそれがないか等について施行者と事前協議等することを求めることは土地区画整理法において妨げられるものではなく、当該許可に係る審査事務の運用については、地域の実情に応じて各許可権者において判断されるべきものと考えます。</p>	<p>申請者と施行者による事前協議は土地区画整理法において妨げられるものではなく、同法第76条第1項に規定する許可に係る審査事務の運用については、各許可権者において判断するものことだが、許可権者によって審査手続が異なることにより、申請者が各自治体へ手続きの方法の確認する必要が生じている等、現に申請者の負担となっているという実態もある。そのため、意見照会を行う者や意見照会を行う時期について整理していただき、申請者の負担軽減につながるよう何らかの見直しを検討いただきたい。</p>	-	-
<p>地方交付税は、地方団体が行政サービスを提供する上で重要な固有の一般財源であるため、地方団体の予算執行や補正予算の編成等、財政運営上の見地から、速やかな交付に努めている。</p> <p>また、「国庫金の効率的な管理について(平成17年8月26日 財務省)」により、地方交付税の交付日は原則月末から2営業日目(租税・年金保険料の受入日)とされているところである。これにより、特に4月概算交付分は原則として4月2日が交付日となり、年度当初(4月1日)に交付決定(示達)を行ったとしても交付日の前日である4月1日中のADAMS IIによる処理が必要となる。</p> <p>6月以降分については、可能な限り余裕のある処理日程としながらも、引き続き、ご意見を踏まえて適切な処理日程について検討していきたい。</p>	<p>交付決定(示達)の当日に支払い事務処理を行う必要があることで、他の業務執行が難しくなるなどの影響は、普通交付税だけでなく、特別交付税や震災復興特別交付税においても同様であり、処理日程の見直しにより、地方公共団体の事務負担の軽減が期待される。例えば、震災復興特別交付税の令和3年度9月交付において、9月3日(金)に示達がなされ、示達から2営業日目の9月7日(火)に交付された事例(示達日の翌営業日(9月6日(月))までの事務処理とされた例)もあること等を踏まえ、引き続き、普通交付税をはじめとした地方交付税の速やかな交付に努めていただくとともに、可能な限り余裕のある処理日程となるよう検討していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
209	富山県	農用地区域内における土地の用途区分の変更に関する農業振興地域整備計画の変更について、現状では1ヘクタールを超える面積要件の緩和または撤廃	農用地区域内における土地の用途区分の変更に関する農業振興地域整備計画の変更について、現状では1ヘクタールを超える面積要件の緩和または撤廃が可能とされているが、「軽微な変更」を可能とする面積を2ヘクタールまでとする面積要件の緩和、または面積要件自体の撤廃を求める。	【現状】 農用地区域内における土地の用途区分の変更に係る農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行令(以下「法施行令」という。)第10条第1項第4号において1ヘクタールを超える場合は軽微な変更(※)で可能とされている。 ※軽微な変更:変更の際の県の同意、及び計画案の公告縦覧及び異議申出期間(45日)が不要であり、通常の計画変更に比べて手続きの簡素化及び迅速化が図られる。 【具体的な支障事例】 当県では昨年来、農用地区域内の遊休農地等を活用し、1ヘクタールを超える農業用施設(牛舎)を整備したいとの相談が数件寄せられているが、1ヘクタールを超える場合、軽微変更の対象とはならず、市町村が定める農業振興地域整備計画の変更が必要となり、改正には計画案の公告縦覧及び異議申出期間(45日)を含め、約半年程度の期間が必要となる。 このため、相談してきた事業者からは、「なるべく手続きを早急に行い、スムーズに着工まで進めたいと思っているが、用途区分の変更に時間を要すると、資金面や今後のスケジュールに支障が出る可能性もある」といった困惑の声も上がっている。 ※なお、「求める措置の具体的な内容」において面積要件の緩和を2ヘクタールまでとしたのは、当県において相談を受けている上記牛舎整備に係る面積が最大1.7ヘクタール程度であるためである。	面積要件の緩和または撤廃により、手続きの簡素化や迅速化が図られることで、申請に係る事業者の負担軽減にもつながる。また、農用地区域内の用途区分変更を柔軟に行えるようになることで、地域の活性化や遊休農地対策、農業振興地域整備計画の達成に大きく寄与することが期待される。	農林水産省	宮城県、高崎市、川崎市、長野県、可児市、豊橋市、大分県	—
210	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、警察庁から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、バチンコホール事業、自動車学校事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月を要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における警察庁所管分の認可等の実績は、過去3年間で6件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、警察庁が所管する事業を組合員の資格事業を含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。 また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。	警察庁	大阪府、岡山県、福岡県、長崎県、宮崎県	○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一的かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>市町村が定める農業振興地域整備計画の農用地利用計画において、農業の用に供すべき土地の区域として農用地区域を定めており、農用地区域内において、農用地と農業用施設用地等が交錯・混在することを避け、効率的に農業生産基盤整備及び農作業を行うために農用地区域内の用途区分を設定することとしている。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更を行う場合は、</p> <p>①市町村の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであることから、市町村は当該計画を縦覧に供し、当該市町村の住民が意見書を提出することができることとされ、</p> <p>②また、計画変更により周辺農地における農業上の利用に支障が生じる可能性があることから、農用地区域内にある土地の所有者等が異議申出を行えることとされており、</p> <p>③加えて、都道府県が定める農業振興地域整備基本方針に沿った内容である必要があることから、市町村は都道府県知事に協議し、同意を得る必要があることとされている。</p> <p>1ヘクタールを超えるような大規模な用途区分の変更は、周辺の農業上の利用に影響を及ぼすほか、農業用排水路の付け替え等が必要となる場合があることから、異議申出の機会の付与や都道府県知事への協議同意等の手続きを経た上で農業振興地域整備計画を変更する必要がある。</p>	<p>軽微な変更を可能とするか否かの基準を1ヘクタールとしている明確な理由を本回答からは読み取ることができないが、ご回答のとおり、周辺の農業上の利用に影響を及ぼすような大規模な用途区分の変更の際に異議申出の機会の付与や都道府県知事への協議同意など一定の手続きを経る必要があることは理解できる。</p> <p>一方で、遊休農地が増加傾向にある中、今後、例えば大規模に遊休化している農地の一部を用途変更する場合など、1ヘクタールを超えても周辺の農業上の利用に対する影響が少ないことも考えられる。事業者の負担軽減や手続きの簡素化、迅速化、及び地方の実情を勘案した制度の検討をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 農業振興地域整備計画の変更について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が内閣総理大臣の所管に属するもの(国家公安委員会の所管に係るものに限り、全国を地区とするものを除く。)に関する内閣総理大臣の権限に属する事務をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うことについては、中小企業等協同組合法を所管する関係省庁と共に検討する必要がある。</p>	<p>2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等について、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。</p> <p>既に、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
211	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務(内閣府から金融庁に権限を委任されたものに限る)について、地方財務局から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。例えば、保険媒介代理事業、公認会計士事務所事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2~3カ月を要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方財務局所管分の認可等の実績は、過去3年間で7件である。一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。こうした状況に鑑み、地方財務局が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等(内閣府から金融庁に権限を委任されたものに限る)についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。	金融庁	大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県	○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一的かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>ご提案については、事業協同組合等に関する制度所管省庁と連携しつつ、検討してまいりたい。</p>	<p>2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等について、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。</p> <p>既に、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
212	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、総務省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。例えば、民間放送事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における総務省所管分の認可等の実績は、過去3年間で4件である。一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。こうした状況に鑑み、総務省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。	総務省	大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県	○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一的かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>通信用業について 都道府県に権限移譲を行うことは特段問題は無いと考える。</p> <p>放送業について テレビジョン放送業(衛星放送業を除く)、ラジオ放送業(衛星放送業を除く)及びその他の民間放送業について、関係する都道府県において連絡体制の構築が図られている等、適正かつ効率的な手続きの実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、許認可等の権限を都道府県へ移譲することは可能であると考えます。</p> <p>衛星放送業について、提案団体以外の都道府県についても賛同が得られること、さらに実効性のある監督体制が確保されることを前提とし、既に提案内容を実現している他省と同様の内容にて都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。</p> <p>有線放送業について、提案団体以外の都道府県についても賛同が得られること、さらに実効性のある監督体制が確保されることを前提とし、既に提案内容を実現している他省と同様の内容にて都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。</p> <p>インターネット附随サービス業について (ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業) 都道府県に権限移譲を行うことは特段問題は無いと考える。</p> <p>映像・音声・文字情報制作業について (映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)、テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)、映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業、ラジオ番組制作業、ニュース供給業、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 映像・音声・文字情報制作業について、都道府県に権限移譲を行うことは特段問題は無いと考える。</p> <p>郵便業及び郵便局の業務について 郵便業及び郵便局の業務は日本郵便が主体となり行われており、事業協同組合等の設立は想定されないため、認可等権限移譲の対象となり得ない。</p> <p>信書便事業について 事業協同組合等の設立の認可等について、2以上の都道府県の区域にわたる場合も都道府県において対応することについては、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)に基づく信書便事業の許認可業務に対して特段の支障はなく、都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。</p> <p>行政書士について 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第111条第1項第1号の規定に基づき、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等で、組合員の資格として当該組合の定款に定められる事業に行政書士事業が規定されている場合、認可等の事務については、事業の所管大臣である総務大臣にて行っているところである。</p> <p>2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に係る事務について、総務大臣から都道府県知事へ権限の移譲を検討するに当たっては、都道府県において許認可や処分等に係る事務負担が増加するとともに区域外への権限行使が行われることから、都道府県において事務の移譲により支障が起きないことの確認を行っていただく必要がある。</p>	<p>2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等について、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。</p> <p>既に、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。</p>	<p>【大阪府】 行政書士業について、「都道府県において許認可や処分等に係る事務負担が増加するとともに区域外への権限行使が行われることから、都道府県において事務の移譲により支障が起きないことの確認を行っていただく必要がある。」と回答されているが、事業協同組合の認可に係る権限移譲では、統一的かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。</p> <p>その一方、都道府県は業の資格の所管行政庁ではないため、組合としての許認可に係る業務以外でどのような支障が起きるかの確認ができない。支障が起きるとは具体的にどのようなことを想定されているのかお示しいただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
213	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、法務省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。例えば、法律事務所事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における法務省所管分の認可等の実績は、過去3年間で7件である。一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。こうした状況に鑑み、法務省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。	法務省	大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県	○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一的かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。
214	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、文部科学省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。例えば、各種学校事業、宗教事業、スポーツ施設提供事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における文部科学省所管分の認可等の実績は、過去3年間で6件である。一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。こうした状況に鑑み、文部科学省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。	文部科学省	大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県	○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一的かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。